

令和4年6月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和4年6月 3日 開会

令和4年6月15日 閉会

飯 島 町 議 会

令和4年6月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年6月3日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 第 2 号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 第 3 号議案 飯島町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4 号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5 号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6 号議案 飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第 10 第 7 号議案 飯島町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第 11 第 8 号議案 飯島町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第 12 第 9 号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第14号専決）

日程第 13 第 10 号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）

日程第 14 第 11 号議案 令和3年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号専決）

日程第 15 第 12 号議案 令和3年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号専決）

日程第 16 第 13 号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

日程第 17 第 14 号議案 飯島町道路線の認定について

○出席議員（１２名）

１番	浜田 稔	２番	久保島 巖
３番	片桐 剛	４番	吉川 順平
５番	坂本 紀子	６番	星野 晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	坂井 活広	１０番	伊藤 秀明
１１番	宮脇 寛行	１２番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀 越 康 寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松澤 京子
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 小林 美恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議開会

開 会	令和4年6月3日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これから令和4年6月飯島町議会定例会を開会いたします。 なお、今定例会は節電・省エネ対策等の一環として軽装としておりますので、御承知おきをください。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。 〔下平町長登壇〕
町 長	おはようございます。 令和4年6月議会定例会招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。 令和4年5月10日付、飯島町告示第48号をもって令和4年6月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 田植作業もおおむね終わり、農作物に対する凍霜害等の被害報告もなく、初夏を迎える季節になりました。 既に梅雨入りしている沖縄では、今週、記録的な大雨に見舞われました。短時間での大雨により道路の冠水や河川の氾濫が発生したと報道されました。 関東甲信地方の梅雨入りは6月12日頃と、例年より遅いという予想でございます。梅雨入り前でも最近では局地的な大雨が降ることも考えられますので、常に水害や土砂災害に備えてまいりたいと思っております。 さて、最近の地域経済の状況を見てみますと、1月～3月期のGDP速報値は前期比0.2%減、年率1.0%減で、2・四半期ぶりのマイナスとなっています。蔓延防止等重点措置の発令に伴いサービス消費が減少したと見られています。 しかしながら、内閣府の5月の月例経済報告による全国の景気動向は「景気は、持ち直しの動きがみられる。」としています。蔓延防止等重点措置の解除を受けて人出が増加し、外食や旅行など個人消費も持ち直し傾向にあり、景気を後押ししているとしています。 当面の見通しにつきましては、景気は回復の動きとして、サービス消費を中心に個人消費が増加に転じるほか、企業の生産活動も供給制約の緩和により持ち直す見込みとされています。 ただし、中国における感染再拡大の影響、ウクライナ情勢の長期化が懸念される中で、

供給面での制約や原材料価格の上昇が与える影響には注意する必要があるとしております。

一方で、長野県の経済に目を向けますと、2月から3月の動向では「持ち直しの動きに弱さがみられる」とされています。生産動向、個人消費、公共投資等、各分野で足踏みまたは前年を下回る状況となっています。

そのような中でも4月の伊那管内の求人倍率は1.49で、前年同月を0.37上回っています。

今後における経済の動きに注視をしたいところでございます。

こうした状況の中、長野県では、3月の蔓延防止等重点措置の解除後、県独自の感染警戒レベルの基準の見直しを2回にわたって行っています。オミクロン株の特性に対応して感染警戒レベルと医療アラートを組み合わせて判断をし、新規陽性者数の基準になる人数をおおむね6倍に引上げ、緩和をしてくれています。

町としまして、3年にわたるコロナウイルス感染症に係る規制の中で暮らしや経済はすっかり疲弊し、萎縮をしている状況にあります。従前のデルタ株に比べてオミクロン株は感染力が強い一方で重症化リスクが小さいことを踏まえ、今後は経済の活性化を図らなければならない時期と考えているところでございます。

先日の臨時議会で議員の皆様には慎重な審議、また御意見をいただき御議決いただきましたくらし復興券を現在準備しているところでございます。ウクライナ情勢による諸物価高騰の折もあり、町民の皆様には有効に活用していただき、町全体が明るい兆しに向かっていけるきっかけになればと思っております。

新年度も2か月が経過いたしました。5月には町内4地区において各区区会議員、自治会役員の皆様には今年度の予算の概要説明を行ってまいりました。各地区においては、予算に限らず御意見、御提案をいただき、今後の行政、まちづくりに生かしてまいりたいと思っております。

第6次総合計画に掲げる8つの分野別基本施策、また環境循環ライフ構想、人口増プロジェクトの2つの主要プロジェクトにより、計画に沿った事業展開を進めてまいります。議会並びに町民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

さて、本議会定例会に提案申し上げます案件は、専決処分の条例案件2件、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算の専決処分案件4件、条例案件6件、令和4年度一般会計補正予算案件1件、一般案件2件の合計15件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ、慎重な御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。議会招集の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔下平町長降壇〕

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により3番 片桐剛議員、4番 吉川順平議員を指名します。

議 長	日程第2 会期の決定についてを議題といたします。 本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議を いただいております、議会運営委員長より会期は本日から6月15日までの13日間とす ことが適当との協議結果の報告がございました。 お諮りいたします。 本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに 御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの13日間とす ることに決定をいたしました。 会期の日程は事務局長から申し上げます。
事務局長	会期日程説明
議 長	日程第3 諸般の報告を行います。 議長から申し上げます。 初めに、請願、陳情等の受理について報告いたします。 受理した請願、陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第 89条第1項及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託いたします。 次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。 次に、町当局からの報告を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長	それでは、私から6件について御報告を申し上げます。 初めに、地方自治法第180条第1項の規定に基づき事故の損害賠償に係る専決処分を 行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。 対象となりました事故は、昨年10月1日に日曽利地籍におきまして火災予防の広報活 動中の消防団車両が個人所有の納屋の一部を破損してしまったものでございます。 原因は、町道を走行中、左カーブでハンドルを切り過ぎたことにより車両の左側側面 が屋根に接触したものでございます。 この件につきましては、町の過失割合を100%として、相手方に支払う損害賠償の額 を7万1,500円と決定し、12月10日に示談書を取り交わし、相手方への支払いも完了 しており、今後このような事故が再発しないよう消防団幹部会を通じて再発防止を確認 したところでございます。 なお、損害賠償額の全額につきましては、町が加入しております車両保険の対象とな り、保険会社から町会計への入金処理も完了しております。 続きまして、令和3年度一般会計の繰越明許費繰越計算書について地方自治法施行令 第146条第2項に基づき御報告申し上げます。 令和3年度事業の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり令和4

年度に繰越いたしました。

繰越した事業につきましては、情報機器管理費の学校給食センター等ネットワーク構築業務、戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化対応に対するシステム改修、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業、農業委員会費の情報収集等業務効率化支援事業、農業基盤整備促進事業の概要書作成業務、農地耕作条件改善事業の水路改修工事、商工業振興費の新型コロナウイルス第6波対応事業継続応援補助金、道路維持費の構造物補修工事、社会資本整備総合交付金事業の道路改良工事・道路舗装補修工事・設計監理業務、飯島小学校管理費の飯島小学校屋根改修工事・給食配膳室建設工事・空調設備設置工事、七久保小学校管理費の空調設備設置工事、中学校管理費の空調設備設置工事、体育館等管理費のPCB廃棄物処分、学校給食センター費の学校給食センター解体、農業施設災害復旧事業の農業施設災害復旧工事・査定実施設計業務の全17事業であります。

細部につきましては、お手元の繰越計算書を御覧ください。

続きまして、令和3年度一般会計の事故繰越計算書について地方自治法施行令第150条第3項に基づき御報告申し上げます。

令和2年度から令和3年度に繰越しました給食センター配送車の購入について、コロナ禍による世界的な半導体不足の影響により車両製造に不測の日数を要したため、520万円を地方自治法第220条第3項のたし書による事故繰越の制度により令和4年度に繰越しました。

細部につきましては、お手元の繰越計算書を御覧ください。

次に、令和3年度飯島町土地開発公社決算について御報告申し上げます。

令和3年度飯島町土地開発公社決算につきましては、去る5月25日開催の公社理事会において審議をお願いし、御議決いただきましたので、その概要を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

令和3年度の土地開発公社の事業としましては、工業団地関連事業及び保有土地販売事業に取り組んでまいりました。

工業団地関連事業では、久根平工業団地の拡張を計画し、地権者と土地販売契約を締結し、契約金の一部を支払い、上屋の除去を行っております。

保有土地売却事業では、赤坂分譲住宅地の1区画を売却しました。また、新田工業団地につきましては複数の企業に対して営業活動を行ってまいりました。今後も引き続き保有土地の早期売却に向けて取り組んでまいります。

主な収益の内容ですが、土地造成事業益で1,321万円、附帯等事業収益がおよそ35万円で、事業収益はおよそ1,356万円となりました。これに町からの補助金など事業外収益等を加えた収益合計はおよそ3,722万円となりました。これに対する費用につきましては、取得原価およそ1,171万円に一般管理費及び事業外費用等を加えた費用合計はおよそ1,456万円となり、差引きおよそ2,266万円の利益となっております。

前期繰越欠損金につきましてはおよそ351万円で、当期純利益を合わせて準備金合計はおよそ1,914万円となりました。

以上、公社の決算概要について申し上げます。

決算の詳細はお手元の決算報告書のとおりでございますので、後刻御覧ください。

続きまして、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳第31期決算について御報告申し上げます。

株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の第31期の決算につきましては、去る5月19日開催の定時株主総会において承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、その経営状況について御報告申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大への対応をはじめ、半導体不足、ウクライナ情勢、円安等、市民生活や経済活動に大きな影響が出た一年でした。

ケーブルテレビ業界では、コロナ禍における対応としてリモートワークやGIGAスクール支援、イベント等の無観客対応としての生中継やインターネット配信の実施のほか、ローカル5Gへの試験的な取組が始まっています。

一方、大手通信事業者が開始したスマートフォンの廉価プランは契約者が急拡大し、競争が激化しています。

家庭におけるインターネット利用の使用機器がスマートフォン等のモバイル端末となっているため、今後の固定回線サービスへの影響が懸念されています。

このような状況の中、CEKではKDDIやNTTドコモの連携による固定モバイルセット販売の推進、特殊詐欺防止のための迷惑電話自動ブロックサービスの開始、CS専門チャンネルのハイビジョン化等を進め、加入者サービスの向上に努めたところでございます。

加入状況は、各種キャンペーンの実施、光サービスのPR等に努めた結果、インターネットサービスと電話サービスの加入が増加となりました。

引き続き、光トリプルサービスのPRに加え、みなこいチャンネルでのきめ細かな情報提供や安心していただける技術サポート等続け、加入拡大に努めてまいります。

また、今期決算につきましては、計画では2,500万円程度の黒字を見込んでおりましたが、先ほど申し上げましたインターネットサービスや電話サービスの加入増加により、計画を上回る6,400万円余りの当期純利益を確保することができました。

新年度もケーブルテレビ業界を取り巻く環境は厳しさが予想されていますが、引き続き光トリプルサービスを展開するとともに、関係機関と連携しながら地域の公共メディアとしての使命を果たしてまいります。

なお、決算の詳細につきましてはお手元の資料のとおりでございますので、後刻御覧いただきたいと思っております。

続きまして、令和3年度水道事業会計の繰越計算書について地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げます。

令和3年度水道事業建設改良費に係る支出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり令和4年度へ繰越ししました。

繰越ししました事業は、配水管布設替え工事6件でございます。

細部につきましては、お手元の繰越計算書を御覧ください。

	以上 6 件について御報告申し上げました。 〔下平町長降壇〕
議 長	以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第 4 第 1 号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長	第 1 号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて 提案理由の説明を申し上げます。 本条例は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い関係する規定を整備するため、この条例の一部を改正するものでございます。 地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 3 月 31 日付で一部改正に係る専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により本議会において報告し、承認を求めるものでございます。 条例の主な改正点は、1 証明書の交付事務における DV 被害者への取扱いの見直し、2 住民税における確定申告書の取扱いの見直し、3 住宅借入金等特別税額控除の延長及び見直しなどでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。
住民税務課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑はございませんか。
5 番 坂本議員	第 34 条の 7 の寄附金税額控除についてなんですけれども、これは、もう寄附金の控除のこれがなくなるということは、制度そのものがなくなるということなんでしょうか。 2 ページですね、2 ページの真ん中ほどの。
住民税務課長	御説明をいたします。 こちらは平成 26 年度から 7 年経過したことによりまして経過措置が終了したということので削除いたすものでございます。
議 長	制度そのものがなくなるというお答えでよろしいですか。
住民税務課長	申し訳ありません。制度そのものがなくなるということでございます。
議 長	そのほか質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。(松村住民税務課長挙手)
住民税務課長	申し訳ありません。制度そのものがなくなるのではなくて、経過措置が終了したとい

議 長 5 番 坂本議員	うことでございます。
	よろしいですか。
	はい。
議 長	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。
議 長	討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
	討論なしと認めます。
議 長	これで討論を終わります。
	これから第 1 号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決します。
	お諮りします。
議 長	本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
	異議なしと認めます。したがって、第 1 号議案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。
議 長	日程第 5 第 2 号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて
	を議題といたします。
	本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	〔下平町長登壇〕
	第 2 号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。
	本条例は、第 1 号議案と同様、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことにより、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により本議会において報告し、承認を求めるものでございます。
住民税務課長	条例の主な改正点は、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられることによる所要の規定の整備を行うものでございます。
	細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。
	〔下平町長降壇〕
議 長	補足説明
	これから質疑を行います。

5 番		質疑はありませんか。
坂本議員		納める方たちにとってはいいと思いますが、町に対する保険税の影響額はどのくらいになるのでしょうか。
住民税務課長		影響額ということでございますけれども、試算になりますけれども、医療の関係では差額として約 30 万円前後、後期高齢者等支援の関係につきましては 40 万円ほどということで試算をしております。
議 長		ほかに質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 2 号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		異議なしと認めます。したがって、第 2 号議案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。
議 長		日程第 6 第 3 号議案 飯島町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長		第 3 号議案 飯島町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免等についてを受け、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して令和 4 年度分においても保険税の減免を行うため、本条例の一部を改正するものです。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

		〔下平町長降壇〕
住民税務課長	補足説明	
議 長		これから質疑を行います。 質疑はございませんか。
7 番		
三浦議員		令和3年度での減免はどれほど町内ではあったのかお聞きしたいと思います。
住民税務課長		本条例に該当する件数は、令和3年度分はゼロ件でございました。
		ただし、令和2年度分では3件、令和2年の2月及び3月、いわゆる令和元年度分については1件が減免となっております。
議 長		ほかに質疑ございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから第3号議案 飯島町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
		お諮りします。
		本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。
議 長		日程第7 第4号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。
		本案について提案理由の説明を求めます。
		〔下平町長登壇〕
町 長		第4号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。
		本条例案は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について、厚生労働省からの事務連絡を受け、令和4年度における減免を実施するため所要の改正を行うものでございます。
		細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
		〔下平町長降壇〕

健康福祉課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
7 番	
三浦議員	介護保険の改正も先ほどの国保と同じような利用者——令和３年度は同じような利用だったのかお聞きをしたいと思います。
健康福祉課長	介護保険につきましても令和３年度につきましてはこちらのほうの適用をされた件はございませんでした。 以上です。
議 長	ほかに質疑ございませんか。
5 番	
坂本議員	それ以前の過去の状況はどうでしょうか、２年、元年。
健康福祉課長	それ以前につきましては１件該当がございました。それぞれ１件ずつになります。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第４号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第４号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第８ 第５号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例 を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長	第５号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。 本条例案は、千人塚公園及び与田切公園において新たな有料施設の建設や設置を行ったことにより利用料金を定める必要があるため、所用の改正を行うものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

	〔下平町長降壇〕
地域創造課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑はございませんか。
10 番	
伊藤議員	利用料金はよく分かりますが、これは利用者にとっては収容人数と定員と広さが分かんないんで、借りる人は、ちょっとこれは広さがどのくらいあるのかとか、これは何人で借りられるのかとか、例えば2階の客室、サテライトオフィス、これは月で10万円ですが、1人で借りれば10万円、10人で借りれば1万円で、人数によって大分変わってくるんですけど、これは、パンフレットみたいなそういうのを利用者に渡して広さとか明確になっているんでしょうかね、そこら辺をお願いします。
地域創造課長	条例では利用料金のみを設定しております。 今、議員のおっしゃられたとおり、広さだとか収容人数はパンフレットを作って周知を徹底してまいりたいと思います。
議 長	ほかに質疑ございませんか。
6 番	
星野議員	2点お伺いします。 この金額に関しては、一切が町に入る金額なのか、指定管理者っていうのが千人塚にありますが、そちらのほうと分ける部分があるのかということと……。取りあえずそれだけお願いします。
地域創造課長	指定管理者の収入になります。
議 長	そのほか質疑ございますか。
9 番	
坂井議員	議案書の2ページ、「櫻山」「2階 客室（サテライトオフィス利用）」の箇所なんですけれども、利用月額が10万円、これは日額にすると3,300円で、宿泊10泊利用の場合が日額3,000円、宿泊5泊利用の場合が日額2,000円ということなんですけれども、これは利用の日数が多ければ多いほど高くなるというふうなシステムを取っていると思うんですけど、こういった方式にした理由をお教えてください。
地域創造課長	まだスタートしたばかりで、多くの方に使っていただきたいという考えがございます。したがって、宿泊の泊数が少ない利用者のほうの利用率を上げたいということで、こういう料金設定にしております。
議 長	ほかに質疑ございますか。
9 番	
坂井議員	議案書の1ページ、与田切キャンプ場と、あと千人塚キャンプ場なんですけれども、千人塚に関しては12月1日以降もキャンプ場は営業していたかと思うんですけど、これについては指定管理者と町との協議によって11月30日以降も営業しているという理解でよろしいでしょうか。
地域創造課長	申出がありまして、協議の結果、町が認めております。

議 長 9 番 坂井議員	坂井活広議員。3 回目です。
地域創造課長	ということは、じゃあ与田切キャンプ場に関しても指定管理者からそういった申出等があれば協議して決定するということでしょうか。
議 長 8 番 堀内議員	そのとおりでございます。 ほかに質疑ございませんか。
堀内議員	2 点ほどお聞きいたします。 まず与田切キャンプ場のオートキャンプのかまど 1 か所使用につきましてですけれども、この徴収は 1 か所を使うと 500 円なのか、人数がいたら 1 人当たり 500 円なのかっていうところをお聞きいたします。 また、最後の千人塚休憩施設ですけれども、これは貸切りだと料金が出ているんですけれども、何人かで行って貸切りじゃないよと言って長時間いた場合についてはお金がかかるのかどうかっていうのをお聞きいたします。
地域創造課長	最初のかまどについては、今回は条例改正をしておりますが、1 か所幾らということでございます。 それから、2 つ目の千人塚休憩施設は、目的が休憩施設ですので無料で自由に入っていただくと、ただ、貸切りの場合はこういう規定をしたいということで設定してございます。
8 番 堀内議員	キャンプ場のかまどを私も以前に使ったことがありまして、500 円を人数分取られたので、そのあたりの料金の周知をしっかりといただければと思います。
地域創造課長	周知徹底いたします。
議 長 6 番 星野議員	そのほか質疑……。
星野議員	この施設は宿泊施設なんですけど、要するに宿泊の免許というかの関係は指定管理者の方が取られていると思いますが、要するに宿泊の際に事故等が起こった場合はそちらのほうの責任ということはいかがでしょうか。
地域創造課長	許可は指定管理者が取っております。 何かあった場合ですけれども、基本的には指定管理者の責任になろうかと思いますが、いろいろなケースがあると思いますので、町もそういうときには一緒に入って処理に当たりたいと思っております。
議 長 2 番 久保島議員	ほかに質疑ございませんか。 細かいことでごめんなさいなんですけど、ロッジのほうの利用料なんですけど、入室 1 回 2,500 円で、3 時間で 1,500 円っていうことになると、3 時間した場合にはこの両方を足した分の 4,000 円が取られるということではよろしいんでしょうか。それとも何かほかに規定があるんでしょうか。

地域創造課長	そのとおりでございます。3時間以上になった場合はもう3時間っていうふうにもう1ランク上っていうふうになってまいります。
議 長	ほかに質疑ございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第5号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 9 第6号議案 飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例 日程第10 第7号議案 飯島町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例 日程第11 第8号議案 飯島町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例 以上3議案を一括議題といたします。 それでは、本3議案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長	第6号議案 飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例、第7号議案 飯島町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例、第8号議案 飯島町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について一括して提案理由の説明を申し上げます。 このたびの改正は、町営住宅入居者資格の規定の中の暴力団員の定義を町が定める条例に統一するとともに、所要の改正を行うものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 〔下平町長降壇〕
建設水道課長	補足説明
議 長	これから本3議案について一括して質疑を行います。 質疑ございますか。
5 番 坂本議員	条例の中の「暴力団員」が「暴力団員等」という形になるわけですが、この「等」の内容の具体的な例は何に関わることになるんでしょうか、そこを教えていただきたいと思います。

建設水道課長	現行の引用では——国の法律を引用しておるんですけれども——そこでは暴力団員としての表記がないため現在は「暴力団員」となっておりますが、改正する町の条例には「暴力団員等」として暴力団及び不当要求行為を行う団体または個人、さらに反社会的勢力としての規定がうたわれておりまして、それらを含めまして「等」という表記にさせていただきました。
議長 1 番 浜田議員	ほかに質疑ございますか。 提案理由の説明は町の条例との整合性だというふうに理解しましたが、それ以外にこういったことが懸念されるような事例がこれまでにあったのかどうか、要するに、それに該当しかねない入居要求がこれまでにあったのかどうかについてお尋ねいたします。
建設水道課長 議長 9 番 坂井議員	私が知る限りでは、そういった事例はございません。 ほかに質疑ございますか。 2 点お聞きします。 第 6 号議案の新旧対照表の第 6 条の（6）なんですけれども、ここで「飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例（中略）第 2 条に規定する暴力団員等又は暴力団等（中略）でないこと。」書いてあるんですけど、暴力団員か暴力団員じゃないかっていうのはどうやって確認するのかっていうのが——一応 68 条に規定はあるんですけど、これをまずは自己申告させるのかというのが 1 点と、あとは「暴力団等と密接な関係を有する者」っていうんですけど、密接交際者かどうかっていうのはどういうふうに判断されるんでしょうか。
建設水道課長	実際のところ、議員のおっしゃるとおり見た目では分からないケースもあります。 実際の入居の申請に当たりまして暴力団員ではないという宣誓をまずはいただいております。そこで最初の確認をし、もし何かの際には警察へ問い合わせるということの承諾もそこでいただいておりますので、事後にはなりますけれども、警察と連携をして確認をしていくという手順でございます。
議長 5 番 坂本議員	そのほかに質疑ございませんか。 ちょっと具体的なことで聞くんですけども、先ほど過去にはなかったというお話でしたけれども、もし入った方が近所に迷惑をかけるほどお部屋の中がごみだらけになっていて收拾がつかないというふうな状況になった場合は——反社会的勢力とはちょっと違いますけれども、それで、そういう場合は町としてこの方に対してどういうふうに対応していくんでしょうか。
議長	坂本議員、ちょっとこの案件の審議とは違う質疑だと思うんですが……。 それじゃあここで 1 回お答えはいただきますが、ちょっと御了解だけください。この案件の審議、条例改正とは違う質疑かと思います。
建設水道課長	使用の節度を上回っている行為ですので、そこは入居者に対しましてまずは町のほうから是正を求めて、もし破損等があれば修理を求めていきます。

議 長
10 番
伊藤議員

その上で、是正がされない場合は、器物破損とかございます場合は、やはり警察と連携をして取り組んでいくということになるかと思います。

ほかに質疑ございませんか。

7号議案の飯島町地域優良賃貸住宅というのは、これはどこのことを指すのでしょうか。

それと、普通の民間アパートにはこれは全然関係ないってということで考えていいのでしょうか。

建設水道課長

ちょっと御説明いたします。

第6号議案に規定する条例については北梅戸住宅等の町営住宅の規定でございます。

第7号議案につきましてはグリーンハートの規定を定めております。

第8号議案はグリーンリーフでございます。

ということで、今回は町営住宅の規定でございます。

議 長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、第6号議案 飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はございませんか。

1 番

浜田議員

この種の住宅というのは本当に必要不可欠なものであるというふうに考えます。同時に、その居住される方が安全に暮らせるということも必要な条件であることは言うまでもないと思います。

ただ、一方で、先ほどから質問の中に出ているように過剰解釈が起こり得ないかという懸念が一方ではあると思っております。とりわけ、例えば様々な精神疾患等によってすぐに整理がつかないとか、そういったこともあるかもしれませんので、そういった場合には医療的な対応が求められる場合もあるかと思います。そのあたりについては厳密かつ正確に運用されることを求めて、賛成意見といたします。

議 長

次に反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第6号議案 飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例について採決をします。

		お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第7号議案 飯島町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について 討論を行います。 討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第7号議案 飯島町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第8号議案 飯島町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について 討論を行います。 討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第8号議案 飯島町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。 ここで休憩を取ります。再開時刻を10時50分とします。休憩。
休	憩	午前10時33分
再	開	午前10時50分
議	長	休憩を解き会議を再開いたします。
議	長	日程第12 第9号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第14号専決） 日程第13 第10号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）

町 長

日程第 14 第 11 号議案 令和 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号専決）

日程第 15 第 12 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号専決）
以上 4 議案を一括議題といたします。

それでは、本 4 議案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

第 9 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算（第 14 号専決）から第 12 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号専決）までの 4 議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、飯島町議会 3 月議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき今回の議会において報告し、承認を求めるものであります。

まず初めに、令和 3 年度事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を図りながら第 6 次総合計画の初年度として各種事業に取り組み、おおむね計画どおりの行財政運営ができました。これも町議会の皆様をはじめ町民の皆様の深い御理解と御協力のたまものと、心より感謝申し上げる次第であります。

それでは、第 9 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計補正予算（第 14 号専決）について申し上げます。

今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,857 万 8,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 65 億 4,871 万円とするものであります。

主な内容であります。まず歳入について、町税は収納状況等を踏まえ 830 万円の増額を計上し、各種譲与税や交付金等は交付額確定に基づきそれぞれ増減を補正いたしました。

また、決算見込みにより財政調整基金を 1 億円、町債では各事業の確定等により 4,320 万円を減額といたしました。

一方、歳出の主な内容ですが、社会資本整備総合交付金事業が補助事業の確定によりおよそ 6,880 万円、町内事業者に対する新型コロナウイルス感染症対策第 2 弾支援補助金がおおよそ 1,780 万円、開業医支援事業補助金を 1,500 万円減額する一方、新型コロナウイルス感染症対策や令和 4 年度における定住施策関連の補助金の需用に対するため財政調整基金を 5,000 万円、今後の公共施設の長寿命化対策等を鑑み公共施設等整備基金に 1 億 5,000 万円を積み立てるなど、増額補正を行いました。

また、特別会計への繰出金につきましては、事業費の確定等により 3 会計を合わせておよそ 670 万円減額といたしました。

そのほか、令和 3 年度の決算処理に当たり必要な補正を行ったところであります。

続きまして、第 10 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号専決）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,195 万 4,000

円を減額し、歳入歳出それぞれ9億7,858万8,000円とするものであります。

内容につきましては、令和3年度における保険給付費の確定、これに基づく県支出金の確定、また国民健康保険税賦課の変更、総務費及び保健事業費を執行状況に基づきそれぞれ減額を補正するものです。

歳入では、国民健康保険税、諸収入を増額し、県支出金、繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費、保険給付費、予備費をそれぞれ減額し、保健事業費は財源組替えを行うものです。

続きまして、第11号議案 令和3年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号専決)について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に44万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億5,545万円とするものであります。

内容につきましては、令和3年度における後期高齢者医療保険料及び一般管理費、保健事業費の確定により必要な補正をするものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料を増額し、繰入金、繰越金を減額するものです。

歳出では、総務費を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものです。

続きまして、第12号議案 令和3年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号専決)について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億3,735万8,000円とするものであります。

内容につきましては、事業の確定により必要な補正をするものです。

歳入では、実績により介護保険料、国庫支出金、諸収入を増額し、負担金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金を減額するものであります。

歳出では、保険給付費、地域支援事業費をそれぞれ減額し、予備費を増額するものであります。

そのほか細部につきましては、第9号議案につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第10号から第12号議案につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

企画政策課長 補足説明

総務課長 補足説明

住民税務課長 補足説明

健康福祉課長 補足説明

産業振興課長 補足説明

建設水道課長 補足説明

地域創造課長 補足説明

教育次長 補足説明

議長 説明は以上でよろしいですか。(肯定する者あり)

これから本4議案について一括して質疑を行います。

1 番

浜田議員

質疑はございませんか。

ちょっと飛び飛びでお尋ねしますが、32 ページの障がい者自立支援事業の補正ですけれども、これが令和 4 年に繰り越されてしまったということで、事情の説明をいただければというふうに考えます。

それから、次のページ、33 ページの事業コード 2613 障がい児通所等支援事業、これも補正前の額に対して 4 分の 1 が減額されているという意味では変化が大きいなあというふうに感じるんで、このあたりの御説明をお願いします。

それから 40 ページ、これは農林水産業費の 3863 町有林整備事業ですけれども、これも補正前に対して 4 割ほどの減額になっているということで、若干目につくかなあということで、決算議会でやってもいいんですけれども、今回の中で若干大幅な振れの部分があるので、もう少し御丁寧に事情を説明していただきたいと思います。

以上です。

健康福祉課長

それでは、初めの質問からお答えのほうをさせていただきます。

事業コード 2255 障がい者自立支援事業の中での補装具費支給事業についてでございます。こちらにつきましては、申請をいただき給付のほうを予定していた補装具費への給付につきまして、1 件、内容は電動車椅子になりますけれども、年度内の納品ができる見込みでこちらのほうを扶助費で予定していたのですが、やはり半導体の不足関係の影響を受けて納品が令和 4 年度 6 月くらいにずれ込んでしまうというのを受けまして、こちらは県のほうにも確認をいたしましたところ令和 4 年度で対応をするような形ということで、この後、また令和 4 年度のほうの補正をお願いしつつ対応をいたしていくものになります。

それから、2613 障がい児通所等支援事業についての扶助費の補正になりますけれども、こちらは、12 月の補正をする際、こちらのほうの扶助費の伸びを見込んで実は 1,000 万円ほどの増を当時は補正させていただいたんですけれども、結果、400 万円ほどの増で収まったというところでございます。こちらは、ちょっと状況によりやったり増減する部分が大きいところかなというふうに思っております。

以上です。

産業振興課長

それでは、私のほうで 40 ページの 3863 町有林整備事業について御説明をさせていただきます。

これは町有林の間伐材の事業になりますけれども、最初の設計、予算では搬出路を開いていかないとできないというふうに見込んでいたんですが、事業の中でそういった工程を取らずともできるということが見込まれて、その分が減額となっております。

議 長

そのほか質疑ございませんか。

3 番

片桐議員

何点かお伺いいたします。

まず 27 ページ、総務費、1167 ですけれども、この減額がかなり大きいのかなあと思いますので、もう少し細かい点、なぜ変更になったかというところを教えていただきたい

	いと思います。 続いて 28 ページの 1193、循環バスの関係ですけれども、利用者減という話がありましたが、どの程度、具体的に何人ほど減になってきているのか、ここ数年のデータがあれば教えていただきたいのと、今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思います。
総務課長	まず、1167 のほうでございますが、こちらにつきましては、庁内情報システムの再構築を令和 3 年度に行ってきたわけですけれども、当初はこちらの O f f i c e ソフト等のライセンスも全部含めて一括で委託をかけようという予定でございましたが、いろいろとなるべく安くしたいということで、途中で委託料から O f f i c e ソフトのライセンスについては使用料のほうへ変更をさせていただいたものになっております。その中で予定をしていたよりも安く上がったということでございます。 減額するのが最後の補正ということになったのは、途中での変更、それから工期等々の変更もあるかもしれないというところを考えまして、工期が終了するまで減額補正をしなかったということで最後にお願いをするものとなりましたので、よろしくお願いします。 それから、循環バスにつきましてですけれども、利用者につきましては全体で令和 2 年度は 3,838 人だったんですけれども、令和 3 年度につきましては 3,070 人、前年比で 84% ということであります。実績払いに変更したというところでも落ちてはいますが、利用者もコロナとかで外へ出る機会とかも少なくなっているのかなあとも思いますが、病院線については 300 人くらいの減なんです、そのほかの地域線で人数が落ちております。特に北部地域の西部方面、それから東部方面につきましては、前年に比べて 36% とか 65% ということで利用者の減が見られておる状況でございます。
議長 5 番 坂本議員	ほかに質疑ございますか。 23 ページの諸収入の中の延滞金の中の賦課徴収費なんですけれども、これは何人分のもことになるのでしょうか。
住民税務課長	すみません。ちょっと人数については今手持ちの資料がございませんが、町税の還付金の部分でございまして、住民税、法人町民税、固定資産税、それぞれ申請がありまして更正を行った結果でございます。
議長 4 番 吉川議員	ほかに質疑ございませんか。 17 ページ、国庫支出金の民生費国庫補助金、3 目の 2 節 児童福祉費補助金、あるいは衛生費国庫補助金、4 目の子ども・子育て支援交付金がかなり大きな額で国のほうから来ておるんですけれども、この支援の具体的なものを教えていただければと思います。 それと、21 ページの財産収入の不動産売払い収入の 2 節 立木売払いということで町有林の木を売ったということでありまして、これの収入 134 万 2,000 円、これの具体的なものを教えてください。 2 点お願いします。
住民税務課長	こちらにつきましては、年度を経過する中で、飯島に御住所のあった方で動いた方も

		いらっしゃいましたので、その結果によるものでございます。 すみません。主語がなくて申し訳ありませんでした。 子ども・子育て支援事業補助金の関係でございますけれども、こちらは御住所を移された方もいらっしゃいましたので、その結果によるものでございます。
教育次長		それでは、教育の関係の民生費国県補助金です。 子ども・子育て支援交付金、放課後児童健全育成事業ということで学童クラブ、それから子育て支援センター、それから乳幼児訪問っていうのをしているんですが、その関係の事業費、利用者支援事業ということで、こちらも5か月児等の相談事業等に関わる補助金になります。 それから子育て支援総合助成金交付事業、こちらは産休代替の保育士分の県からもらう補助金等になります。 それから、子どものための教育・保育給付交付金ということで、広域保育をやっております、それに対する国県の補助金、そんな内容になります。
産業振興課長		それでは、私のほうで21ページの財産収入の関係、町有林立木売払い収入であります、歳出でも説明させていただきましたが、町有林の整備事業、間伐材事業につきまして、その間伐材を売った収入になりますが、これは、今、海外の情勢の中で国産材が見直されたといいますか、価格が上がりまして、こういったような結果となっております。
議 長		ほかに質疑ございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 最初に、第9号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第14号専決）について討論を行います。 討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第9号議案 令和3年度飯島町一般会計補正予算（第14号専決）について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。 次に、第10号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号専決）について討論を行います。 討論はございませんか。

議	長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 10 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号専決)について採決を行います。 お諮りします。 本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 10 号議案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。 次に、第 11 号議案 令和 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号専決)について討論を行います。 討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 11 号議案 令和 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号専決)について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。 次に、第 12 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第 4 号専決)について討論を行います。 討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 12 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第 4 号専決)について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。 暫時休憩とします。

休 憩	午前 1 1 時 5 7 分
再 開	午前 1 1 時 5 8 分
議 長	再開をします。 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻を午後 1 時半とします。休憩。
休 憩	午前 1 1 時 5 8 分
再 開	午後 1 時 3 0 分
議 長	休憩を解き会議を再開いたします。
議 長	日程第 16 第 13 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 2 号） を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長	第 13 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 2 号）について提案理由の説明 を申し上げます。 今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,074 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 55 億 2,119 万 2,000 円とするものであり ます。 主な歳入の内容としましては、国県支出金では、障がい者自立支援給付費等が合わせ ておよそ 100 万円、諸収入では長野県市町村振興協会基金交付金がおおよそ 140 万円、宝 くじ助成金が 310 万円のほか、歳出に係る財源不足分として財政調整基金から 7,500 万 円を繰り入れる歳入予算を計上いたしました。 主な支出の内容としましては、マイホーム取得補助金及び住宅リフォーム支援事業補 助金が合わせておよそ 5,450 万円、飯島小学校給食配膳室建設工事及び設計監理業務に およそ 1,010 万円、防災無線の陣馬形中継局の整備更新におおよそ 360 万円、トレーラー ハウスのエアコン増設等の工事に 300 万円、自治会の防災関連備品等を整備する一般コ ミュニティー助成事業及び地域活動助成事業補助金に合わせて 310 万円を計上いたしま した。 そのほか、新年度となり間もない時期でございますので、緊急性のある当面の事業執 行に必要な補正を計上いたしました。 その他細部につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げますので、よろしく御 審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 〔下平町長降壇〕
企画政策課長	補足説明
総務課長	補足説明
健康福祉課長	補足説明

産業振興課長	補足説明
建設水道課長	補足説明
地域創造課長	補足説明
教育次長	補足説明
議 長	説明は以上ですか。（首肯する者あり） これから質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑をされるようお願いを申し上げます。 質疑はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 ここでお諮りをいたします。 第 13 号議案は、議長を除く 11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、本案については、11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第 13 号議案をこれに付託して審査することに決定をいたしました。
議 長	日程第 17 第 14 号議案 飯島町道路線の認定について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 〔宮下副町長登壇〕
副 町 長	第 14 号議案 飯島町道路線の認定について提案理由の説明を申し上げます。 認定につきましては、町道認定の申請があり調査したところ、当該道路沿線には宅地及び住宅があり生活道路として公共性が高いと認められるため、道路法第 8 条第 2 項の規定により町道鎌倉支 3 号線の認定をお願いするものでございます。 細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 〔宮下副町長降壇〕
議 長	これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 14 号議案を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日の会議を閉じ、これで散会とします。 お疲れさまでした。
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
散 会	午後 1 時 5 2 分

令和4年6月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年6月6日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
久保島 巖	1 県東京事務所職員派遣の考え方と効果を問う 2 移住・定住・ワーケーションなどの情報発信や案内をワンストップでできるセンター設置が必要だが 3 「秘書広報係」がDX推進担当と聞いているが、分かりにくい。なぜ「DX推進係」としなかったか
吉 川 順 平	1 レディースファームの進め方について 2 円安水準、コロナ禍、ウクライナ情勢による影響と小麦に代わる米粉の推進について 3 農・商・工連携による新地域おこしについて 4 「生きるを育む」学校給食への地元農産物の食材の提供について
星 野 晃 伸	1 企業誘致について 2 今後のコロナ対策について 3 柏木運動場整備について 4 土日部活動の今後の活動はどのように変わるか
伊 藤 秀 明	1 見守り桜伐採について 2 避難所について 3 ゼロカーボンについて
宮 脇 寛 行	1 飯島流ワーケーション事業について 2 基幹産業の農業支援について 3 町ホームページについて 4 地籍調査について

質 問 者	質 問 事 項
坂 本 紀 子	1 学校給食や保育園の給食における食材の衛生管理は、どのようになっているのか 2 コロナ禍で保育園、小中学校の行事の縮小や黙食が行われ、I T化が進んだが、園児・児童への影響はあるのか 3 保育園・小中学校・文化館などの樹木、町で管理している道路の街路樹の総合的な管理と景観を考えた保存を求める

○出席議員（１２名）

１番	浜田 稔	２番	久保島 巖
３番	片桐 剛	４番	吉川 順平
５番	坂本 紀子	６番	星野 晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	坂井 活広	１０番	伊藤 秀明
１１番	宮脇 寛行	１２番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀 越 康 寛 (午後欠席) 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松澤 京子
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 小林 美恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和4年6月6日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これから本日の会議を開きます。 議事日程については、お手元に配付のとおりです。 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 2番 久保島巖議員。 〔久保島議員質問席へ移動〕
2番 久保島議員	それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。 今回は大きく3点につき町長のお考えをお尋ねいたします。 質問要旨で細かく分けてありますので、手短に端的なお答えをいただければというふうに思っております。何とぞよろしくお願いいたします。 さて、この4月から長野県の東京事務所に町の職員が派遣されております。昨今の人材不足、人員不足等から、県からの交換派遣っていうのはなくて県に出向させるっていうのは多少負担がかかるかなあというふうに思っているところでございます。 もちろん派遣された職員の負担も懸念される場所なんですけど、ただ、派遣された職員には、この機会に、外の組織、またその空気に接していただいてスキルアップを図っていただく絶好のチャンスだというふうに思っておりますので、大きく育ってきてもらいたいなあというふうに思っているところです。 町にとってもこれが効果のあるものだというふうに期待して町長は派遣したんだと思いますので、この人事につきまして、どういうお考え、どういう効果を期待しているのかをお尋ねしてまいりたいと思います。 1—1でございます。 この職員の派遣の経緯についてお伺いをいたします。 県から東京事務所に職員を派遣願えませんかというお話があったのか、それとも町から、町長から県に東京事務所にうちの職員を出したいけれどもどうだっていう話をしたのか、それともたまたま偶然だったのか、この辺につきまして、派遣先が偶然東京事務所であったのか、その辺も含めてお話をお伺いしたいと思います。 〔下平町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) お答えいたします。

長野県の東京事務所へ当町の職員を派遣した件につきましては、昨年の10月頃、東京事務所の所長さんより私のところへ直接電話にて派遣依頼がありました。

町といたしましても、以前より、企業誘致等、いろいろお世話になっております関係で、検討させていただきました。

そして、町の職員が東京事務所の仕事として都市企業等に東京に駐在して飯島町のアピール等ができるメリットや、今、我々が行っております環境循環ライフ構想への企業への理解を深めるため、あるいはワーケーションの企業を探すため、そういったようないろいろなメリットを考えた中で飯島町のアピールができるというふうに思っておりますので、派遣することに決定いたしました。

〔下平町長降壇〕

久保島議員

町長のコネクションの中で直接話があったということです。

やっぱりコネクションっていうのは築いておくべきだなあというふうに思っています。それでは1—2に入ります。

従来、県、国へ派遣する職員っていうのは比較的若手の職員が多かったというふうに思っています。今回、中堅のというか、係長級の中堅職員を派遣した理由についてお伺いをしてまいりたいと思います。

10年ほど前ですが、私が総務産業委員会のために研修で名古屋駅の沖縄県のアンテナショップを視察に行ったことがございます。その際に駅ビルの中にある長野県の名古屋事務所というところに立ち寄ってまいりました。階は違ったんですが、たしか4階だったと思います、上のほうにあったんですが。

そこには、そのときには職員が3人ほどおられました。1人は男性の年長の方、1人は若い方、もう一人は、中堅のといえますか、ベテランのといえますか、女性の方で、東信地区の市町村の出身だというふうに話をされておりました。なかなか如才ない人当たりのいい感じで、落ち着いた年長の女性の独特の温かさといえますかね、その雰囲気っていうんですか、非常にいいなあというふうに思いました。しかも、その方は明快なお答えをさせていただいて、てきぱきと質問にも答えていただけるという、そういう方でした。

そのときにも、飯島町は引き合いが多いですよと、私たちも今注目しているところですというようにお話をいただいて、ああ、この人は、そういう全県的にいろいろ見ていらっしゃるんだなあ、飯島のことにしても気にかけてくれているんだなあと思って感心したところでございます。

今回の人選を見たときに、そのことがぱっと浮かび上がったんですね。あ、もしかすると、そういう、若手ではなくて中堅の女性をお願いしたいなあっていう話があったのかどうか、それとも町側のお考えで彼女を人選したのか、その辺についてお考えをお伺いします。

副町長

何で中堅の職員を派遣したのかでございますけれども、今、議員もおっしゃいましたように、東京事務所、名古屋事務所の仕事といたしまして、観光の県内のPR、それも、多分、北信、南信、東信というふうな分け目があるのかなというふうに思っておりまし

て、それと企業誘致の関係ですとか、そういうことが仕事としてあるのではないかというふうに理解をしております。

先ほど町長も申しましたように、今うちでやっている循環ライフ構想ですとかワーケーションですとか、そういうものと、それから町の政策をある程度理解した中堅職員が、まずいろいろのところへ行ってもお答えができたりというふうになると思ひまして、考えた結果、派遣をしたということでございまして、県の意向というよりも、うちのほうのあれで人選をいたしたということでございますので、よろしくお願いいたします。

久保島議員 中堅の職員っていうことは納得するんですが、女性っていうことは限定がなかったっていうことでよろしいですか。

副 町 長 男女は別に、そういう人選はございませんでしたので、やはり適材適所ということもございまして、そういう人選をいたしました。

久保島議員 それでは1―3に入ってまいります。

この人選が町長指名だったのかなあ、人事っていうのは大概副町長の所掌というふうに聞いておりますが、県の期待に応えるためにも、町長の方針を実行するためにも、町長からこの人がいいんじゃないかという提案があったのかなあというふうにもちょっと私は思うんですね。

そのほかの人事についても――関連してお伺いするんですが――町長の意向や考え方っていうのが反映されているのかどうか、その辺を併せてお伺いしたいと思います。

ここ数年の人事異動につきまして見ると、第6次総合計画や長期戦略とか業務計画とかっていうことに沿った人事ではなくて、年ごとにどうもからからからと変わっていくっていうことが目に見えていて、中には、口の悪い人は報復人事だぞっていうような人もいるということで、これは非常にまずいなと思っているんです。そんなことはないと思いますが。

町長の個人的なお考えや、あいつ、あんまり好きじゃねえなあとかっていうことで飛ばされることはないと思いますけれども、そんなことがあると職員は非常にモチベーションが下がってきますし、やる気が失せてくるということになりますので、そこは老婆心ながら申し上げておきたいというふうに思っているんです。

私の知り合いのところの会社にもワンマン社長のところがありまして、なかなか社員の提案とか苦言とかっていうのを聞き入れない。すると、やっぱり社員も委縮して離職率も高くなっていく、なかなか応募も入ってこないということで企業が伸び悩んでいるというところがあります。トップが人事を振り回すと決してよろしいことはないということで、その例でございまして。やっぱり苦言を言う社員こそ重用すべきなんだというふうに私は思っているんです。

今回の東京事務所の職員につきましては、私も非常にスキルを認識して認めているところでございまして、いい人事だったなあというふうに思いますけれども、この辺が町長の意向にあったのかどうか、また一般の人事についても町長のところで御意見をおっしゃっているのかどうか、その辺のところにつきましてもお伺いしたいと思います。

副 町 長 役場のいろいろな決定、町の決定につきましては、決定権は全部町長が持っておりま

久保島議員 すので、私が人事管理とかそういうのをやっておりますけれども、その関係で人事案は作ります。作って、この人事についても町長に決定をしていただいたということでございまして、全ての人事においてそういうふうにしてやっております。

副 町 長 これからの第6次総ですとかを考えれば、そういうことの見通しをつけた人事だとか、そういうことを考えておりまして、常にそのときのベスト、適材適所ということで常に人事を行っているようなこととございますので、よろしく願いをいたします。

久保島議員 適材適所で動かしているということでした。

副 町 長 そうすると、毎年毎年ニーズが違って来るから人事がとろとろとろと毎年変わってくるということで理解してよろしいんでしょうか。

久保島議員 事業的なものの進み具合ですとか、計画をつくるとか、プロジェクトの関係をどうやっていくかによって人事も変わってくるというふうに思っております。

副 町 長 それでは、1―4に入っております。

久保島議員 県の東京事務所っていうのは、ちょっと私も行ったことがないので分かりませんが、名古屋の事務所をちょっと思い浮かべますと、観光関係とか観光客とか、それから観光業者、それから企業関係なんかが立ち寄っているところかなあというふうに見えたんですが、これは、まさしく町長がさっきおっしゃったように、町が進めている人口増、交流人口増、この対策についてベストマッチだなあというふうに思っています。

副 町 長 名古屋事務所に行ったときには、県や県内の市町村のポスターが壁一面に貼られたり、ガラスにも貼ってありまして、パンフレットラックも幾つもあって各市町村のパンフレットがもういっぱい、目移りするほどいっぱいになっていました。このような感じの事務所であるならば、目につくポスターとか、それからパンフレットが必須アイテムになります。

久保島議員 名古屋事務所でも飯島町のポスターは評判がいいですよっていう話をしていただきました。このポスターは「風がごちそう」のあのシリーズですよ、3枚セットのシリーズ。あれが非常に受けがよかったと、要するに余分なことをいろいろ書いてなくて「風がごちそう」というふうなことで、非常に田園風景のいい景色、残雪の山の景色が載っていて非常に目を引いたということとございました。

副 町 長 町から職員が派遣していっていると当然有利になるだろうというふうに思いますけれども、えこひいきをする、自分のところに引っ張ってくるっていうわけにもいきませんので、パンフレットもいきなり来た人に飯島町のパンフレットだけ渡すっていうわけにもいきませんし、そんなことですので、ラックの中に入っている目立つようなパンフレットが必要じゃないかなあというふうに思っています。

久保島議員 このようなパンフレットとかポスターとかのバックアップも含めて、町長が何を期待しているのか、またバックアップ体制はどういうふうにとっているのか、その辺についてお話を伺いたいと思います。

町 長 東京事務所の仕事にまずは派遣職員が慣れていただくこと、これが大事なかなというふうに思っています。そして、多くの企業や官公庁に出向く中で担当者といういい関係を築いていくことが大事なかなというふうに思います。

もちろん、その中で、飯島流ワーケーションや千人塚の櫻山、ロッジ、あるいはキャンプ等の利用が相乗効果として増えることも期待しております。

一番は職員が築きたい関係が職員の財産になっていただくこと、そして、ひいては町のためになり、交流人口につながる、そして企業誘致ができるという長期的な展望の中でその効果を発揮していただきたいと思っています。

東京事務所は、長野県の県外事務所——東京、名古屋、大阪、3つございますけれども、その中でも一番主力の県外事務所だと思っています。

そして、長野県が望むのは、やはり営業力、長野県の最前線の営業力があるかどうか、そういう人選を期待していると私は察しています。したがって、しゃべれなければ駄目、説明できなければ駄目、こういう重要なところかなというふうに思っています。

先日、東京事務所に寄ってまいりました。非常にフットワークがいいと、もう当初から動きがいいというお褒めの言葉を頂きました。

私が見るに、所長、幹部たちよりも、非常に社交性はうちの職員のほうがあつたかなあというふうに思っていますので、そういうふうに見えました。ですから、東京事務所もその人間に大きな期待をしているだろうし、私もその人間の活躍に期待しております。

当面、何をしてくれ、何のどんな効果ということは、それは成り行き上あつたかもしれないけれども、大きな効果はその後々にその人間の財産となつて表れるかなというふうに考えております。

久保島議員 その点は町長と同感なところでございます。

では、1—5に入つてまいります。

今回派遣された彼女は、私もよく知っているんですが、山ガールであつて県内の山はほとんど登頂しているんじゃないかなあと思っています。その点でも長野県をPRするにも適任だというふうに思います。それらのノウハウを生かしてしっかりと働いてもらえつたと思います。

今ちょっとお話を伺いますと、なかなかフットワークもよくつたということで評価も高いという、ああ、これはやつぱりよかつたなあというふうに思います。さすが飯島町の職員だねえと言われると、これは町長のほうも鼻が高いだろうというふうに思います。しっかりと足跡や爪痕を残してきてもらいたいというふうに思っています。

町の関係ある企業にも既に何社か訪問しているようですが、その辺の様子も多分聞いていると思います。なかなか厳しいものがあるかと思いますが、その辺もしっかり受け止めていただければと思います。

今後も事務所の来訪者や職務上の訪問先、企業とか観光業者等、霞が関、官公庁についても人脈をしっかり築いてもらつた、町長のおっしゃつたように、そこはやつぱり彼女の財産にもなる、それから町の財産にもなるだろうというふうに思っています。

今日明日、観光客を増やせと、企業誘致をせよということを求めてはいけなつたというふうに思いますし、町長のおっしゃつていられる長期的展望に立つて、全くそのとおりだつたというふうに思います。彼女が帰町後に2年間の経験を生かせる部署や立場に就けるといふことが町として求められる姿勢、施策ではないかなあというふうに思います。そうし

た長期的視点に立って派遣計画を今後も進めていただけたらというふうに思っています。

町長のことだから、多分そんな話はしなかったと思いますけれども、すぐにでも観光客や企業をこっちに回せよというようなことは、我田引水のこんなようなことは言わなかったと思いますけれども、そういう指示はされなかったというふうに期待しております。

この派遣を生かす長期戦略、長期計画、それと今回派遣された職員に対する訓示というんですか、あんたはこれをしてきなさいねというようなことをどうおっしゃったのかお伺いをいたします。

副 町 長

期待は大きい、我々としても期待をしておるところでございまして、先ほど申しましたように企業との関係、官公庁との関係を築いて来ていただければ大変ありがたいなあというふうに思っておりまして、こちらへ帰ってきた場合には、その経験を生かせる職場で仕事をしてもらおうかなあというふうに今は考えております。

ですので、派遣に行くときには飯島町の代表として頑張ってきてほしいというふうに言って送り出したつもりでございまして、そういうふうに本人も理解して結構動いてくれているのかなというふうに思っております。

決して我田引水的なことは申しませんで、将来のことを考えてというふうに期待をしておりますので、そんなふうに御理解を願いたいというふうに思います。

久保島議員

あまりプレッシャーになってもいけませんので、自由にやらしてもらえばいいかなあというふうに思います。

それから、やっぱり町の代表としてっていうふうなことになりますとかなりあれもあると思いますので、県の代表としてっていうか、長野県のPRのためだということがまずは第一の任務だろうというふうに思いますので、県のPRをしっかりしてもらって、東京事務所へ行くと面白い女の子がいるよというようなことを言ってもらえれば、これは非常にうれしいかなというふうに思います。

彼女の負担にならないように、それから町のしっかりとした財産になるように、この2年間、育んでいってもらいたいというふうに思っています。

それでは、2番目の項目に入ってまいります。

i i ネイチャー春日平も営業開始になりまして、飯島流ワーケーション事業っていうのが本格稼働しているんだというふうに思います。

また、人口増対策プロジェクト、移住・定住策っていうのもメニューが大分出そろってまいりました。

空き家の対策、またリフォーム補助金とか、それから今年度は住宅取得補助金なども新設されて、近隣にはない充実ぶりかなあというふうに私は感じています。

飯島流ワーケーションのことにつきましては同僚議員から後できつい質問があると思いますので、そこはそっちに譲っておきますので、お任せをいたしたいと思います。

今年から、櫻山のシェアオフィス、それから千人塚のロッジも利用料金が決まりました、テレワークの企業なんかも募集しているというところがございます。

これだけいろんなことをやってきてメニューがあると、どこへ行ってどの話をしてい

いのかっていうのが分からないと、そういう声がちょっと出てきたんですね。

例えば、飯島町に移住したいけど、空き家がいいかなあ、いや、新築の補助金が出るっていうじゃねえか、固定資産税の減免もある、どうしようかなあということを考えると、困ったなあ。

それから、テレワークができるっていうからテレワークをしてみようかなあ、取りあえず飯島にちょっと行ってみて散策したり周囲の状況を見たりしてみたいなあっていう話もちょっと聞いているんですね。

そうすると、役場に来て情報収集するんじゃなくて、私が考えると、ワンストップのセンター的な施設が必要なんじゃないかなあというふうに思っているんです。いろんな物件の情報だとか仕事の関係だとか、それからテレワーク、ワーケーション等の情報とか、町もちろん観光の情報なんかもそれに入ってくるかもしれません。それらも含めてワンストップで情報収集できる、情報提供できる、そういうセンター機能っていうのがやっぱり欲しいなあというふうに思っています。

役場っていくのはなかなか入りにくいし、役場にそのステーションをつくるっていうわけにはいきませんので、役場じゃなくて、国道沿いとか、例えばバイパスとか県道沿いとか農道沿いとかで、新しい施設を造るんじゃなくて、従来あるちょっと空き店舗のような空いているようなところをうまく活用して、そんなワンストップステーションっていうのかな、名前はちょっとあれなんですけど、センター機能があって、できればそこでテレワークとかもしながらとか、お茶を飲みながらとか、ちょっと軽食を取りながらっていうところもあるといいかなあという部分をちょっと寝ながら妄想をしておるところなんですけど、その辺のところにつきまして町長のお考えはいかがでしょうか。

副 町 長 今年からいろいろ始まってまいりまして、そういう情報の関係については気を遣っているところでございますけれども、現在、移住・定住、ワーケーション、空き家の有効活用、住宅建設の助成っていうのは全部地域創造課の管轄、観光関係は全部なっております。窓口がそこでございますので、そこで対応しているということでございます。

また、今年4月から定住促進室長の兼務を外して移住・定住関係の窓口をさらに強化したというふうに考えておりまして、今後も来ていただける方が情報を得たい、相談したい方への対応につきましては地域創造課で担当しておるということでございます。

内容によっては、担当部署とか、そういうところへ案内する場合もあるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、まだ始まったばかりでございますので、親切丁寧な対応には心がけてはまいりますが、今のところ別センターの設置については今後ということで考えておりません。

以上でございます。

久保島議員 地域創造課でやっている、ほかの部署については丁寧で親切な対応をしていくということでした。

2-2に入りたいと思います。

櫻山をリフォームしてシェアオフィスを始めること、それから i i ネイチャー春日平の飯島流ワーケーションがあって泊まって農業体験ができるというようなことで、その

ことをマスコミや、それからいいじま未来飛行等に載せて、町の姿勢っていうんですか、方針っていうのが町民のほうに知らされてきているというふうに思います。それで、人口減少で先行きを案じている町民の方から、心配もあるし、関心も持たれてきているというふうに思います。

そんな中で、大きなお宅を持っている方が自宅を提供してもいいよと、シェアオフィスなりシェアハウスなり、泊まってくれてもいいしというようなことを町に申し出たと、それでどこかの部署に相談に行ったと、そしたら御自分でどうぞと突き放されたと、相手にされなかったといってこぼしている方がいらっしゃるという話を聞きました。

町がシェアオフィスをつくって、櫻山等、それからワーケーション等で——春日平のワーケーションも実際に使えるのは4棟しかないわけですから、宿泊する方も少なくなっちゃいますよね。もうちょっとたくさん申込みがあつたらどうするんだっていうこともあって、もしそういう機会があるのであれば、なぜうまく活用しないのか。

また、これも、例えば、もっと言えば福祉的な面で、そのお宅をお年寄りの皆さんの集いの場みたいなどころにするとかっていうこともあるだろうと思うんですね。

町が頑張っているんで、せっかく私の自宅も空いているから使ってもらっていいよって言ったのに、突き放されたみたいでがっかりしたという話なんですね。これはもったいないと。

比較的安価にそういうシェアオフィスとかシェアハウスにできるんじゃないかなあと考えていまして、それを進めていくことによって交流人口も増えてくる、そうすると、やっぱり飯島町に住もうかなあということも増えてくるだろうというふうに思うんですね。

町がそういう施策を打ったならば、民間でそういう提供してもいいよっていう人がいたらうまく活用するっていうことが必要じゃないかなあと思うんですが、その辺のお考えはどうか、お伺いをしたいと思います。

地域創造課長

交流人口を増やすためにシェアオフィス、それからシェアハウスを設置することは有効な手段であるというふうに考えておりますが、町が民家を借り上げて運営したり、民間の取組へ助成する、こういったことは現在のところはちょっと考えておりません。

しかしながら、シェアオフィス、シェアハウスの需要、また空き家の所有者の意向などの動きを注視する中で、飯島町に定住していただくための様々な施策と組み合わせた新たな取組、これについては研究していく必要があるというふうに考えております。

議員の先ほどおっしゃられた事例については、ちょっと私のほうも事実を確認してみたいと思っております。

久保島議員

ぜひ民間活用することも——全部町でやろうと思ってもなかなかできないと思いますので、町の施策に沿ったそういう取組に対して協力してくれるというところがあつたら積極的にうまく活用していくということが必要んじゃないかなあというふうに思います。そうすることによって、町民の中からも交流人口の増っていくことについても考えていこうという姿勢も出てくるだろうし、ああ、それだったら私のところもっていう話も出てくるかもしれない。ぜひともそういう取組を検討していただきたいというふうに

思うところがございます。

そういうことがもし出てくるとすると、私の妄想の中では、シェアオフィスやシェアハウスが町内に点々としているという、やっぱりどこかに案内所が必要だよねという話に、さっきの話に戻るんですね。

やっぱり広げようとする、役場でもいいんですけど、ワンストップでどこかに、観光案内所じゃないんだけど、それも兼務したような、そういった施設があって、そこに地域おこし協力隊に常駐してもらうというようなことにすれば、i i ネイチャー春日平の御案内もできる、櫻山の御案内もできる、町内のシェアオフィスやシェアハウスの御案内もできる、空き家情報もそこで取れる、それから住宅施策等もそこで取れるということになれば、訪れる方も、それからこちら側の役場としても非常に効率がいいんじゃないかなというふうに思うんですが、行く行くそういったことができた場合にはセンターはどうですかと思いますが、いかがでしょうか。

町 長 今の時代は、田舎の価値が見直されて都市から人が流れてくる、こういう状況がございます。それでワーケーションやシェアオフィスやテレワーク等が盛んなんですけども、今、全体的にそういった施設が始まったばかりという感じがしております。それで、飯島町もある程度そういう施設を構え、民間でもシェアオフィスをやったり構えているところがありますし、町自体も構えております。

しかし、それが常にフル回転しているということではございません。それで、今後だんだんに増えて、お客さんもよくこちらの情報発信を捉まえていただいて、企業にも理解していただいて、これからだんだんにお客さんが増えるのかなあと。

私どもはリニア開通の今から7～8年後を狙って、こういう、さらに東京との交流が深くなると、そういう時点を目指して、今構えてだんだんに体制を整えておるところなんですけれども、そういう需要が増えてきて交通整理が必要だなというような場面ができれば、今、久保島議員のおっしゃった、そういったワンストップの案内所も必要かなあというふうに思っていますけど、今の時点では、今それを構えたとしても効率が悪いだろうなあというふうに考えております。それは将来的な課題かなというふうに思っております。

久保島議員 私は富士見の取組っていうのにちょっと注目してしまして、そこには、いわゆるシェアオフィスっていうんですかね、テレワークができる場所のスペースにそういう観光案内も含めたそういう施設があって、それが非常に来訪者の好評を得ているという話を聞いております。

ぜひとも、そういった交通整理が必要なきには前向きに取り組んでいただければというふうに要望をいたしておきます。

最後の3つ目の項目に入ります。

今日は順調にきておりますので……。

以前から自治体DXを推進する部署が必要だということを私は何回も申し上げてきております。

しかし、今年度になって庶務係と文書情報係が再編されて、庶務係と秘書広報係とい

	うふうになりました。これがちょっと分かりにくいよということで、町民の方から御質問をいただいております。 町長専属の広報機関か、口の悪い人は諜報機関かって言う人もいますが、それはないだろうけれども、というふうに言われちゃうんですね。 やっぱり、秘書広報係の事務所掌の中にD Xが含まれている——デジタルトランスフォーメーションが含まれているっていうことは説明を受けていますけれども、その内容について、庶務係と、それから秘書広報の庶務所掌についてまずお伺いしたいと思います。
総務課長	事務分掌ということでございます。 今回の機構改革につきましては、情報発信の強化、それから情報化、D Xの推進という目的から行財政改革推進本部で検討を進めてまいりました。 この係につきましては、D Xだけをやっている係ではなく、事務分掌としましてはD X、情報化の推進のほか、秘書や渉外の業務、また広報発行をはじめとした情報発信の業務などを分掌としてやっていく係となっております。
久保島議員	デジタルだけではないよということでございますが、それはそうなんでしょうけれども。 D X——デジタルトランスフォーメーションですけれども、単なるデジタル化ということではなくて、デジタルを使って、その技術を浸透させることによって人々の生活をより豊かに、よりよいものへと変革をするという、変革ということが目指されているのがD Xだというふうに思っています。これは、言うまでもありませんが、まさに行政が行う取り組むべき重要課題というふうに思います。
副 町 長	秘書広報係で片手間にと言っちゃいけないけれども、幾つもの業務を兼ねながらできる、そういったものではないというふうに私は思っているんですね。その意味で本当にD X推進の体制になっているのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。 今、議員がおっしゃったように、住民の生活に直接及ぶようなところというのは、一番最初に始まるのは、多分、住民票、戸籍だとか税の関係だとか福祉の関係というところになってくるのかなというふうに思っております。基本的な部分は上伊那広域連合の中でD Xに向けて準備を進めております。それも、大体、国の計画でいきますと令和7年ぐらいにはだんだん入ってくるのかなというふうに考えておまして、その受入れ態勢につきましては、まずうちの情報の中の機械的なものが全部受け入れられるかどうかという、そういうものも全部調査をして、それに向けて準備をしております。
久保島議員	そして、うちの規模でまいりますと、専用というわけにはまいりませんが、D X推進も含めた情報発信が物すごく重要なことというふうに考えまして、文書情報係を解体して秘書広報係として、人数も1人増やしました。ということで、準備は十分しているのではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。 多くは上伊那広域連合でやるということだというふうに思っていますが、町としても体制が整うことが必要だろうと思っています。 私も前回ちょっとお話をしたんですが、今回、庁内のネットワークシステムが更新さ

れたということなんですけれども、何か使いにくいなあという職員がいらっしゃいます。

それからまた、職員の中のツールとしてLINE WORKSを使ったらどうかという話も提案させていただきましたが、そんな点はどうなったんでしょうか。

DXの基本中の基本っていうんですか、コミュニケーションツールの活用っていうのがどうも進んでいるようには見えないんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

総務課長 再構築で職員からもまだ使いにくいという声があるということでございますが、ちょっと私のほうにはそういう具体的なところは聞こえてきてはいないんですけれども、まだ使い始めたばかりで慣れていない職員の方々もいらっしゃるのかなあというふうには思っております。また説明会等を開催しながら、職員の皆さんにはだんだん慣れていただきたいなあというふうに思っております。

DXをこれからやっていく、それを機械的に整えるということで今回は再構築をやらせていただいたということですので、よろしくお願いします。

久保島議員 課長、職員間のコミュニケーションツールとしてLINEもしくはLINE WORKSを使ったらという話をしたんですが、その辺はどうでしょうか。

総務課長 まだちょっとLINEを使ってというところまでには至っておりません。

久保島議員 この小さな町では、DXの専門部署を置くのはどうかということで、非常に負担が大きいという話でございました。

箕輪町では、うちとは大分規模が違いますけれども、DX推進室長っていうのが設けられてDX推進係というのが設置されています。町の姿勢がしっかり見えてよいなあというふうに思っているんですね。

DX推進室なり推進係っていうのは私の提案ですので、あまりのむのは嫌だなあと思うのは当然かと思いますが、その辺は分かりやすさっていうのが大事ですので、久保島が言ったから嫌だなというんじゃないくて、ぜひDX推進室なり推進係にしたらどうかなあというふうに思います。

5月に開所になった町内の事業所、ちょっと詳しくは言いませんが、ビジネス版のLINE——LINE WORKSを使ったデジタルコミュニケーションシステムを構築されて、運用準備に入っています。いろいろな場面でこれがうまくできるだろうというふうに思っています。

これは、やっぱり大きな都市や大企業が開発したものを待っている、広域の構築を待っているっていう話もありましたが、そうじゃなくて、小っちゃな自治体で小っちゃな企業が、民間の事業所、これもできたんですが、ここで全国に先駆けて先進的なものを構築したわけですよ。それもできるということのよい見本なんですね。

飯島町はLINE WORKSと、せっかくコネクションができて、今後うまく活用すれば、これは非常に面白いことができるなあというふうに思っていたんですが、その辺の進捗はいかがなんでしょうか。

副町長 自治体のシステムっていうのは、セキュリティの関係ですとか、そういう国、県とのつながりもございますので、そこら辺のセキュリティの関係もちゃんとやらないとまずいなあというふうに思っております。今、国が進めておるDXは、全国统一で同じ

	様式でというのが一番簡単でうまくいくっていう、そういうことでやっているんじゃないかと私は理解しております。 LINE WORKSも1つのコミュニケーション手段だというふうに思いますけれども、そこら辺につきましては、先ほど申しましたように、うちでもセキュリティー関係のところを全部ちょっとチェックしてみたりとか、それから職員が今の業務体制、それからシステムを理解しないとなかなかうまくそこんところは進んでいかないのかなというふうに理解をしておりますので、今後の研究課題だなというふうに思っております。
久保島議員	政府の話が出てまいりました。 政府もデジタル庁をつくってDXを進めようとしているわけございまして、その受皿として、やっぱりしっかりとここが受け持つんだよというところが明確になっていたほうがいいだろうというふうに思っています。 DXを進めていく方針、体制を明確に示すという意味でも、秘書広報係の名前を再度改めてDX推進室なり推進係にしたらどうかなあというふうに私は思うんですが、そのお考えをお聞かせいただきます。
副 町 長	今後そういう必要性が出てくれば、そういうことも検討してみたいなというふうに思っております。
久保島議員	ぜひとも、その辺の体制を見ながら柔軟な対応をしていってもらいたいと、町民に分かりやすく、やっぱり何を町が進めようとしているのかっていうことを明確に示していくということが私は一番大事だというふうに思いますので、その点についてお話をお聞きいたしました。 これで質問を終わります。 〔久保島議員復席〕
議 長	4 番吉川順平議員。 〔吉川議員質問席へ移動〕
4 番 吉川議員	それでは、通告により始めさせていただきます。 現在注目されている課題について、ちょっと時間内に収まるか分かりませんが、努力したいと思います。皆さんも御協力をお願いしたいと思います。 質問事項の1「レディースファームの進め方について」の提案でございます。 飯島町営農センターでは、持続可能な地域複合営農と担い手の育成としてアグリノバージョン 2030 と女性の視点や知恵を生かしたレディースファームを重点項目に掲げております。 レディースファームへの就農希望者への積極支援策として、本年度、先進地視察費として4万8,000円ほどの予算化をされております。 下平町長も先月視察研修に行ってきたと聞いております。先進地視察内容も含めて次の内容について答弁をお願いし、方針も含めてポイントについて分かりやすく説明をお願いします。 1つ、本質的な目的について。

2つ目、ターゲットは個人育成なのかグループ育成なのか。

以上2点について町長の考えを求めます。

〔下平町長登壇〕

お答えいたします。

レディースファームの根底にある目的は人口増にあります。

伊那谷全体の課題としても、人口減少、これが大きな課題になっております。

その中で特に生産年齢人口の減少、中でも15歳～49歳の合計特殊出生率に影響する年代の女性が少ないことが上げられております。

上伊那全市町村とも、この女性の確保について非常に苦心しています。

高校を卒業して以来、東京へ出向く、都市へ出向く機会が多いんですけども、女性は男性の半分しかこの地域に戻らないと、こういう状況が大きな問題になっておるところでございます。

そしてまた、レディースファームの目的は、仕事と子育てが両立できることを望んでおります。女性が単に働くということではなくて、女性の想像力やアイデアを生かして子育てをしながら生き生きと仕事ができるということが、まずはレディースファームの目的になっております。

そのような仕事をつくるには、やはり農業分野に可能性があるのかなあという期待を抱いておるところでございます。農業には働く時間の融通が利くという一面があると思っていますので、従業員同士のお母さん方の理解の中で融通性を發揮していただいて、子育てと仕事が両立するタイムシフトなども実現可能ではないかなあと、このように考えておるところでございます。

そういったことから、女性の確保で人口増にもつながる新たな仕事場というふうに捉えております。

今、議員の次の課題も一度に質問されましたので、この場で答えさせていただきますけれども、ターゲットは個人育成なのかグループ育成なのかと、こういう質問でございます。

ちょっとそこまで行くには時期尚早かなあというふうに思っています。

レディースファームといっても、レディーとファームですから女性と農業ということで、あくまでもこれは事業であり経営であります。ここの観点をしっかり組んでいかないと、簡単に農業で仕事ができるっていう状況にはないと思っています。

議員は農業関係のいろいろな役職に就いておられまして、そのグループを推進しておられると思いますけれども、やはり農業で一番大事なものは商品力だと思います。商品力に独自性があるのか、収益性があるのか、何を作ってどこへ売するのか、販売力はあるのか、ここをまず精査しなければ事業には入っていけない、大事な観点だと思います。

これは、農業だけにとらわれることなく、商業も工業も、自分の作る商品が他社と比べてどれだけ魅力があるのか。それを売ることによって魅力度が上がるほど収益性が上がりますから、そういった研究をきちっとまずはしなければいけない。そして、販売先はどこにするか、販売力はあるのかどうか、それで新たなものを開発する力があるのか、

そのための技術力があるのか、そういう大きな大外堀を埋めないと誰をターゲットにというような状況にはならないというふうに思っています。

事業を始めるには、やっぱり資本力、誰がやるのか、どの規模でやるのかということになってくると思いますね。したがって、細部に、枝葉末節に入っていく前に、根幹をどういうもので組み立てていくかという、今上げた中にもまだ枝葉がいっぱいあります。今、十数目において、どれがいいのか、どの方法がいいのかということを研究している段階でございます。

レディースファームという言葉は非常にセンセーショナルで耳に優しい言葉ですけれども、中身は赤裸々な事業でございます。そこをしっかりと求めなければならないと考えております。

〔下平町長降壇〕

吉川議員

もっともな販売力、これは重要で、後からもまた農商工の連携でも出てくると思いますが、そのところでまた触れたいと思います。

1－3、レディースファームスクールっていう名前を書きました。

実は、調べてみますと、北海道の新得町というところ——北海道のど真ん中にあるんですけれども、非常に北海道は酪農の地帯でございます。全国で初めての「レディースファームスクール」というのをつくっております。特に酪農コース、特に泊まりがけができる、何か月も泊まりができる、実践ができるという、そういったところもあるわけでもあります。

しかし、ここにはスクールって書いてしまいましたけれども、私の考えはスクールではなくて、やはり女性が農業をやるについては教えてもらわないと分からない。先ほど言われましたようにママ友とか、お子さんが保育園へ行った方々につきましては、誰か教えてやらなきゃいけん。これは誰かというふうに考えたときに、やはり今ある飯島町の法人の組織だなあというふうに考えております。

個人も大事でありますけど、法人が、やはり町なり営農センターなりが、それぞれのママ友なり子どもの教育をしておる小学校、保育園へ行っている方々に意向調査をしながら、そのものに対しては、やっぱり法人が、それじゃあ私のところでちょっと預らせていただくかという形になるかと思います。そんなことで、レディースファームスクールと、そういう法人、組織がなり得るというふうに考えております。

スクールとは関係ありませんが、そういう意見を述べさせていただいて、その考えはどうでしょうか。

産業振興課長

まずレディースファームスクールについてのお答えをさせていただきますけれど、全国的にはレディースファームスクールという施設が幾つか見られます。これらは、農業にあこがれてやってくる女性たちのための農業や農村生活の研修施設となっており、従来型の農業を実習、研修することを主な活動としております。

そういったレディースファームスクールの取組もすばらしい取組であると思いますが、レディースファームとは方向性が異なるかなというふうに捉えております。

まず、レディースファームの根本は、先ほど町長が答弁したとおり、まずは根幹に沿っ

たモデルを実現してまいりたいと思います。今後の需要の動きにより、そういったスクールについて検討してまいりたいと思います。

それと、今、議員より、法人、いわゆる農業を学ぶという機会は非常に大切かと思えます。今回のモデルをつくる中で、法人、またその他の団体とも連携を取りながら進めていきたいというふうに考えております。

吉川議員

営農センターの責任者として一緒に取り組むということで、ぜひお願いしておきます。

さて、ここで分厚い資料が出てまいりまして、ちょっと参考ということで聞いていただきたいと思います。

6月一般質問添付資料P1、いろいろなレディースファームの関係、先ほど町長からはお言葉なかったですが、先進地視察があるわけです。

ちょっとこれは遠い九州であります。

「ウーマンメイク」と、名前がいいわけですが、代表取締役 平山亜美さん。

ちょっとこの左の上のほうを見ますが、平成27年、国東市。大分空港のあるところです。半島のところです。

- ストレスなく子育てと仕事が両立できる環境を探していたところ、異業種交流から農業に出会う。女性が働きやすい職場は農業で実現できるのではと考え、仲間とともに水耕レタスの生産・販売を行うウーマンメイク株式会社を設立。

- 構成員は全員女性（女性のための農業生産法人は、県内では同社が初）。地元から採用するなど、地域の女性が活躍する場を創出している。

- 作物の選定にあたっては、女性の視点で軽量かつ安定して生産ができる水耕レタスを選ぶことで高い生産性・作業効率をあげている。

- 子育て世代の従業員と子どもを集め、自社野菜を使った食事会やレシピの開発などを行っており、今後より一層の活躍が期待される。

ということでありまして、右側、2015年に創業しておりまして、6連棟のビニールハウス、リーフレタス、ホウレンソウ、30アールでしたが現在は80アールに増設中、従業員18名、うち役員3名、パート職員15名と。

後から述べますが、導入のシステムは環境制御システム、IoT——インターネット・オブ・シングス、要するに物がインターネットで販売やいろいろな環境制御ができるというシステムですが、それが入っております。あるいはグリーンラボⅡだとか、いろいろ入っておりますけど、生産実績は年間60トンということであります。

事業の経緯はそこに細かく書いてありますが、平山氏っていうのは新卒で関西の大手精密機器メーカーにおったということでもありますけど、先ほど言ったように、やはり子どもができて子育てしながら何かできないかと、先ほど町長から答弁ありましたように農業に目を向けたという形でございます。

次のページ、この方が平山さんでございます。

ウーマンメイクとはどういうことかというのと、「女性がつくる」という意味を込めて、」とそこに書いてあります、創立メンバーで考えた。野菜だけでなく、女性たちが次の時代をつくるという思いを込めて、ありがたいことにメディアに取り上げられて多くの

人に知ってもらうことができたということ。

それから一番下には、女性の視点や強みを取り入れ作業効率や生産性をアップ、事業拡大だけでなく女性の働きやすい環境づくりを意識する、愛情はたっぷりと、野菜作りは子育てと同じ、3Kに代表されるような古い農業スタイルの変革をしたいということで、上のほうにも書いてあります、平山さんについては、農業は全くの素人であります。それだし汚いことは嫌だという形の中で、今回、こういったハウス、リーフレタス、水耕栽培を手掛けたという状況であります。

この方は非常に、起業ということで、起業家として女性でやってきたというふうに。

なかなか、先ほどもありましたが、これから模索をしていくわけですが、飯島町ではなかなかこういう人が現れるのかなあと、できればこういう方が現れれば一番うれしいなあと思っているわけですが、なかなか難しいのではないかとというのが1つ。

それから、前にも一般質問で話しました浅井農園でございます。

この方が、うれし野、浅井農園、三重県津市。

一昨年ですか、営農センターでの視察に私も行かせていただきました。房取りのミニトマトであります。

次のページにありますように、オランダ型のハイテクのハウス、これが何棟も、3町歩ぐらいやっておりますね。

それと、もう一つは、やっぱりバイオマス、飯島町でも計画しているバイオマス。辻製油という会社がありますけど、それが資本金を出して、バイオマス、熱供給をしながら大型ハウスを守っておるという状況であります。

ここの方式は、この浅井さん、まだ39歳ということで若いわけですがけれども、やはり100人ぐらい、先ほど言ったママ友、子どもが保育園へ行っている方、子どもたちはまだ小さい子がおりますけど、それを時間的に2時間なり3時間、あるいは4時間、その間に人を使ってミニトマトの栽培を手がけているという形でございまして、労務管理はしっかりしているという形、それからママ、女性にうれしいポイント、圧倒的なシフトへの多様性と柔軟性がある、やりがいと責任を感じられる、一番のネックの夏休みの休みも休みやすいと、子どもが休みですので休みやすいという労務管理もできるという。

やはりこの関係が、うれし野、浅井農園なり、こういう企業ができて、1人社長がおる、それに対して保育園へ行く子どもたちの親を雇う、営農センターなり町が意向調査を取りながら、やはりそれに対してこういった企業ができればいいなあとという感じであります。

次にオランダ型ハウス、これは非常に高い棟でありまして、非常にありまして、これもICTってということで複合環境制御システム、温度、湿度、二酸化炭素、全てコンピューター制御している、こういう農業です。

やはり、これが若い方々、アグリイノベーション2030、あるいは女性の農業者、若い方々、これが必要じゃないかと。本当に失礼でございますが、土地利用型の米につきましては、なかなか若い方々は、機械化という形の中でなかなか入ってこないんじゃないかということであります。これを提案申し上げたいと。

P 3の右側です。

Aさんという方がおるわけですが、ここに勤めている方、家族形態は夫婦と長男——保育園の年少であります。

6時40分に起床しながら、いろいろ子どもの保育園へ送っていく間は忙しいわけですが、いすけれども、この方は9時から作業の内容を確認し9時20分から、2時20分に帰宅して、それまでは働いておるわけです。あとは家事をしながら保育園の迎えは4時に行くと、こんなようなシステムですね。これ以外にいっぱいパターンがあるわけですが、いすけれども、そんなことで、さっき言った、なっているという状況でございます。

そんなことを御紹介しながら、いろいろのパターンがあるなというふうに思っておりますので、ぜひとも、また一緒になって勉強をしたいというふうに考えております。

次に1—4、先ほどありました施設化ということで、今言ったICTなりIoTなりをどう進めるかということでもあります。

問題は、人をどうするかということが1つの課題にあるわけですが、これも1つのフィールド、農場をどうやってつくっていくかということで申し上げていきたいと思えます。

ICT活用や自動化による省力化と働きやすさを追求し、環境制御システムの導入による大規模施設園芸、植物工場への誘導や施設導入に対する補助金等の取組について提案をしたいというふうに考えておるわけでございます。

飯島としては、今後、具体的にどう——先ほどの誰がってということもありますけれども、先決問題ではありますけれども、フィールド、農場、これをどうやっていくか、実践方向にどうやって考えていくか、ここは重要になってくるかと、ママ友を含めてどうなのか、アグリイノベーション2030も含めてどうなのかという形になるかと思えます。熱供給のバイオマス事業もありますけれども、そんなことで補助金等も今後模索をしていただきたいというふうに考えております。

実は、先だって、オープニングセレモニーにi i ネイチャー春日平へ行ってきました。それ前に、営農センターとして小委員会を、総会に向けての会議を行い——紫芝勉マネジャーにもオープニングセレモニーで行き会っております。また、営農センターの小委員会でも御意見が出ています。レディースファームの進め方についてどう考えるんだという形の指摘がございました。したがって、我々も、営農センターとしても、いや、これはこれから考えなきゃいかんということでi i ネイチャーのオープニングセレモニーのときに御挨拶したら、「ああ、吉川さん、i i ネイチャーも含めた中で」——i i ネイチャーっていうか、紫芝さんは田切農産の社長でございます。そこも含めた中で「吉川さん、今度はブドウをやるんだよ」って言うもので、「ああ、そうですか。野菜じゃなくてブドウですか」っていう話になりまして、そんなことでシャインマスカット、ナガノパープルという話が出ております。これからの検討ですが、分かりませんが、そんな話をしておりました。

女性も野菜なり、ブドウにつきましては私も作っておりますが、それぞれのシャインマスカットについても飯島町にも何人かはおりますけれども、非常にこれから忙しい摘

粒作業とか、細かい作業でありまして、それが秋の収穫に結びついてくるという形でございます。

そんなことで、資料のほうにも出ておりますシャインマスカットの経済性についてもまた御覧になっていただきたいと思いますけど、P 4にあります。

これは、今回はシャインマスカットに限っておりますけど、野菜でもいいわけですが、これも、これは島根県の調査をした結果であります。作成モデルで5年目以降の農家の聞き取りをしたということでありまして、これは既存のハウスの利用をしております。

飯島町の中では、既存のハウスを利用しているシャインマスカットは、今、育苗ハウスのハウスを使って、それで2軒か3軒ぐらいがその中でシャインマスカットを作って、既にもう実がなっているという状況であります。

この資料は、既存ハウスということでハウスの中で作っている、5年目以降からかなり収量が上がって212万3,000円、これは聞き取り調査ということでありまして、所得率78%という形でございまして、シャインマスカットはかなり莫大的に中国のほうにも大分盗まれていっておりますけれども、まだまだ売れる商材であるという形でありますから、新しい提案として、1つの項目として考えていただきたいと思いますということ。

それから、次のページの「NTT東日本、JA中野市、ぶどう農家」。

先ほど言ったIoT、やっぱり物をインターネットでやる。これはナガノパープルという長野県で開発したブドウであります。シャインマスカットより作りにくい、要するに劣化してしまう。これを環境制御しながら、NTT東日本が中野市とブドウ——中野市は非常にブドウ農家の多いところでありまして、シャインマスカットでも天皇杯を取っておるところでございます。これで土壌水分管理、ナガノパープルは土壌水分管理によってかなり劣化が防げるというデータでございます。

そんなことで、IoTを実用しながらブドウ農家、こういったハウスを、ぜひとも見本でもいいですのでどこかへ造っていただけたらなあという形がいつも私の頭の中にあるわけであります。

したがって、先ほどの質問のように、こういったものの補助金等があれば、またそういった法人なり、そういったところが取り組めるのかなあという関係がありますし、また女性、若い方々が入ってくれるのかなあというふうに考えておりますので、そこら辺の答弁をお願いしたいと思います。

産業振興課長

農場の施設化、ICT活用、自動化、施設導入に対する補助金についての御質問を頂戴しました。

女性の想像力やアイデアが生かされるレディースファームでは、おのずとICT技術の活用や自動化、省力化による働きやすくクリーンな環境が実現されていくことは大切なことだというふうに考えております。

また、その様子は広く地域やメディアにも取り上げられながら新しい農業の姿として地域農業の活性化にも一役買うのではと考えております。

ICT活用や自動化などによる大規模施設の導入に対する補助金等の支援につきましては国に様々な支援制度がありますので、そういった農業者の要望に応えられるよう、

吉川議員

町としましても支援をさせていただきたいというふうに考えております。

ぜひとも、一步前へ出るような仕組み、それを一緒に考えていきたいというふうに考えております。

次の質問に入ります。

今話題になっておる円安水準、コロナ禍、ウクライナ情勢による影響と小麦に代わる米粉の推進についてということで、2—1、輸入価格上昇による食料品への影響及び農業資材高騰における影響について、消費者と生産者に対して国及び町として対策はあるのかと、また町としての対策はあるのかという形であります。

非常に価格高騰ということで出ております。

実は、5月31日の信濃毎日新聞、ここにありますが、御承知のとおり帝国データバンクのまとめによりますと、食品主要105社対象の調査によりますと、今年の値上げ品は予定も含めて19日時点で既に8,385品目、6～7月の値上げ予定だけで3,104品目と3月～5月を大きく上回っておるという形であります。

値上げの夏というより値上げの秋になってくるかというふうに思いますが、具体的には、食品でいきますと、即席麺、カップヌードルから始まりまして、かなり、190円台だったものが200円以上、調味料、これもかなりの値上げ、アイスクリーム、全ての品目で値上がりしておるという状況が町民の皆さんの非常に負担になっている。

次の農業者については、生産資材の高騰、これは消費者物価指数が食用油は4月に135まで急騰、小麦粉が114に上がった、それぞれ資材関係、プラスチック類、いろいろ全て上がっておる。

また、大きな問題では秋肥の値上げですね。例えば尿素だとか、そういったものは今度の秋に対して倍以上という形になってまいります。窒素、リン酸、カリを含む全農調べでの基準銘柄、高度化成肥料、かなり上がってくる。これからますます農業者に対しては厳しい秋が来る。

J Aとしてどうやって手だてを取っていくかはちょっと分かりませんが、これも含めて、やはり町としての対策、非常に農業者は、非常に切実に困っております。ぜひともこれからの対策に期待したいと思います。よろしくお願いします。

議長

答弁を求めるわけですね。

吉川議員

はい。答弁を求めます。

町長

世界的に穀物需要に対する供給不足、またエネルギー価格の上昇に伴いまして農業資材等の価格が高騰している状態になってまいりました。

国では、原料を代替国からの調達するコストへの支援や畜産経営への影響を緩和するため、異常補填基金から生産者への支援などが行われております。

さらに、農業者への金融支援対策として原油価格・物価高騰等の影響を受けた農業者へ資金が円滑に融通されるよう、実質無利子化・無担保化等を措置するとともに、セーフティーネット資金貸付限度額の特例を設けて対応しております。

また、町といたしましても農業資材や原油などが高騰している状況を重く捉えておりまして、町独自の対策として国の交付金の活用を視野に原油価格や物価高騰による影響

を受ける農業者等への負担を軽減するための支援を検討しているところでございます。
値上げの夏、値上げの秋、ぜひとも具体的に農家の方々へ平等に行くような形の政策をひとつ打っていただきたいと切にお願いをしたいと思います。

次に行きます。

2ー2、ウクライナ情勢によりまして小麦高騰ということで、3月にも話しました飯の島ということで、飯島として米粉の製造と商品開発の提案と推進を求めるっていう形でございます。

ここで勉強ですが、整理しておきますが、米粉の特徴、もっちりしておいしい食感、多分、米粉のパンを食べていただいた方があるかと思いますが、もっちりとしておる。

それから、優れたアミノ酸のバランス、これがありますね。アミノ酸スコアってありますけれども、米が65、小麦は41という形でございます。

それから、さっぱりでヘルシーだという形があります。油の吸収率は米粉21%、小麦粉38%。非常に油の吸収率が低く、天ぷらを米粉で揚げるとサクサク感が出てくるということでございます。

それから、食料自給率アップということで、国産小麦パンを1人が1か月に3個食べますと自給率が1%アップするということが言われておるという形であります。

ただ、メリット、デメリットがありまして、デメリットのほうから申しますと、小麦粉に対して米粉については非常に高いです。こちら辺をどうやっていったらいいかということではありますが、やはり高いということですので、先ほど言いました加工という形の中であります。毎日の料理に使用すると食料費アップによる家計への負担があるわけですので、手作りパンなどの米粉パン、こういったことで、手作りのお菓子に米粉を使うなど用途を絞って使用するのをお勧めしたいという形が出ておりますけれども、そんな形であります。

メリットは先ほど言ったとおりであります。

それで、米粉製造につきましては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金っていうのが国に昔からあります。全国で、現在、米製造事業を取り扱っている、交付金を使って製造しておるのは41か所あるという形であります。今このデータを見ますと、長野県はないんですね。なぜか長野県はないんです。栃木とか、そちらのほうはかなりあるんですけど、九州までありますけど、なぜかない。非常に残念であります。

そんなことで、これから申し上げますけれども、これも提案でありますけれども、実は旧選果場、今日はJAの方も見えておりますけれども、南部地区のカントリーエレベーターの建設が決まりました。宮田から中川のカントリーを一つにしてという形、これは国のパワーアップ事業ということで国の補助金を受けております。

あわせて、私は米穀課のほうに問合せをし、せっかく造るんだから、この中に、なかなか個人では製造機をつくってやるっていうといないので、どうせやるんならJAの施設の中につくったらどうよという打診をしております。まだ答えは返ってきておりません。検討はしていきますということ。

やはり補助事業が要ります。これはパワーアップ事業ではできませんので、先ほどの

補助事業なり、いろいろこれから出てくるかと思いますので、そこらの導入提案をしてまいりたい。

またJAに対しても私どもでプッシュをしていきたいと思っておりますけど、米粉パンを含めた利用、活用ができるよう、町としても、私も含めて協力や要請をお願いしたいが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

産業振興課長

ただいま米粉の推進の提案をいただきました。

米粉につきましては、昨今の米の需要の減少や米価下落が懸念されていることも踏まえた中で、議員の御提案のとおり可能性を感じているところでございます。

米粉の製造や商品開発につきましてはパンの小売店を中心に需要が開かれますが、大口の取引先がないことや製造プラントの導入などに大きなコストが必要であること、また商品において高付加価値が求められるコストの高い商品となる傾向があることなど、課題が多い一面もお聞きしております。

しかし、米の需要拡大は、飯の島、飯島の悲願であります。

また、JA上伊那による伊南唯一となる新しいカントリーエレベーターの建設も当町で進んでおります。これを契機としまして、米粉も含めた米の活用についてJAとも協力しながら研究していきたいと考えております。

吉川議員

そのとおりなんですよ。飯島町を発展させるためには、やっぱりこういう施設を造りながら、やはりちょうどの機会なので、ぜひともお願いをしたいと思っております。

次に、大きな問題で、先ほど町長からもちょっとありましたが「農・商・工連携による新地域おこしについて」ということであります。

資料では、ページ数でありますけれども、P5に難しいことが書いてあります。

これも調べました。後久博さんという方の本の中に「農商工連携による「新地域おこし」のススメ」という本があり、そこから取ってきた資料であります。

農商工ということで、大学はないので信州大学が入るかと思っておりますけど、国全体と。Aのほうは工業と農業、大学が入る。Bのほうは農業と商業。Cというのは農商工全体を表しております。

2つ目、図表の1—3、生産、加工、流通、販売プロセスと農商工連携関連図ということで、これもあります。大学もあります。研究機関もあります。

「地」って書いてある一番右側は産地であります。「観」は観光を表します。

農商工。

農林漁業、素材生産。農業は素材の生産であります。

工業は、加工、製造、技術であります。

商業は、流通——先ほど町長が言われました流通、販売をどうするかという形であります。

一番下の問題は3つの意識ということです。

なぜ農商工が必要になっているかということでありますけれども、先ほどありましたように、世界情勢を含めた中で、非常に農家も困っている、販売にも苦労しておる、商業の方々も非常に消費が伸びていない、そんなことを飯島町の基幹産業である商業ある

町 長

いは農業を含めた中で一緒に共有をしながら、そこにある問題意識、危機意識、当事者の意識、1つの課題を持ちながら集まって話をしたい。何かできるんじゃないのか、地元でも売れるんじゃないのか、どうなのか、学校給食も含めてでございますけれども、そんなことも含めながら図に示した内容であります。

一番裏側には、いろいろ細かく、6つのきっかけとかいろいろ書いてありますので、また見ておいていただいて、お願いします。

ということでありまして、特に今言ったように農商工の新しい地域おこしが必要になるというふうに考えておりますが、その見解をお聞かせいただきたいと思います。

長期化している新型コロナウイルス感染症の問題、またロシアによるウクライナ等、世界情勢の不安により農業者、商工業者は大きな影響を受けております。まだしばらくはその影響が続くことが予想されております。

世界の情勢が混迷を極める中、様々な地域内の産業、農・工・商業等が連携することで相乗効果を発揮しながら持続可能な地域づくり、これが今後必要であろうと思います。幾多の困難があらうかと思っておりますけれども、これが連携できればすばらしいことだなというふうに思っております。

吉川議員

それで、商工会のほうにもちょっと問い合わせさせていただいて、現在の数だけ申し上げます。ちょっとダブる品目がありますので、業種別ってということでお聞き取りだけしてください。米330、花51名、野菜85、果樹140、キノコ1、畜産1、その他いろいろあり16、重複がありますが624業種、農業関係。商業、商業は部会が分かれておるようでありまして、商業部会が129、工業部会が38、建設業部会が49、合計216。4月1日現在ということでお聞きをしております。この中で、かなりの数がありますので、農業と商業の相談っていうか、さっきやりました問題意識共有がぜひとも必要かなというふうに思っております。

2のほうに入ります。

先ほどの資料の一番最後のページ、6ページ。

実は、農商工連携のコーディネーターということで、小布施町、御承知のとおり長野県の北部に位置し、飯島町であります栗の栽培の盛んなところ、あるいは観光事業もかなり盛んなところ、後から述べますが、ここの町長につきましては桜井甘精堂の社長、桜井町長でございます。

今年2月2日に募集要項が出ておりまして、その真ん中にありますように、

栗やりんご、ぶどう、なし、さくらんぼなど、生食用または加工用の果樹を中心に、付加価値の高い農産物の生産が行われており、農業が主要な産業の一つとなっています。今後も活力ある農業を維持・発展していくためには、農業者だけでなく、商工業者の連携をさらに強化し、それぞれの強みを生かした付加価値創造に取り組んでいく必要があります。そこで今回、産業分野の新しいまちづくりの推進に向けて、農商工分野の連携強化に取り組み、町の「六次産業化」をさらに推進する基幹人材を募集します。

というふうに書いてあります。下には募集要項も出ております。ということで、既に始

まっておるかと思いますが、内需拡大、地産地消、農業のいろいろな品目がある、そういったことを進めているようでもあります。ですので、そんな形と。

それから、桜井町長さんのお言葉を引用させていただきます。私もちょっと行ったことがあるんですけども。

桜井町長、小布施町は農業の町と言われる——飯島町もそうです。質のいい野菜や果物がたくさん取れる町です、ブランドとしてもある程度知名度があるということでもあります。誰が作ったものなのか商品からは伝わってこない、商工業の世界にいた私からすると農家の皆さんのことを実はあまり知らなかったと、いい食材を生み出せる農家がたくさんいるのに分からない、それは農家と商工業者の付き合いが薄いという形があるということでもありますので、私も同感だというふうに思っております。

農家と商工業が互いにいい意味を持って利用し合う、こういうことが大事になっている。どういう形にするかはこれからの課題ではありますが、ぜひともそこら辺の答えが必要かなあと。

町長就任までの10年間、小布施町の栗菓子屋の社長を務める中で感じたもったいないという歯がゆさがあったということをおっしゃっております。

いずれにしても、飯島町、あるいは小布施町も一緒でございますけれども、やはり管内の経済活性化ということでは1つ大事かというふうに思っておりますので、そこら辺の地域おこし協力隊、任期付採用職員、協力隊の募集については考えておるのかどうか、今の目的に沿った。よろしくお願ひしたいと思います。

産業振興課長

地域おこし協力隊の募集についての提案でございました。

農業、工業、商業等が連携を創出するために、各事業者のニーズを把握しながら各産業間での連携の下、新たな産業を創出したり、各事業者が協力の下、新しいプロジェクトを立ち上げ、また自らも実現していくことのできる人材がおりましたら、任期付採用職員や地域おこし協力隊、またその任用の形態や行政、民間の立場等にかかわらず、町ではぜひ協力をいただきたいと考えております。

一方で、任期付採用職員や地域おこし協力隊の募集を先行する形で、このような高度なスキルを要する人材を確保することは難しいのではないかというふうに考えております。

吉川議員

いずれにしても、先ほど私が述べた地域内循環という形、経済を回すという形の中では、また一緒に考えますが、ぜひとも積極的な取組をお願いしたいと思います。

それに併せまして、(3)協議会の発足について考えて進めるべきだがというふうに書いてあります協議会。これも同じような質問でございますが、答弁をお願いします。

産業振興課長

続いて協議会の発足の提案をいただきました。

まず、町には町内の各産業の代表、知識経験者から構成される産業振興に関する審議会がございます。審議会には、必要に応じ専門部会を設置できる仕組みも備えております。

まずは審議会で各産業における現状や喫緊の課題を共有し、コロナ禍やその先を見据えた発展的な議論をしていく中で、必要に応じて農工商連携による新地域おこしについ

	でも考えていきたいと、このように思います。
町 長	農商工連携の中で新しい産業を興していく、非常に聞いた感じはいいんですよ。難しいですよ、それぞれ経営者ですから、農業者も工業者も商業者も。その経営者が現状をいかに打開するかという、やっぱりその根本には情熱がなければいけないと思っています。そういった情熱のぶつかり合いで新しい発想が生まれ、新しい事業が生まれてくる、根本にはそれがなければならない。 協議会をつくって、あるいは地域おこし協力隊を頼んでということでは、本来のしっかりとした6次産業まで届いた農業の新しい商品を作って物を売り出していくという形にはならないかなというふうに思っています。 ぜひ、お互いに経営者ですから、今どういうふうにこの場面を乗り切るかという、そういったしっかり掘り下げた話の中でこのことを考えるべきだなというふうに思っています。町がそういう形をつくったから、そういう鍋を作ったらお入りでというだけで現状が打開できるとは思っていません。
吉川議員	分かりました。 総務産業委員会でも、まだちょっと商工会との懇談ができておりません。その中でも、ちょっとまた私が触れさせていただきたいと思っております。 それでは、時間がありますので最後の質問に参ります。 「生きるを育む」学校給食への地元農産物の食材の提供について」 4月より新学校給食センターが完成して稼働しております。 9月の一般質問等に引き続き、地元農産物の食材の提供についての推進体制についてのその後の実際の動きはどうなっているのでしょうか、再度お聞きしたい。 特に、私の聞いた中では米と野菜をやっているということですが、全ての農産物があるわけです。費用的な面、いろいろあるかと思います。コーディネーターという形により、タイアップして未来の子どもたちに供給体制をしっかりとすることが大事であります。 J Aの手数料問題と、学校給食センターの栄養士と農家との橋渡し役のコーディネーターの人材育成と、給与の問題も含め、今後検討していただきたいという形でございますが、できれば数人でもいいのでこの指止まれという形の中で少人数でもグループを作っていただきながら、コーディネーターを中心にぜひとも未来の子どもたちに地元の食材をやっていただきたいというふうに考えております。 宮田学校給食の例も述べさせていただきましたけれども、そんなことでよろしく願いしたいと思います。
教 育 長	子どもたちの食育推進に向けて地産地消の取組が重要であるということは認識しております。 今、吉川議員のほうから地元産食材利用の推進体制についてということで御質問ありましたので、お答えいたします。 学校給食への地産地消に向けての取組の推進は、昨年11月2日及び12月23日の2回、学校・保育園給食の食育・地産地消検討会議を行い、その現状と課題及び今後の方向性

について話し合いを持ってきたところであります。

町内における地産地消を推進していくに当たり、現状の人員体制の中で給食センター内においてコーディネート業務を担っていくことは困難な状況であると思われます。

また、食農を推進していただける地元の農業団体の方にも御協力いただいておりますが、季節ごとの入荷状況が不明瞭であること、品質の安定に課題があること、保護者負担の給食費について今年度8年ぶりに値上げした中で、できる限り安価で安全な農産物の提供が必要であることなど、課題があります。

学校給食における地産地消の取組を一步でも前進させていくためにもコーディネート業務を担っていただく方の役割が必要であり、そのお力で農産物を学校給食に安定して提供できる仕組みづくり等を行うことで学校給食の地産地消に向けて前進していくことができるのではないかと考えております。

いずれにしても、昨年度行ってきた学校・保育園給食の食育・地産地消検討会議を継続して行いながら、よりよき推進体制の構築に向け検討を重ねてまいりたいと思っております。そのために吉川議員はじめ農業について豊富な知識をお持ちの方々の御助言やお力添えをいただくことができればと考えております。

議 長
吉川議員

時間です。

終わります。

〔吉川議員復席〕

議 長

ここで休憩を取ります。再開時刻は11時10分といたします。休憩。

休 憩
再 開

午前10時51分

午前11時10分

議 長

会議を再開します。

一般質問を続けます。

6番 星野晃伸議員。

〔星野議員質問席へ移動〕

6番
星野議員

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

飯島町の企業誘致と地域振興の考え方をお聞きします。

前回の一般質問で町長から片手ほどの企業誘致の予定があるとお答えがありましたが、進捗状況はいかがでしょう、お聞きします。

〔下平町長登壇〕

町 長

お答えいたします。

以前、飯島町への企業誘致のお話につきましては5つのほどの候補があるというお話をさせていただきました。その候補企業、今、順調に進んでおりまして、土地の交渉、あるいは開発行為の許可等が進んでおります。今年度中にはその5つほどの姿が町民の皆様目のにも触れるかなあというふうに思っております。

	〔下平町長降壇〕
星野議員	現在、飯島町で企業誘致をする際に、また既存の企業の皆様に飯島町としてのサービスないし支援についての文章化したものがあるのか、また飯島町として新規企業に対して一番の売りのものは何かというものをお聞かせください。
産業振興課長	新規参入される企業の皆様へのサービス、支援についての御質問をいただきました。 飯島町の企業誘致及び中小企業支援として商工業振興補助金の制度がございます。 企業誘致の支援メニューとしましては、事業用施設新設支援事業として新設する工場等の固定資産税相当を最大３年間補助するという制度がございます。 また、工場用地取得事業として町や土地開発公社が保有する土地を購入した事業者へ最大３,０００万円補助する制度がございます。
星野議員	ただいま言われたものを文章化したもの、先方に分かりやすいものはありますか、お聞きします。
産業振興課長	まず、これにつきましては、例規としましては飯島町商工業振興事業補助金交付要綱がございます。ただ、これは少々難しい字句が並べられておりますので、一般の企業向けにもそういったパンフレットのようなものを作っております。
星野議員	それでは、現在進行中の企業に向けて、企業誘致に対して飯島町の売りというものをどのように紹介しているのかお聞きします。
産業振興課長	ただいま折衝している企業の皆様とお話をしておりますが、１つには今申し上げた町の補助金制度、それと、やはり国県にも有利な補助、融資、減免等々がございますので、お話をする中で、その業種、また将来を見据えた中で十分相談を受けさせていただいております。
星野議員	分かりました。 なるべく企業誘致が決まった後に食い違いのないように、丁寧な説明を企業側にお願いしたいと思います。
産業振興課長	町長の構想の中に音楽の町、また発酵食品の町というものがございますが、関連した企業に対して何かアクションを起こしていくことがありますでしょうか。
星野議員	音楽村、発酵食品の関係でございますけれど、町としてもＰＲしておりますけれど、特に東京事務所、こちらに町長また関係者が出向きまして町の実情や思いを伝えながら、東京事務所からも大きく発信していただくようお願いしております。 よろしく願いいたします。
	全国に目を向けてみますと、化粧品の企業は九州に集まり、半導体企業は東北、特に山形県に集まっております。今や企業誘致は県ぐるみで行っているのが実情でございます。 飯島町も今言われたように県のほうに呼びかけていただいて、町長の掲げたビジョンであります音楽の町、また発酵食品の町というものに関連した企業誘致を進めることで、そこにもヒントがあると思いますので、よろしくお願いします。 町としては、飯島町の企業の社長さんと話をどの程度されているのかお聞きします。

議 長	星野議員、今の質問は質問要旨 1—2 の部分でしょうか。
星野議員	すみません。関連してなんですが、はい、関連して。
議 長	1—2 の質問に関連した質問です。
星野議員	あ、すみません。1—3 です。
議 長	1—3 ですか。
星野議員	はい。すみません。
議 長	今後の企業誘致の考え方はですね。
星野議員	はい、そうです。すみません。
議 長	はい。それでは、今後の企業誘致の考え方について御答弁ください。
町 長	町では、引き続き雇用の場の確保、人口増加、税収の安定確保等の観点から優良企業の誘致を進めてまいりたいと思っています。
	今年度、特に力を入れていきたいと考えている企業誘致としては、当初予算にも計上し説明を申し上げましたが、町民の買物環境の改善を図り地元滞留率向上につながる商業施設の誘致となります。商業施設がしっかり整うということが次のほかの企業誘致の 1 つの要素、町の魅力、そういったものがやはり欲しいということになろうかと思いますので、町全体の暮らしとしても商業施設の誘致というのがまずは大事なな思っております。
	これらの企業誘致を進めるためには、以前の一般質問において御提言がありましたけれども、民間建設業者など、民間の方々と様々な連携を取りまして進めてまいりたいと思っています。
	ただ、今現存する飯島町の企業の皆さんは人手不足になっております。思ったとおりの人が集まらないという状況もありますので、その一方を、片方をしっかりと捉えた中で進めていかなければならないと思っております。
星野議員	すみません。間違えてしまいました。
	ありがとうございます。
	私も各企業を回らせていただいた中でお話を聞くと、やはり人材、社員さんの募集をかけてもやっぱり社員が集まらないんだという企業がありました。その点も町のほうで何か政策をつくっていただいてフォローしていただければなあと思います。
	続きまして 2—1 に入ります。
	コロナ対策についてですが、飲食店向けに、今度、復興券、2,000 円の限定がついた復興券が販売となります。
	残念ながら飯島町の中心部の中のお店が 1 店閉めることになってしまいました。
町 長	町長は、今、飲食店の皆さんは何を一番願っていると思いますか、お聞きします。
	飲食店の方々は大変な思いで針のむしろに座っているんじゃないかなあというふうに思います。
	願わくば自分のお店に来てほしいでしょうねえ。しかし、この 3 年にわたるこういう自粛自粛の世界で、委縮した中で、なかなか勇気を持って——今は勇気が要るんですね、お店に行くに。勇気を持ってお店に出向くというふうにはなっていない。しかし営業は

	続けなきゃならないということの中で、やはりうちの商品を食べてくれというデリバリー、これもやはり必要な需要開拓、ニーズ開拓ではないかなというふうに思っております。座して危機感をそのまま過ごすより、積極的にそういう自分の商品を売りに入るということも重要ではないかなというふうに考えております。 そのためにくらし復興券を今回出しますので、ぜひ有効に使っていただき、飲食店の方々にはデリバリーのシステムもしっかりと構築してほしいなというふうに思っています。 元どおりにはすぐに戻らないと思っております。その中で我々は何ができるかということを実際に考えるべきではないかなというふうに思っています。
星野議員	今、町長の言われたように、各飲食店の皆さんも、デリバリー、またテークアウトについて一生懸命企業で考えて努力しています。 しかし、どうしても利益率も薄く、多くの人材がそこにかかりますので、皆さん、やはり営業には来店いただきたいということが一番の願いだと思います。 そこでなんですが、感染警戒レベル5になると放送が流れます。最後に「不要不急な外出を避けましょう」と言う、この放送が流れますが、これは県のマニュアルに沿って放送を流しているのかお聞きします。
総務課長	県からの放送内容のマニュアルというものは特にございません。県で出されている情報を見ながら、それに沿った文を町の担当のほうで考えながら、そのときに合った内容で放送をしております。
星野議員	町が考えているのなら、ぜひ感染レベルが下がった時点でも、大変レベルも下がりましたので、外出をして皆さんで大いにコミュニケーションを図りましょうというような放送も大切なんじゃないかと思えます。 まず町民の皆さんに恐怖感を与えないような放送をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。 今回も、先ほど言われたように経済対策として第4弾の暮らし復興券が販売されます。飲食店の皆さんに聞きますと、来られたお客さんにその復興券はどこで買うのかというようなことを聞かれることが多いそうです。 復興券に対する告知はどのようにするかお聞きします。
産業振興課長	第4弾飯島町くらし復興券の関係の御質問をいただきました。 どのように告知をするかというお問合せですけれど、おとといの新聞広告になりますけれど、新聞の中に今回のチラシをまずは入れさせていただいて、概要、販売期間等々を見ていただけるようにさせていただきました。 引き続き広報、宣伝には努めてまいりたいと考えております。
星野議員	よろしく願いいたします。 そして、飲食店の皆さんも新しくお客さんを迎えるための新しいメニュー、また情報交換などをしてこの危機を乗り越えたいと思うのが現状でございます。それについて支援をしていただけるのかどうか、お聞きします。
産業振興課長	今回は6月11日から長期にわたって行ってまいりますけれど、この復興券事業と併せ

て飯島町営業力向上事業支援補助金というものを創設させていただきました。

この補助金は、例えば復興券に関連する誘導させるような広報、宣伝でも結構ですし、テークアウト、デリバリーを推進するような制度でも結構です。あるいは、今後のウィズコロナ、アフターコロナを見据えた経済対策、あるいは店舗の改善とか、そういったものにも活用できるような補助制度を設けました。10 分の 10、30 万円上限でございますけど、ぜひこういったものも御活用をいただきたいと思います。

星野議員 今お答えをいただきましたが、ということは、研修会等の講師料とか、そういうものをグループでお願いすることもできるのでしょうか、お聞きします。

産業振興課長 例えばオンライン商談とか、そういったようなものは想定しております。

今の研修会っていうのはどのような研修会か、いろいろございます。ちょっと、まずは産業振興課のほうに御相談いただけたらありがたいと思います。

星野議員 分かりました。それでは相談に行くと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは 3—1 に入ります。

柏木運動場の整備計画についてお聞きします。

一例を挙げますと、駒ヶ根の国体跡の施設が野球場になりました。

しかし、要するに公式のサイズが取れなくて、高校野球などの公式戦ができません。

そこで、柏木運動場はそんなことのないようにきちんとした大きさのものを取っていただきたいと思います。その点、教育長はどのように柏木運動場の計画をお持ちでしょうか、お聞きします。

教 育 長 それではお答えします。

2028 年——令和 10 年であります。長野県において第 82 回国民スポーツ大会が開催されることが決定し、この 5 月 31 日に行われた準備会において飯島町の柏木運動場がホッケー競技のサブ会場に決定されました。

今後、地域住民の皆様にも競技会場及び周辺整備等に関わってこちらから御説明し、御理解をいただきながら全国から選手、関係者の皆さんをお迎えできるホッケー会場として準備を進めてまいりたいと考えております。

数あるスポーツ競技の中の 1 つとして、町民の皆さんにもホッケーというスポーツに親しんでいただける機会となることを願っております。

ホッケー会場は人工芝のホッケー場を想定しておりまして、行く行くはホッケーだけでなくほかのスポーツ活動も可能になる、いわゆる多目的スポーツ施設として位置づけていきたいと考えております。

町民の皆さんからのアイデアもいただきながら、また町民の様々な方々が集い、スポーツに親しめるようなスポーツ交流施設にしていかなければならないと考えているところでございます。

星野議員 何とぞよろしくお願いいたします。

では、最後の質問に入ります。

土日の部活動が社会体育に移行されます。その報道がありましたが、私たちの飯島町は、土日の部活動が社会体育に移行ということで、どのような考えを教育長はお持ちな

	のかお聞かせください。
教 育 長	新聞報道等でも土日の部活動について報道されているところではありますが、既に御存じのように、文部科学省では学校の働き方改革を踏まえた部活動改革として令和５年度以降の休日部活動について段階的に地域へ移行していく方向を示しております。
	飯島中学校では、県下４校のうちの１校のモデルケースとして、地域部活動——通称ＩＰＯＣと呼ばれていますが——令和３年度から施行実施している状況であります。原則的には、平日の部活動は教職員が担当し、土日の部活動は地域指導者が指導していく形であります。
	しかしながら、先生方が兼職兼業届を提出することにより休日の部活動指導が可能になっており、現在、飯島中学校においてはＩＰＯＣでの活動となっているのは野球部と女子バレーボール部となっており、現状は今までの部活動とあまり変わらない形となっております。
	なお、飯島中学校は地域部活動の研究対象校となっており、試行段階での取組状況を県教育委員会に報告し、令和５年度からの地域部活動の在り方のモデルケースとして取り組んでいるところでございます。
	現段階では、通常の平日部活動、休日の地域部活動、そして社会体育と３系統と複雑になっており、まだまだ理解が難しい面もあり、今後も繰り返し保護者の皆さんへの周知を図っていかねばならないと感じております。
	行く行くは、平日の先生方による部活動と休日の地域部活動——ＩＰＯＣという形で整理していくことになると思われま。
	なお、これに当たって大きな課題も見えてきております。１点目は飯島町内に休日部活動を担当していただける指導者が見つかるのかという点、２点目は休日部活動指導者への謝金の負担を誰がどのようにしていくのかということであります。
	上伊那管内の市町村でも同様の課題を抱えており、他市町村との連携も視野に入れながら、持続可能な充実した部活動が行われるよう今後検討してまいりたいと考えております。
星野議員	ありがとうございました。
	現在は成人の大会などには支援がありますが、青少年クラブ等への支援があるのかお聞きいたします。
教 育 長	今、星野議員の御指摘のように、スポーツ少年団体等に直接の補助はしていない状況であります。
	ただ、体育館とかグラウンドとかの使用料、それから照明使用料については減免して使用していただいている状況であります。
星野議員	現状でいきますと、青少年へはいわゆるボランティアで、飯島ＦＣの皆さんはじめ、ほとんどの方がボランティアで指導をされております。
	ぜひ、このような形の中で、今、教育長も言われましたが、地域にいないのなら、やっぱり外から指導者をお願いすることはやむを得ないことだと思います。ぜひとも来年度の予算に盛り込んでいただいて、よいコーチングができるような環境づくりをしていた

教 育 長	だきたいと思いますが、いかがでしょうか。 私たちはモデルケースとして進んでいますので、県のほうにも実情をお話ししながら進めていきたいと思っています。
	ただ、今は、やりたい子がやれない状況、つまり保護者負担になっていくんではないかっていうことが危惧されていまして、やりたい子ができないっていう状況だけはつくってはならないっていうふうに思っています。 改めて、県はもちろん、国等にもその辺の実情をお知らせし、補助していただくようお願いをしていくところであります。
星野議員	貴重なお答えをありがとうございます。 ぜひ、何とか地域の子どもたちがスポーツ——また特に中学生は吹奏楽が非常に部活動として発達しております。飯島町には宮澤フルートさんをはじめ音楽関係者の方も大勢見えますので、その方を指導に招いてもよろしいかと思います。ぜひ子どもたちのためによい補助金などをつくっていただくよう、よろしく願いいたします。 以上をもって質問を終わります。
議 長	〔星野議員復席〕 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分といたします。休憩。
休 憩 再 開	午前 1 1 時 3 7 分 午後 1 時 3 7 分
議 長	会議を再開します。 休憩前に引き続き一般質問を行います。 10 番 伊藤秀明議員。 〔伊藤議員質問席へ移動〕
10 番 伊藤議員	それでは、通告に従いまして 3 点質問いたします。 まず、「1 見守り桜伐採について」での質問であります。 机の上にお配りしてあります資料をちょっと見てください。 この右側の上のほうに見守り桜のいわれというものが書いてあります。 最初の部分はちょっと抜けちゃいましたが、 1952 年（昭和 27 年）3 月の小学校の大火の延焼で学校のほとんどを、焼失したが、その時校舎の脇で激しい炎の中奇跡的に 1 本の桜の木が焼け残った。焼け跡のぬかるんだ校庭で行われた 420 名の卒業式。その後、誰からともなく、その桜は「見守り桜」と呼ばれるようになった。 1952 年、私のちょうど生まれる 1 年前。当時、それこそ今ここの議場にもおいでになります片桐教育長のお母さんが飯島小学校で先生をやられていたんですね。（片桐教育長首肯）それで……。今うなずいていましたんで、話を聞いていたかと思いますが、生き証人——生き証人っていう言い方はちょっと失礼かもしれない。実際にその火事を見

て、卒業式を送ったということでもあります。

子どもたちは、結局勉強するところがなくて、公会所とか、そういう公の施設で授業を受けたということを聞いております。

それでは質問の前置きを終わりにして、いいじま未来飛行に小学校校庭にある見守り桜を10月に伐採するとの記事が掲載されていました。その記事を読んで、私のところに町民の皆様から、ぜひとも残してほしいとの要望がありました。

久保島議員、坂井議員からも町民の皆様から残してほしいという声が上がっているということを聞いております。

そこで、町民の皆様からこのことについて意見の聞き取り調査をいたしました。その結果、大きく3通りの意見がありました。①まだ桜は咲いているし、全部枯れたわけではないので、手入れをしてぜひとも残してほしいという意見、②として、樹勢回復するのはいいんだが、その維持管理がどういうふうになっていくかが問題になるという意見、③として、枯れ枝が落ちて子どもが危険、寿命ならば切ることもやむを得ないという意見が出されました。

1—1として、この話を、記事には教育委員会と学校評議員、コミュニティ・スクール運営委員会で行ったとあります。ここにPTAの関係者、あと町民の代表等が入っていなかったんですが、これはもう少し広くの意見を聞くべきだったと思うんですが、そのことについて回答をお願いします。

〔片桐教育長登壇〕

教 育 長

飯島小学校見守り桜伐採について一部の方々と話し合いをしたのはなぜかという御質問かと思います。

初めに伐採に至る経緯についてお話しします。

今、伊藤議員のほうからもありましたけれども、昨年10月15日、見た目にも弱っているように見えた見守り桜について、学校長立会いの下、樹木医の方に見ていただいたところ、枯れ枝が多く樹勢がかなり弱っている、人為的な回復を図ることは可能であるが、費用と時間がかかり、回復しても健全な姿とは程遠い姿になってしまう、ただ最終判断は飯島小学校関係者で等の御指摘を受けておりました。

そのような状況の中、11月の強風により長さ2メートル、直径4センチメートルの太い枝が折れて落下するという事態が起きました。子どもたちの安全を守るという最も大切な学校の役割を鑑み、思いの詰まった見守り桜ではあるが伐採せざるを得ないと教育委員会としても判断をいたしました。

コロナ禍であり、なかなか多くの皆さんが集まって御検討いただくことができないとの判断から、飯島小学校の学校運営について様々な面から御支援、御助言をいただいている、今、伊藤議員からお話ありましたが、学校評議員及び学校運営委員会——学校運営委員会はいいいじまっ子応援団と呼ばれていますが——の皆さん、この内訳ですけれども、各区長さん、各公民館長さん、元PTA会長さん、民生児童委員さんであります。その方々に町の代表者として伐採についてお諮りし、御意見をいただくこととしました。そして、そこで見守り桜の伐採についてお認めいただいたというのが伐採に至る

経緯であります。

〔片桐教育長降壇〕

伊藤議員

多分その話合いの中で残してほしいという意見も、私の想像ですが、あったかと思いますが……。はい。

それでは1―2に移ります。

①②③の意見を言いましたが、その対策を①②③として私の考えを述べさせていただきます。

1―2。

①については、桜の木は自己再生能力が高い性質があると言われています。同じ細胞でも動物の細胞と植物の細胞の違いは、植物の細胞は老化することがなく、永遠に細胞分裂を繰り返すことができるからです。

青森県の弘前公園にある桜は、1882年に植栽され、そのソメイヨシノは今年で140年になり、現存する最古の桜です。弘前市では、殺虫剤の使い方や肥料の使い方、肥料の与え方、土の入替えなどの管理方法に工夫を凝らした結果、ソメイヨシノの樹勢回復に成功しました。

この事例にあるように、弱った木も手入れすれば生き返らせられるということを子どもが体験することは大変によい教育だと思います。

質問資料の参考文書にも樹勢回復は容易であると書いてあります。

費用と柵についても、予算的に当初はいろいろの作業とか土壌改良とかあつて柵を込みで40万円ぐらい、次年度からは数万円で樹勢回復は可能ということであります。

②番については、維持管理についてどうするかということですが、例えば七久保の慈福院の桜のように七久保の区で管理して七久保小学校の児童が維持活動をするような形を取っている、これを参考にする。

また、町にも指定文化財がそれぞれあります。慈福院のシダレザクラ、西岸寺のカヤ、遠山八幡社のヤマフジ、御嶽山のマツ並木、この4つを指定してあります。その5番目として奇跡の見守り桜として登録しまして、町が主体になって町民と小学生で管理する方法と取れば持続可能なあと考えております。

③番については、枯れ枝が2メートル4センチ、まあ、小さいって言えば小さい、大きいって言えば大きいですが、それが強風によって落ちたということで、当然、枯れ枝だから、弱っていますから落ちると思います。その対策は、木の周りに柵を設置し——この柵は見積りに入っているみたいですが——その柵の中へは子どもを立入禁止にすれば子どもは下に入ることはないし、たとえ枯れ枝が落っこつても被害を防げるということとであります。

こういうふうに3点の対策を講じれば切る理由がなくなっちゃうのかなと思います。まず柵を設置し子どもの安全を守って、柵を設置すると同時に枯れ枝をもう切っちゃう、そうすれば子どもの安全も守られるし、管理次第で桜の寿命は幾らでも延ばすことができます。

私のほうに、ぜひ切らなんで残してほしいという町民の意見が多数ありました。その

教 育 長

町民の民意を尊重しまして 10 月の伐採延期を強く求めたいと思いますが、意見を伺います。

まず、伊藤議員さんが見守り桜に長年関わっていただき、その存在に心を寄せていただいていることに感謝いたします。

全協の場で見守り桜の伐採について伊藤議員よりお話がありましたので、私も私なりに見守り桜の経緯について調べてみました。

先ほどお話のとおり、昭和 27 年 3 月 3 日、飯島小学校が火災に遭った際に残った桜があったというお話は何人かのお年寄りにお伺いすることができ、これがきっと今の見守り桜なのだろうと思っておりますが、その当時から見守り桜とは言われていなかったようでありました。

そこで、いつから見守り桜と言われ始めたのかと調べてみましたが、2001 年——平成 13 年、今から 21 年前の児童会にて、飯島小桜か見守り桜か、どちらかに命名しようと子どもたちによる投票が行われ、そのときから見守り桜と命名されたということが分かりました。

また、そんな歴史の中、その木の子孫を残そうと飯島小学校の二宮金次郎像付近に枝から移植してくださった方もおられたということもお聞きすることができました。

学校から地域に回覧された見守り桜伐採のチラシを見て、伊藤議員さんの思いと同様に伐採しないでほしいという御意見も学校に二、三寄せられたり、かつて飯島小学校に御勤務されていた校長先生がわざわざ横浜から見守り桜に会いに来てくださったという出来事もございました。

伊藤議員さんからは残す方法について具体的にお示しいただきましたが、グラウンド内に植えられており、どうしても周りが踏み固められてしまうということ、危険防止のために校庭内へ柵の設置をすることは子どもたちの通常の授業や休み時間での遊びの際に危険であるということ、また、いずれどこかの段階で倒れてしまうときが来るときに、その倒れる姿を子どもたちに見せることが正しいのかという思い、そして何よりも、学校は子どもたちの安全を守る、そのことが最も大切な使命であることを鑑み、伐採する決断をいたしました。

なお、幹の横から出ている芽を生かし見守り桜の命を継承することで子どもたちに命はつながっていくことを学ばせること、そして伐採した見守り桜を何らかの形で残し、その存在を忘れないようにしていくなど、今後、学校とともに検討してまいりたいと思っております。

伊藤議員

子どもの安全を第一に考えているという意見ですが、柵も硬い柵じゃなくて柔らかくてぶつかっても大丈夫な柵とか、考え方はいっぱいあります。どうしても切るべきだっという方向に進むんじゃなくて、残すという方向でぜひもう一度考えて、町民の多くの方の残してほしいという意見を参考に、強く私は求めます。切るということに対して、私はもう理解もできないし、反対しますということを申し上げます。

それでは、2—1に移ります。

2—1。

	2018 年、環境省から「人とペットの災害対策ガイドライン」が発表されました。 町としてのガイドラインがあるのかを伺います。 これは、実際に避難しろという指示が出た場合、多くの方がペットを飼っておりますので、犬、猫、その他ペットと果たして一緒に避難していいものかどうなのかってためらう人がいっぱいおるので、町としてどういう考えでおるかを伺います。
総務課長	避難所のペットのガイドラインということで御質問いただきました。 町では平成 31 年の 1 月に避難所運営マニュアルを作成しております。 その後、令和 2 年 7 月には感染症対策を踏まえた改訂版を策定しております。 こちらは、各自主防災会にお示しをするとともに、町のホームページでも公開をしております。 この避難所運営マニュアルにはペットに関する内容も盛り込まれております。避難所のペットを置くスペースの確保にもよるかと思いますが、避難所へペットを同行することは可能としております。 ただし、その場合には、避難所には様々な人が生活をするわけでございます。人とペットが共存するためには一定のルールを設けてトラブルにならないようにすることが必要となってまいります。避難所では一定のルールを策定していただくわけですが、ルールとしては、避難所の居室部分には原則としてペットの持込みを禁止するとか、敷地内の屋外等に専用スペースを設けていく、それから飼育や清掃については飼い主が全責任を負うことというようなルールを設けていただくことが必要になってくるかと思えます。
伊藤議員	ペットの持込みに対するルールっていうものは、もう決まっているわけですか。
総務課長	ただいまの、例えば居室部分には犬や猫を持ち込まないとか、幾つかあると思うんですけど、一応マニュアルの中には避難所ごとにルールを作成していただくことが望ましいということで記載をしております。
伊藤議員	避難所ごとのルールっていうことで、町としてのルールはないっていうふうに受け止めました。 2—2に行きます。 自治会未加入者、また住民登録していない人、あとは外国人——飯島にも大分外国人がいますが——そういう人たちとか、また自宅以外で仕事をしていて地震とか災害が発生した場合、どこに逃げたらいいのか、近くの避難所でいいのか、それは何か決まりかなんかあるんでしょうか。
総務課長	指定避難所及び指定緊急避難場所というのが町の中にございます。そういった場所は、有事の際に自治会や地域にお住まいの方々が避難することをまずは想定しております。ですが、それ以外にも外出先で被災をした方など、住民以外の方も避難をすることというのは考えられるところでございます。 また、自治会未加入者の方につきましても、町が開設いたします指定避難所だけではなくて、最寄りの指定緊急避難場所、こちらは集会所等になるかと思えますけれども、そちらに避難することも想定されることから、各自主防災会に対しましては、避難され

てきた方は自治会加入の有無を問わず分け隔てなく受け入れていただきたいということで、防災説明会などを通じて毎年お願いをしているところでございます。

避難所は公共的な位置づけであるとともに、災害有事の際に身を寄せ合う施設となりますので、避難を必要とされる方はどなたでも利用できることが必要だというふうに思っております。

伊藤議員

避難所は誰でも、どんな方でも利用できるということで理解しました。

逆に、私たちが東京に用事があって行ったとしますよね。そしたら、避難をしなければならないという場合は当然近くの避難所を借りて避難するという体制は、これはもう全国レベルで考えるっていうか、当然、避難所ですから分け隔てなく誰でも受け入れるっていうのが避難所の在り方だと思います。

2―3としまして、他の自治会に住んでいる障害者が避難する場合はどちらの避難所に避難するのか決まっているのかということです。

私もある障害者の人に対しての第1 援助か援護か、そういう名前のところに載っております。その方は私の耕地以外の方なのですが、私の自治会に避難するのか、その障害者の方の自治会に避難するのか迷うところですが、そういう場合はどういうふうにしたらいいいんですか。

総務課長

どちらに行ったらよろしいかということですが、障害の方の程度にもよるのかなあとも思いますけれども、なるべく近距離がよろしければ近いほうの集会所なりに避難をしていただくことがよろしいのかなあというふうに思います。先ほども言いましたが、自治会に入っていなくても受入れをお願いしてきているわけですので、そこは近いところとか、どちらか近いほうとか、そのときの状況によって避難をしていただくことでよろしいかと思います。

また、町の指定避難所の中には福祉避難所というものに指定されている施設がございます。具体的には地域福祉センター石楠花苑、飯島町子育て支援センター、特別養護老人ホーム越百園の3施設が指定されております。

障害をお持ちの方など要配慮者の皆様で指定緊急避難場所や指定避難所での生活が困難であったり支障がある場合は、そちらの福祉避難所への避難もお願いをしたいところでございます。

伊藤議員

分かりました。

誰でも自由に避難所に避難していいですよっていうことはよく分かりましたが、ただ、そこで心配になってくるのは、例えば知らない人が避難所にいたとしますよ、あれは誰なんだよ、どこの誰だといって当然うわさになります。全然組合に入っていない東京から来たばっかりの人、住民票が飯島になく埼玉にあり月のうちの半分はこっちにいる、あの人は誰なんだいといって、そういう目で見ることのないような行政の指導をぜひお願いしたいと思います。

それでは3―1に移ります。

2020年10月に政府は、2050年までに温室効果ガスの排出全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

長野県では 2050 ゼロカーボンへの決意の賛同を呼びかけ、飯島町としても賛同をしました。

世界では 200 以上の国がゼロ宣言を表明、日本では 40 の都道府県が宣言し、自治体では 2022 年 1 月現在 534 の自治体がゼロカーボン宣言しております。これからますます声を上げる自治体が増えると思います。

そこで、宣言するための手順っていうかは 4 項目あるんですが、私はちょっとこの理解を間違っ理解してしまして、この 4 項目全部をするのではなく、この 4 つのうちの 1 つを実施すれば宣言都市ということで表明できるようになっております。

そして、宣言することにより、いろいろな支援が優先的に受けられます。例えば太陽光発電や大型蓄電池、インフラ整備、人材育成の補助です。

町としても早い時期に宣言することが必要だと思いますが、考えを伺います。

町長 政府が宣言いたしました 2050 年カーボンニュートラルを達成するために、あらゆる資源を生かし、再生可能エネルギーを最大限に導入していくことが不可欠であると考えています。

町がプロジェクトとして掲げております環境循環ライフ構想は、町の地域資源を生かし人口減少等の諸課題の解決と地域経済の活性化を目指しながら、同時に再生可能エネルギーの最大導入によるカーボンニュートラルの実現に直結した事業でございます。こうしたことから、飯島町ゼロカーボン宣言に向け、現在、前向きに検討しているところでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたします。

住民税務課長 お答えをいたします。

町では、昨年度より地球温暖化対策実行計画策定委員会を設置いたしましてゼロカーボンを目的とする計画策定の検討を始めたところでございます。

また、令和 3 年度地球温暖化対策基礎調査としまして町全域における温室効果ガス排出状況の検証と将来推計の調査を行いました。2 月の全協におきまして調査結果を御報告させていただきましたが、環境循環ライフ構想の具現化と県ゼロカーボン戦略による省力化等が順調に進んだ場合には、当町における 2050 年のゼロカーボンが十分に見込める結果となっております。

この根拠となるデータを基に、現在、町のゼロカーボン宣言に向けて調整をしているところでございます。

なお、具体的な宣言の時期につきましては未定でございますが、今年度のできるだけ早い時期に行いたいと考えております。

以上です。

伊藤議員 大変前向きな答弁ありがとうございます。

ぜひ早い時期に飯島もゼロカーボン宣言都市として手を挙げていただきたいと思います。

それでは 3—2 に移ります。

住民、職員、企業にゼロカーボンについての意識を高めるため講演会、勉強会などの

	実施を求めますが、考えを伺います。 我々町民としては、ゼロカーボン、ゼロカーボンって言いますが、一体個人個人としては何をしたらよいのか、企業としては何をしたらよいのか、そういうことがよく分かりません。ぜひ、調査した機関、飯田のひまわり何とかっていうところですか、そこを呼んでいただいて、ゼロカーボン、飯島はこうやっていくんですよっていう具体的な策とか、そういうことを、町民を交えて勉強会っていうか、意識を高める意味で講習会なり勉強会を催してほしいんですが、そのことについて考えを伺います。
住民税務課長	ゼロカーボンの実現は、産学官の連携と住民の意識の醸成が必要不可欠だと考えております。 町では、今後、ゼロカーボン宣言と地球温暖化対策実行計画の区域施策編の策定を予定しているところでございますが、これを推進していくためには、先ほど議員さんのおっしゃられたように住民の皆さんや企業の方々と意識を共有していく必要がございます。 したがいまして、御提案がありましたように住民対象の講演会ですとか勉強会は有効な手段だと考えております。今後、講演会や勉強会、あるいは企業の皆さんとの意見交換の機会など、町全体として脱炭素社会の実現に向けて機会の創出に努めてまいりたいと考えております。
町 長	当町の環境循環ライフ構想につきましては、これはゼロカーボンに向けての総合的な多面的な事業計画でございます。第6次総合計画にのっとりまして第2年目を迎えているということですね。 環境省関係のそういうコンサルの方々にお伺いしますと、各地区でゼロカーボン宣言はしますけれども、実際にどのように進めるかという計画は、いまだ未熟である、未発達。飯島町は、それに比べると計画がしっかりできている。 着手はだんだんにしていこうということの中でゼロカーボン宣言というのが後になっているんですけれども、飯島町のこういった環境循環ライフ構想について、また町民には、各区会にも昨年4区を回って環境循環ライフ構想についてお話ししております。そういう機会を持っていますので、中身的には飯島町は先進地であると、こういう認識をしていただいているのかなというふうに思っております。
伊藤議員	ゼロカーボンの先進的なことをやっている町として大変誇れることだなあとと思います。ぜひ勉強会なり講演会をよろしく願います。 3-3、水力発電所の建設による再生可能エネルギーの供給に際しまして越百のしずく発電所が上がっておりますが、その現在の進捗状況と今後の計画についてはどのようなになっているか伺います。
地域創造課長	長野県企業局が進めております越百のしずく発電所新築工事につきましては、水利権の更新の許認可手続や国有保安林の協議、これを進めておりまして、この7月初旬にこれらの手続が完了する見込みとなっております。 今後の計画といたしましては、7月に地元説明会が予定され、その後着工し、秋頃に起工式が予定されております。 完成時期としましては令和6年度の運転開始を目指しているというふうに聞いており

	ます。
伊藤議員	企業局のパンフレットにも令和6年完成の見込みでうたっておりますので、計画どおり実行しているということがよく分かりました。
	3—4に移ります。
	その同じ資料の中には新規電源開発の候補地に七久保の北村が上がっておるんですが、それは今調査中ということになっていますが、これはまだ調査しているのか、それとも調査結果が出たのか伺います。
地域創造課長	長野県企業局に問い合わせてみました。
	河川の水量の流量観測、これは実施済みということでございます。
	現在、事業として成り立つのかどうか事業性の精査をしている段階というふうに聞いております。
伊藤議員	その事業性の云々、成り立つかどうかの結果っていうのがいつ頃分かるかは分かんないんでしょうか。
地域創造課長	慎重に検討しておるようですので、ちょっと時期までは明確に聞いておりません。
伊藤議員	分かりました。
	こういう候補地があるので、ぜひ実際に新規発電開発として動き始めればよいかなあと希望します。
	以上で私の質問を終わります。(宮下副町長「議長、すみません。ちょっと今の質問の中で正しておいたほうがいいかなあと思うところがあるので、発言を許していただきたいと思います」と呼ぶ)
副町長	すみません。今の避難所の質問の中のペットを持ち込むときのルールでございますけれども、避難所運営マニュアルには一定のルールがございます。これは全避難所共通でございます、先ほど総務課長が申しましたその場所場所で作っていただくというのは個別の事情があるのでそこで定めてもらうということで、居住区と、それから飼育区域は分けていただくという明確なルールがございますので、誤解のないようによろしくお願ひしたいというふうに思います。
	以上でございます。
議長	伊藤議員、よろしいですか。
伊藤議員	はい、分かりました。
議長	全体のルール、町のルール、マニュアルの中にもそういった統一されたルールがあるという御答弁でしたので、御承知おきください。
伊藤議員	はい、分かりました。
	〔伊藤議員復席〕
議長	11番 宮脇寛行議員。
	〔宮脇議員質問席へ移動〕
11番	
宮脇議員	それでは、通告に従って一般質問を行います。
	初めに「飯島流ワーケーション事業について」でございます。

	ワーケーション事業につきまして多くの地域で研究や取組を行っておりますが、飯島町は一步先に出ているということで評価しております。 すみません。マスクを外します。(マスク外す) 私は、第6次総合計画の中でも特に町民が直接関わる大きい事業として飯島流ワーケーション事業について質問してきておりますが、着眼点もよく、投資をしていることもあり、確実に結果を残していきたいと思ひまして何件かの確認をいたします。 1―1として、ワーケーション事業がスタートして1か月が経過しました。利用者の反応はどのようであったか確認します。 これはPDCAが確実に行われているかの検証につなげたいと考えておりますので、お答え願ひます。 〔下平町長登壇〕
町長	お答えいたします。 飯島流ワーケーション事業につきましては、関係各所の御協力をいただきまして4月29日にオープンを迎えることができましたことを心より感謝申し上げます。 オープンはしましたけれども、まだまだスタートしたばかりでございます。 国や県のコロナ対策も経済を動かす方向に変わってまいりました。 リニア中央新幹線開通や三遠南信自動車道の開通などによる人的交流の増加も見据えながら、長期的展望に立って取り組んでまいりたいと思っております。 詳細につきましては担当課長より説明いたします。 〔下平町長降壇〕
地域創造課長	利用実績としましては、グランドオープン前のお試し期間に利用された方は19泊68名、オープン後の4月29日から5月28日まででは11泊46名の方に宿泊いただいております。 その中で全員の方にアンケートをお願いし、いただいた感想としましては、「施設が充実していて快適に過ごせた」や「実際に体験することでよさが分かった」などお褒めのお言葉も頂きましたけれども、また改善を希望する点ということでは「玄関への雨よけが欲しい」や「寝室を間仕切るカーテンが欲しい」、それから「ウッドデッキが狭い」、このような御意見もいただいたところでございます。 頂いた御意見を基に農業体験や設備等の見直しや充実を図りまして、さらなるサービスの向上に取り組んでまいります。
宮協議員	今、担当課長から私が質問することの先をおっしゃっていただいちゃったんで、内容としては重なるようなところがあるかと思ひますけれども、御容赦願ひたいと思ひます。 1―2としまして、春の農作業は非常に限られた作業しかないなあと、そんなふうな思ひがあります。農業体験が行われたかということと、行った場合、具体的にヒーリング効果は認められたか、このことについて確認いたします。
地域創造課長	5月の連休中に宿泊された方も農業体験を行っております。その際には、ストレスチェックはちょっと行うことができませんでした。 ヒーリングにつきましては、飯島流ワーケーション推進協議会の第2回策定会議にお

	いてメンバーがわら細工体験を行って、その後、また調査をしました。結果、9名中5名にストレスの軽減効果が認められたというふうになっております。 個々の志向による部分は加味するところがありますけれども、農業体験はストレス軽減、活力の醸成などのメンタル状態に効果があるということは順天堂大学の研究で立証されているところでございます。 引き続き多くの知見を積み重ねてまいりたいと思います。
宮協議員	ヒーリング効果、これをできるだけ発信をしてもらうために、しっかり把握して、それをしっかり発信していく、これが非常に重要じゃないかなあとしますので、ぜひ定期的な発信をお願いしたいなあとと思います。 それでは1—3のほうに入ります。 先ほど使用状況っていうのが話されたわけですが、現状での予約状況を確認します。 このことは、計画と差異がある場合には対策が必要だと思うんですけども、その対策のためには、やっぱり計画との差異っていうのを確実に把握して対策を取っていくということが重要だと思いますので、確認をいたします。
地域創造課長	現状での予約状況につきましては、お盆の近くは既に満室というふうになっております。そういう日もございます。 ただ、一年を通して見ますと、開いている時期も当然ございます。 本事業につきましては、スタートしたばかりの初年度ということもございますので、年間の延べ宿泊数を96泊として計画しております。5月末までの実績と9月までの予約の泊数を合わせますと、合計で34泊利用というふうになります。現時点では計画に対して35%の達成率となっておりますが、何とか計画どおりの利用になるように頑張っていきたいということで、今のところは見込めるのではないかとというふうに事務局では思っております。
宮協議員	30%台っていうのはすごい進捗率だと思っています。 これからお盆を明けて秋の収穫、こういう時期になると、また多くの利用者があるのかなあとしますので、その辺にまた期待をしたいなあと、そんなふうに思います。 それでは1—4に入ります。 情報発信、特に予約の方法、この辺が重要っていうふうに考えているわけですが、どのように行っているのか、ちょっと確認をしたいと思います。
地域創造課長	まず予約の方法についてですが、ワーケーション事業のホームページと農業体験に特化したホームページを開設しまして、そのサイトから予約受付をしております。 予約方法の周知につきましては、ワーケーションエリア——i i ネイチャー春日平オープンに当たりまして上下伊那管内の市町村の道の駅や各観光協会へ約6,000部のチラシを配布しまして周知を図っております。 また、情報発信としましては、インスタグラムに定期的に情報を掲載しており、認知度の向上によるファンづくり、これに努めておるところでございます。
宮協議員	考えられる案内っていうのをされているということがうかがえるわけですが、後ほどちょっと触れさせていただきます内容がありますので、ここはこれで終わりにし

	ます。 これからがちょっと苦情っていうかな、意見ですね。 1ー5に入ります。 i i ネイチャー春日平の案内板、これが非常に小さくて分かりにくい。私は、あの道、農道って言っていいのかな、あの道を何回か通ったんですけど、注意して見ていないと見過ごしてしまいます。何とか大きくアピールできる案内板にならないかなと、そんなふうに思うわけですが、案内板を変える考えはあるかお聞きします。
地域創造課長	案内板の設置の位置や大きさ等は飯島流ワーケーション推進協議会事務局内にて検討し、設置しております。 設置して間もないことから、すぐに変える予定は今のところございませんが、利用者の方の反応などを見て検討してまいりたいと思っております。
宮協議員	スタイルは全部同じで、センターにはちょっと大きなものがあるわけですが、できれば縁あたりに白いテープかなんかを貼ってもちょっと目立つかなあと思うんですけど、考えていただいて進めていただければと、そんなふうに思います。 それから、次に1ー6でございますが、ワンフロアのためにプライベートがないとか、テレワークやコワーキングできないという声があるわけですが、対策を考えているかどうか、確認をします。
地域創造課長	そういった御意見は事務局のほうにも届いております。 トレーラーハウスの構造上、全てを仕切るとするのはなかなかできないわけですが、今のところ寝室との境にカーテン、これを設置しプライベートを確保しようというふうに対策を講じてまいりたいと、1点、そういうふうに考えております。
宮協議員	いろいろな対策をこれからはもっとずつやっていかなくちゃかなあと、そんなふうに思います。 次の質問に移ります。 やはり利用者の中に屋外でバーベキューができないかの声があるわけですが、今後、要望等によって施設を充実させていく考えはあるように今お聞きしましたけれども、この件についてはどうでしょうか、お聞きします。
地域創造課長	バーベキュースペースにつきましては、芝生エリアへの設置等、本会議で補正予算を願っている追加工事においてウッドデッキを拡張し、各棟でも行えるようにという計画ではおります。 また、バーベキューコンロ等については、今現在でも希望者には貸出しを行っております。
宮協議員	ワーケーションエリアは、まだまだ発展途上でございます。運用しながらではございますが、要望をお聞きし、施設の充実を図ってまいりたいというふうに思っております。 ありがとうございます。 先ほど来、同じようなことを質問して申し訳ございません。 次に1ー8でございますけれども、これはちょっと大きな問題かなと思っています。トレーラーハウス5台を購入したわけですね。大変大きなお金を使って5台を購入した

わけですが、そのうちの1台が受付・管理棟という形になっております。これは初期の目的とは違う活用の仕方ではないかなと思うわけですが、管理棟はどうしても必要だと思うわけで、別に設置する考えはないかお聞きします。

地域創造課長

本エリアの運営に当たるスタッフの状況、それからリネンや資材等の管理、一堂に集まり打合せをするミーティングスペースの確保を検討いたしまして、1台を現在のところ管理棟兼ミーティングスペースとして利用してございます。

事業が軌道に乗り、収益やスタッフを確保できる見込みが立ちましたら管理棟の設置を行っていききたいというふうに考えております。

宮脇議員

先ほどの予約状況を見ても、まあ、目標の達成は間違いないんじゃないかなあという状況の中で、当面は今の形しかないのかなっていうのはちょっと私も思うわけですが、ぜひ早期に当初の目的と同じ活用の仕方になるようお願いをしたいと思います。

次に2番目の質問でございます。基幹産業である農業支援について確認します。

ただし、この件は、どうも担当課長がちょっと急用で今日は議場においでになりませんので、お答えできる範囲で結構ですのでお願いをしたいと思います。

1番として、米の生産価格が暴落している、この状況の中で農業者支援っていうのを考えていただきたいなあと思っているわけですが、特に何件か個別に確認をしたいと思っています。

1つは資材高騰に対する支援ですね。これは、もう昨年の秋あたりから非常に高騰が続いているということがあります。

2つ目としては、輸入飼料、前段、某議員から、8割〜9割の値上げっていう、こんなことの報道があったということがありましたけれども、特に輸入飼料への支援、これについて何か考えられるかということ。

それから、町の米、越百黄金、この価格上積みにより生産者のやる気と作付の拡大が見込まれると思うわけですが、価格上積みの考えはあるかどうか。

それから、もう一つ、生産調整や転作作物拡大農家への特別な支援っていうようなことは考えられないか。

これらについて確認をします。

副町長

それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず全体的な話を先にさせていただきたいなあというふうに思っておりますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い主食用の米の価格が下がってしまった中で、昨年度は新型コロナ地方創生臨時交付金を活用して町独自の農業者支援として米価下落減収農家支援事業を実施して、越百黄金の栽培農家を含めた322件程度の米生産農家の支援をさせていただきました。

また、飯島町営農センターでは、令和4年度——今年度に向けて、生産調整の中で積極的な転作作物、大豆、ソバなどへの支援を打ち出し、転作に取り組む農家の支援を行ったわけでございます。

現在生育いただいております令和4年度産の米につきましても依然として米価下落の

状況は続くとも懸念されておるわけでございますけれども、町といたしましては、まず直面している農業資材等の高騰に対する必要な支援を現在は検討しているということが全体的な流れでございます。

それから、今質問のございました輸入飼料の高騰でございますけれども、国のいろんな施策が全ての鍵になるのかなというふうに思っておりまして、食料を安定的に自国で生産できる環境整備を国が真剣に考えていくことが必要であるということで、食料安全保障とか、そういうことを国へ訴えていかなきゃならんかなというふうに思っております。

また、町といたしましては、この財源を最大限に活用する中で町として支援ができる部分の対応を図っていきたいと思います。先ほど申しましたように具体的にはこれからということになりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、越百黄金の管理の関係で買取り価格をということでございますけれども、町のブランド米の越百黄金は減農薬のため、手間や管理に苦勞されているというところは感じているところでございます。

栽培方法については、町営農センターの一員であります県の農業農村支援センターの普及員も入る中で、効果の上がる除草方法の研究ですとか、そういうことを毎年行っているところでございます。

価格については、販路拡大を含め、できるだけ高く買っていただける販売戦略を営農センターやJAにも働きかけていかなければならんというふうに考えております。

それから、減反率が年々上がっている農家が拡大し、協力している中で、支援をということでございますけれども、世界的に穀物価格が高騰する中で、政府は食料安全保障の強化に向けて輸入に依存する小麦、飼料作物などの国内生産を戦略的に拡大させようというふうに考えておるようでございます。

町といたしましても、この動きに十分注視しながら、できるだけ需要が見込まれる売れる品目を減反の作物として取り組んで推奨してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

宮協議員 幾つも上げた内容は、ちょっとこのくらいにしておきます。あまり話を突っ込んでもちょっと難しいかなと思いますので。

次に2番目でございますけれども、これは、ちょっと私は大変腹を立てた内容でございますけれども、政府が水田活用の直接支払交付金の見直しっていうのを検討しているという報道がありました。このことは、農業というのは飯島町の基幹産業でありますので、このことを町としてはどのように捉えているかについて確認をします。

町 長 国による水田活用の直接支払交付金、この制度見直しが行われまして、令和4年度から8年度までの5年間で1度も水張りが行われない農地、これについては交付対象から外すという方針が示されました。

町としましては、この内容は、これまで生産調整に協力して転作作物への転換による水田活用に尽力してきた農業者に対し非常に大きな負担を強いるものであり、地域農業の衰退が懸念される誠に遺憾な内容であると捉えています。

議員もお腹立ちということでございまして、日本中の農業者がそのように捉えているのではないかなというふうに思っております。

このことに対しまして、町は国に対し地域の実情に見合うよう農業振興上の適切な措置を取るよう働きかけるなど、対応を取っているところでございます。

上伊那広域連合においてもこれは大きな問題と捉えておりまして、機会あるごとにこれが話題になっているんですけれども、この6月に県議会の担当委員会、農政関係の委員会が上伊那への聞き取り調査に入ります、伊那地域振興局へ。その席でも、8市町村全員が今申し上げたとおりの遺憾な意見を持っておりますので、それを代表者が長野県議会へしっかりと伝えるということになっております。

まずは国の食料の安全保障を守るという意味においても、農業者の希望を潰すようなことは決してしてはならないと、このように感じております。

宮協議員 町側の考えはそのとおりだと思いますので、議会も一緒になってこのことにはどうも取り組んでいかなきゃならんと、そんなふうに思いますので、これについて真剣に取り組んでいきたいと、そんなふうに思っております。

それでは3つ目でございます。

午前中、情報発信センターの設置のお話が某議員からありましたけれども、このことについて、ちょっと私は町のホームページについて確認をしたいと思います。

実は、移住を考えているけれども町のホームページの空き家情報が見つけづらいということで、さらに情報も少ないとの意見があったものですから、私もホームページを開いて探しました。何度かやっているうちに飯島ホームかどこかからたしか入った、1回は入れたと思います。6件ぐらいの空き家の情報がちょっとあったわけですが、以前の定例会の一般質問の中で質問があつて、その話題があつたかと思うわけですが、6件、ちょっと少ないなあつていう、そんな思いがしたのと、またそこをちょっと見てみようと思つたら、なかなかそこへ行きつかないんですね。

それで、町はいろいろな支援策やなんか、定住促進もそうですし、いろいろなことをやっているわけですが、ホームページをぽっと見たときに町が取り組んでいる大きなテーマのところへぼそんと一気にに行けるような仕組み、要するに誰もが必要な情報を見つけやすいような形に構築し直す必要があるんじゃないかと私は思っているわけですが、町側の見解はどのようなになっているのでしょうか。

総務課長 今、議員さんのおっしゃられるように、現在、空き家情報につきましては、町のホームページのIIJIMANOTE、移住定住総合サイトに入っていただくと空き家情報のページにつながるようになっております。

空き家情報を得ようとする方々の目に留まるように、今はトップページのスライドバナーになっている、動くバナーのところに載ってきているんですけれども、見つけやすいように画像修正をするとか、あとは直接該当ページに飛べるようなリンクを貼るなどのことをちょっと所管課と検討してまいりたいと思っております。

また、トップページが情報過多で逆に見つけづらいということにならないように、

宮協議員

バランスを見ながら今後もホームページを見やすくできるように心がけてまいりたいと思います。

定住促進っていうこと、人口増、それは本当に町が力を入れて取り組んでいる内容だというふうに理解をしております。すっと入れて何があるねっていうことが見えるような形に何とかしていただければ問合せも非常に多くなるんじゃないかなあと、そんなふうに思っておりますので、ぜひ前向きに進めていただきたいなあと、そんなふうに思います。

それでは、最後のほうに入ります。

「地籍調査について」でございます。

私は今までに2回ほど地籍調査に関わりました。

1回は地元のことがありましたので、私の所在している場所、そちらの件がありまして、地元代表として行けって言うもんで行ったわけですけど、そのときは区会でもあったわけで、行ったわけです。

2回目もやっぱり行きましたけれども、これはちょっと離れたところ、おめえが行けと言うもんで行ってきたわけですが、非常に大変な作業であったことを記憶しております。郷沢の沢の下から上まで境のくいを担いで上がったたり下がったり上がったたり下がったりというようなことをしながら、役場の職員の方と一緒にこれについてやってきたわけですけども、大変重要な仕事だと理解をしております。

そんな中で、一昨年だったかと思うわけですけども、地籍調査を外部に委託したということでありました。

質問でございますけれども、地籍調査を外部に委託した結果、成果として何があったのかなあということです。

これは費用の削減っていうこともあるだろうし、長年、登録が遅れていたっていうことを前にも聞いておりましたけれども、この辺が非常に進むというようなこと等が考えられるわけですけども、その辺のことについて確認をいたします。

建設水道課長

お答えいたします。

初めに、地籍調査について少しPRをさせていただきます。

地籍調査とは、土地所有者の立会いの下、一筆ごとの土地につきまして地番、地目、所有者の調査を行いまして、境界の位置と面積を測量する調査でございます。

この調査の目的としましては、土地に関する記録については法務局で管理されておりますが、半分ほどが明治時代に作成されたもので、当時は測量の技術も低く、境界や面積が現実と異なっている場合が多くございました。このため、土地の実態を正確に把握する必要があるため、町では平成6年から地籍調査を開始して令和16年までの40年間にわたっての調査を予定しております。昨年度——令和3年度末の進捗率は67%となっております。引き続き町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

御質問のありました地籍調査の委託の件でございます。

これまで土地所有者の立会いの際の境界確認作業は町職員が直接行っておりましたけれども、令和2年度から変えまして、測量設計を行います専門の資格を持った民間会社

	にこれを委託しております。
	委託料につきましては、やはり業務が増えておりますので、委託の前後を比較しますと事業費で1,000万円ほど増額となっております。
	なお、この事業は国県からの補助金がございますので、これらを加味しますと町の負担は約250万円の増額となっております。
	そうした事業費なんですけれども、成果といたしましては、これまで町職員が行っていた境界立会い前の資料の準備や立会いの際の先導役を専門の測量会社の方がやっていたのおかげで境界決定がスムーズに進むなど、調査の精度が上がっております。
	また、臨時でお願いしていた職員も1名ほど削減することができております。
	これまで令和2年と3年の2年間、委託で事業を行っておりますが、今後におきましても専門技術や現場経験を持つ民間企業の力をお借りすることは、行政だけでなく地権者の皆様へのメリットも大きいと感じているところでございます。
宮協議員	すみません。今、課長がおっしゃられたように、非常に重要な仕事であって、町民の財産に大きく関わっているわけですね。これだけ大きく町民の財産に関わるわけですが、職員が関わらないことによっていろいろなことが技術として残らないっていう、技術、技能として町の中に残っていない、町の職員の中にそういう関わりが薄くなってしまうっていうことで、町の中に残らないっていうことがちょっと心配されるわけですが、問題が起きたときに町側はどう対応するのかっていうことをちょっとお聞きします。
建設水道課長	町では、委託業者が決定した後、現地立会いを実施するまでの間、業者と十分な打合せを行いまして分担の確認を行っております。
	また、現地の立会いの際も町の職員2名が必ず同行しまして、現場での決定や境界確認に立会いをしております。
	地籍調査の成果は各種公共事業や災害復旧の際のベースとなる大切な資産であるため、その点も十分理解した上で事業を進めているところでございます。
	職員の関わりが薄くなるという御指摘ですが、以前の直営で行っていた時代と変わらず課題に向き合いながら、現場の決定の際も現地の立会いを一緒に行うようにしながら業務に取り組んでおりますので、十分な対応はできていると考えております。
宮協議員	ちょっと時間がまだあるわけですが、2つ目の基幹産業の農業支援についてはちょっと中身をしっかりと確認することがなく終わったために随分早く終わってしまいました。
	以上で本日の一般質問を終わりにします。
	〔宮協議員復席〕
議 長	ここで休憩を取ります。再開時刻は3時10分といたします。休憩。
休 憩	午後2時49分
再 開	午後3時10分

議 長	会議を再開します。 一般質問を続けます。 5 番 坂本紀子議員。 〔坂本議員質問席へ移動〕
5 番 坂本議員	それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。 まず最初に「学校給食や保育園の給食における食材の衛生管理は、どのようになっているのか」について順を追ってお尋ねします。 学校の給食は、学校給食法に基づいて、また衛生基準も別にあり、保育園の給食とは少し違うと認識しています。衛生基準の内容を見ましたが、非常に施設そしてまた食材の取扱いについても細かい基準が書かれておりまして、これを全部網羅した形の中で給食ができているということでありまして、大変厳しい基準でありまして、現場の方たちは大変な御努力をされていると思っております。それを踏まえた中で、それぞれの質問にお答えをいただきたいと思います。 1—1であります。肉や魚の取扱いはどのように行っているのか。 搬入から調理するまでの間など、コロナ禍で、それ以前よりも殺菌には気をつけていると聞いておりますが、保育園、学校給食センター、それぞれ多少違うと思いますので、それぞれの状況をお尋ねします。 〔片桐教育長登壇〕
教 育 長	学校給食、保育園の給食の衛生管理、特に肉、魚の取扱いについてという御質問であります。 今も坂本議員のほうからお話がありましたように、学校給食センターが昨年度末に完成し、令和4年度より最新の設備で文部科学省から出されております学校給食衛生管理基準に基づいて給食を提供しております。御指摘のように、安心・安全を大事にした細かい基準であります。 保育園につきましても厚生労働省からの大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って給食を調理しているところでございます。 学校及び保育園給食における肉や魚の取扱いについては、業者へ依頼し、切り分けられた状態で納品していただいております。 下味や衣をつける等の作業は決められた場所で必ず行い、扱う人を特定し、専用容器、専用エプロン、使い捨て手袋を使用して行っております。 〔片桐教育長降壇〕
坂本議員	肉や魚の専用エプロンということで、切り分けられた状態で納品というお話でしたが、保育園の給食センターは管轄が違うということで多少違うと思うんですけれども、給食センターの場合は、搬入に際しての別のお部屋があって、そこで物品を受け渡していただいて、なおかつ切り分けられた状態のものを専用容器に入れるというような形になっておりますけれども、納品のときの状態の衛生管理というか、外から入ったものの殺菌に関してはどのように行って——コロナになってから厳しいということでしたが——ど

のように行っているのでしょうか。

教育次長 まず、業者さんから給食センターの荷受け室に入ります。荷受け室から検収室に入ってきてまして、肉や魚は切り分けられておりますので消毒等はせず、そのまま下味の調理室で調理をいたしまして、肉・魚調理室のほうへ移動してまいります。

坂本議員 今のは学校給食センターなんですけれども、保育園も同じようなシステムになっているのでしょうか。

教育次長 保育園のほうは給食室ということで場所は狭いんですけれども、同様な形になります。

坂本議員 この食材においては毎日使う分ずつ納品という形になっているのでしょうか。

また、切り分けられてということで、料理の内容によって部位の大きさとかそういうのは違うと思うんですけど、それは完全にこういうふうにビニールパッキングされていて、それで納品で、それを持っていくという状況なんのでしょうか。

教育次長 ビニール袋に入れられ、切り分けられておりますので、それを使って調理をすることになります。

発注につきましては、こういった生ものにつきましては毎日その日の分を購入するようになっています。

坂本議員 元調理員の方に聞いたら、何かアルコールで外側は拭くというようなことを言っておりましたが、ビニールの外側を。それはやっていないのか、やっているのか。

教育次長 すみません。調理の魚や肉はやっておりませんが、ビニールのほうはやっております。

坂本議員 それで、アルコール消毒ということはコロナになってから、そういうことになっていると思いますが、それで、次の1ー2に行きます。

今度、根菜類、ジャガイモの皮むき機を見学したときに見せていただきましたが、非常に何ていうか現代的な、ぽっと放り込んで蓋をするとくるくるってむけてくるというようなお話を聞きました。

根菜類の取扱いはどうなっているのかをお尋ねいたします。

根菜類というのは、もともと納品のときには、ある程度は洗っておりますけれども、どこかに、芽が出るところとか、ゴボウとかニンジンなんかはどこかに土がありますので、そういう部分ではどのような、検品室に入ることでしょうかけれども、そこら辺のことをお尋ねいたしたいと思います。

教育次長 それでは、根菜類の取扱いはどうなっているのかというお尋ねであります。

学校給食につきましては、土のついていない状態で入荷、荷受けの段階で段ボール等から出し、かごなどで野菜下処理室へ運び、皮やへた、悪いところを取り、3槽シンクで3段階流水洗浄した後、調理いたします。

保育園給食における根菜類については、土がついているものは決められた場所の水道及びシンクで洗浄しております。皮をむいた根菜類等は、さらに流水で3回洗い、ほかの野菜類の処理を終えた後、処理するようにしております。

坂本議員 給食センターでは、このほど皮むき機が入ったということは見ました。

保育園では、根菜類に対しての外側の処理、皮とか、そういうのを洗うっていう今のお話でしたけれども、ゴボウとかジャガイモなんかはどういうふうに処理しているんで

	しょうか。
教育次長	ちょっと実際に私も見たことはございませんが、ジャガイモ、それからゴボウ等は、先に決められた場所の水道、シンクで洗って皮をむくという、そんなような流れになるかと思います。
坂本議員	保育園の場合は各園に給食室がありますので、給食センターより使用量は少なく、手むきという形をやっても何とかやれる状況だとは思っております。 それでは1―3に行きます。 根菜類以外の野菜、葉物とか、キャベツみたいなそういう丸かっているものとか、そういうものの取扱いはどうなっているのかということです。 先ほどは根菜類も箱で持ってきて検収室で中から出してという、3槽で洗うというような形だったんですけれども、洗うっていうことだったんですけれども、そういえば洗う水についてはちょっと聞かなかったんですけれども、1―3では、ちょっとそこのお水が水道水だけなのか、何か消毒液を入れるのか、そこら辺についてもそれぞれお答えいただければと思います。
教育次長	それでは、葉物野菜等の取扱いということであります。 学校給食での葉野菜は、根や芯を切り、葉をばらばらにし、3槽シンクで流水洗浄後、加熱調理いたします。 トマトなど加熱調理しない野菜につきましては、専用の3槽シンクで流水洗浄し、専用エプロンと手袋を着用し各クラスの食缶へ配食します。 保育園給食での葉野菜は、根の部分の切り落とし、葉を1枚ずつはがしてから流水で3回洗浄した後、加熱調理いたします。 トマトなど加熱調理しない野菜は、専用のたらいで3回洗いし、その後、次亜塩素酸ナトリウム液で10分浸漬消毒をして、流水で15分以上すすいでから配食します。 ということで、保育園のほうは次亜塩素酸ナトリウム液を使うという、生野菜の場合はそういう形で行うということになります。
坂本議員	保育園では生野菜を食べるシーンがあるということでございますが、学校給食センターの場合は、一応、生ものはなく、火を通すことが基本となっているのは給食法の中にも書かれておりましたんで、そうだと思うんですけれども、保育園での次亜塩素酸ナトリウム溶液のリッター当たりの溶液の濃さはどのぐらいになっているんでしょうか。
教育次長	溶液は100ppmです。
坂本議員	今のお答えではリッター当たり100ppmということで、次亜塩素酸ナトリウム溶液の中に10分間漬けて、それで流水でよく洗い流すということでした。 それでは1―4に行きます。 多くの学校給食では、野菜は次亜塩素酸水を入れた水で洗い、その後、真水、つまり水道水で洗っている。先ほどのお答えの中にもありましたように、3槽で流水で流しながら3回洗っているということを聞いております。 当町では、今のお答えですと保育園でのみそれを使っているということで、給食センターのほうは水道水を3槽で流しながら使っているということで、薬品は使っていない

と認識しました。

現在、食品工場、そしてスーパーマーケット、ファーストフード、ホテル、また学校給食だけでなく、総合的な給食センター、あと製麺工場、生鮮食料品店などではオゾン殺菌が主流になりつつあります。

オゾン水は、大腸菌、サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌、レジオネラ菌、腸炎ビブリオ菌などに有効であります。

殺菌後は水と酸素に自然分解するので、人にも環境にも優しく、全く残留性がありません。

また、食品の鮮度を保持します。そして消臭効果もあり、器具や食材の脱臭にも力を発揮します。

そして、排水における生ごみとか排水溝の臭いやぬめりを除去します。そのために害虫の発生も防止しますという非常にいいところばかりの商品でございます。

ランニングコストについてはオゾン発生器を使っているときの電気代のみということで、小型のものは数万円、3万円か4万円ぐらいから、業務用でも20万円台からということで、取扱いやメンテナンスも簡単となっております。

保育園では次亜塩素酸水でやっているということでありましたが、次亜塩素酸水は、殺菌力がありますけれども、トリハロメタンの残留塩素の危険もあり、少量でもあまり私はよくないと思っておりますし、また金属腐食性があるので金属を傷めたりしまして、排水管とかシンクとか、そういうものにずっと使っているということとはよくないという形になってきております。

ぜひ食材の洗浄の現場でのオゾン水の洗浄を求めますけれども、いかがでしょうか。

教育次長

野菜の洗浄については、文部科学省発出の学校給食衛生管理基準及び調理場における洗浄・消毒マニュアルPart 1に基づき調理しております。

基準では、野菜や果物などは3槽シンクで流水による洗浄を行い、必要に応じて消毒することとあります。

現在、学校給食では、基本的に野菜は加熱処理をしておりますが、トマトや果物など生で提供するものについては、専用レーンの3槽シンクで、消毒は行わず、3段階流水で十分に洗浄を行い提供しております。

なお、オゾン殺菌については現在の基準に示されておられません。

衛生管理については、新たなウイルスや考え方等で改定していくものです。引き続き情報収集し、基準に沿って衛生管理をまいります。

坂本議員

御説明は十分よく分かりますが、確かにそれぞれの保育園の給食、学校給食の基準に従ってやっているというふうに認識しておりますけれども、ほかの飲食業界や——また、そういう面では体にも設備にも負荷のかからないオゾン水、確かにこれは、文科省とか、そういうところでやるというふうな形で行っていないのでできないということもありますが、それを先進的にやるという必要性も、私は、今後の子どもたちの体、それから環境に対しても優しいオゾン水となると思っておりますので、もう一度お尋ね、これはそういう基準が変わればやるという考えででしょうか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

教育次長	現在は使うというもので基準ができていないんですけれども、基準のほうが変更されれば、そのように対応してまいります。
坂本議員	分かりました。 では、基準を変えるべく、私たち議員も国に要望していかなければいけないと認識いたしました。 それでは2に参りたいと思います。 コロナ禍で保育園、小中学校の行事の縮小や黙食が行われ、またIT化が進みました。 当町は、現在、小中学生1人に1台iPadを貸与しております。 園児、児童へはコロナ禍における発育などの影響があるのでしょうかというのが全体の質問であります。 2—1であります。 コロナにより保育園で大きく変わった点は何か、心配されていることは何かについてお尋ねします。
教 育 長	コロナ禍におけるそれぞれの段階での課題についての御質問かと思います。 初めに、コロナ禍の2年間、飯島町において2年間、指導主事として各保育園、小中学校の中に入り子どもたちと関わりを持ってきた中で感じていることをお話しさせていただきます。 私が今感じていることは、子どもたちは私たちの想像以上にたくましく、コロナ禍の状況に順応し、新しい生活や新しい学び方を身につけているのではないだろうかということであります。 多くの子どもたちは、コロナ禍において教育活動や日常生活に様々な制限があったにもかかわらず、コロナ禍前の姿と著しい変化は見られず、子どもらしい姿を見せてくれているように感じております。 しかしながら、子どもたち一人一人を個々に見ていけば、当然、コロナの影響を受け、その環境の変化に戸惑い悩んでいる子どもたちもいることは忘れてはならないのだと思っております。 それでは、御質問の保育園において大きく変わった点と課題についてお答えします。 保育活動において一番大きな課題となったのは、全ての園児が集う活動を行うことができなかったことであると思われまます。一堂に集うことで活躍する年長の子どもたちへの憧れを年少の子どもたちが持ったり、年少の子どもたちへの気遣いを年長の子どもたちが学ぶ場であった集うという活動ができなかったこと、そして、ある保育園では縦割りの活動——縦割りの活動とは年長、年中、年少の子どもたちが1つのグループになって活動するっていうことでありますが、それにより互いに思いやり助け合いながら生活する活動ができなかったことだと思っております。 園児たちは制限下の中でも楽しく生活していますが、マスクをしているために言葉がうまく伝えられなかったり表情を見ることができなかったりということが言葉の発達や友達とコミュニケーションを図っていく力を養っていくことへの影響が将来的に出てくるのではないかと思っております。

坂本議員 今の子どもたちの話は非常に——私も園長先生のところにお話を伺いに行きましたが、そんなに大きく子どもたちに変化は見られないというお話でしたが、先生方は非常に蔓延防止という状況の中で苦勞されておりました。その点はどうなっていたか、ちょっとお話しいただければと思います。

教 育 長 今、坂本議員がおっしゃられたとおりで、先生方は、これは保育園のみならず、小学校、中学校とも、先生方は本当にコロナ禍で気を遣い取り組んでいただいているなあっということを感じております。

坂本議員 今、縦割りの活動ができなかったということでありましたが、園児がそろって外のお散歩とか遠足のほうは、そういう行事のほうはどうなっていたんでしょうか、通常にやっておられたんでしょうか。

教 育 長 遠足であるとかっていう中で制限のあったことは確かであります。バス遠足についても中止せざるを得ないっていう状況があったかなあと思っています。

ただ、おおむね、行く場所は変えながらも、先生方が本当に一生懸命苦勞していただいて、子どもたちに大きな行かなかったっていうことの印象がないようにということでやっていたかなあというふうに思っております。

坂本議員 そうですね、先生方は非常に、コロナの状況で行事が中止になる場合もありましたけれど、なるべく実施をするような努力をされていたようでした。アルコール消毒とか、黙食というよりかも、小っちゃい子は黙っていてもつついづくつついちゃいますので、本当は対面で食事などをするときみんな一方方向に並んで食事をするっていうような形を取っていたようでございますが、努力をされてやっていたらっしゃいました。

2—2に行きます。

今度は小学校のお話を伺いたいわけですがけれども、コロナにより小学校で大きく変わった点は何か、また心配されていることは何かをお尋ねしたいと思います。

教 育 長 小学校についてであります。

一番私が見ていて大きく変わったと思われる点は、授業における学び方なんだと感じております。

一昨年度から完全実施されております新学習指導要領においては、対話的で深い学びが唱えられ、各学校とも従前の形の授業から課題を子どもたち同士がああだろう、こうかもねと考え合う授業を模索していこうと取り組み始めた矢先のコロナ禍でありました。

特に、密を避けなければならないことにより、グループで語り合いながら学習することができなくなってしまったことなんだと思っています。

また、音楽の授業ではリコーダーを吹くことや合唱することの制限もあり、子どもたちの歌声が校舎の中に響くことが少なくなってしまったこと、そして地域と共に学ぶという観点から地域の方々から講師になって学校に来ていただいたり、子どもたちが地域に出かけて行って地域の方々から学ぶ機会が減ってしまったことなどが挙げられます。

しかしながら、マイナス面だけではなく、コロナの副産物として、先ほどお話がありましたけれども、GIGAスクールが予想よりも早く実現されICT機器を利用した授業に取り組むことができるようになったことも挙げられます。

心配なこととしては、やはり、今後、友達との直接的なコミュニケーションを取っていくということがさらに苦手になっていくのではないかと、全校で集うことが少なくなることで、特に災害時の避難等、集団で行動する際の困難さが出てくるのではないかと考えております。

坂本議員 小学校の場合は6年間ありますので、3年生の頃からの方が今は6年生というような状況になってきていると思います。

i P a dの貸与が早急に、昨年、全子どもたちにできるということの中で、ここ2年ぐらいかけてかな、i P a dに関しては進んできておりますけれども、学校は七久保小学校と飯島小学校がありまして、それぞれに多少特徴のある学校ですので、校長先生方のお話も——校長先生も七久保小学校の場合は新しく入られた方で、それで飯島小学校も2年ぐらいたっているということで、その以前、コロナが発生していなかった以前のことはちょっと分からないので比べられないとおっしゃいましたけれども、それぞれ子どもに対して、要するにマスクで先生方は表情が読み取れないという、それが一番、子どもたちが何を考えているのかという、それがちょっと、マスクがちょっと問題かなあっているようなこともおっしゃっていらっしゃいました。

あと、飯島小学校の話では、非常にi P a dを、要するにできる子がいまして、中にはアカウントを幾つも自分で取ってしまったというような、そういうつわものもいるというようなことも伺いまして、i P a dによる、何ていうのかな、操作の格差っていうのも多少は出てきているのかなあっていうところも感じたわけですが、そういう点では、操作とか——聞いたらほとんどは調べたりすることにi P a dを使っているというお話でしたけれども、そういう操作の点では、みんな分かるようになればどんどんできるようになるっていう子ばかりではないと思うんですけど、そこら辺の対応はどうなっているのでしょうか。

教 育 長 今御指摘のとおり、子どもたちの中でも差があることは事実かなって思っています。

ただ、そんな中でも、授業を見ていますと、子どもたち同士の中で教え合っていて、ここはこういうふうにやるんだよっていうような話があったりしていますので、それによって大きな差が今後出てしまうっていう、そういう状況にはないかなあというふうに思っています。

坂本議員 では、次の2—3に行きます。

コロナにより中学校で大きく変わった点は何か、心配されていることは何かということについてお尋ねします。

教 育 長 中学校の変った点と課題ということであります。

授業については小学校と同様の変った点が挙げられますが、私は中学校生活において一番変わってしまったのは部活動の制限が挙げられるのではないかと考えております。練習試合はもちろん、日頃の練習段階での制限も加わりました。やりたくてもできないという悶々とした思いがあったように感じております。技術的、体力的な不十分さが大きなけがにつながってしまうのではないかと、そんなことも心配されるところであります。

特に中学生は発達段階においても大人に向かって成長しつつある時期であり、ただで

さえ精神的に不安定な時期に差ししかかっているところにこのコロナ禍であり、やりたいこともできず、家に籠ることが増え不規則な生活となったり、一人でSNSやYouTube等を見る時間が増え、人と関わるが減り、友達との会話もままならず、友達のことや将来への不安を抱え一人で考え込み悩んでしまう等、そんな思いを持つ子どもたちが増えてしまっているのではないかと心配するところでもあります。

坂本議員

それは、やはり中学校の校長先生も言っておられました。やはりどこかで体を動かして精神的に発散させるということが中学生の段階では必要だったんだけど、それが制限されたことはやはり大きかったということです。

それと、あとiPadに関しては、やはりiPadを中心というよりも、それを変えていくには、やっぱり高校受験、大学受験がペーパーレス化にならないと、今の段階では——やっぱりiPadは基本的には調べたりとか、そういうような形、あとはZoomで子どもが休んだときに授業に参加するという、そういう点ではいいと思うんだけど、実際にもっと深くiPadが授業に入ってくるとなると、試験の形態が変わってこないと、それはちょっと、やっぱり書く、ペーパーに、手で書くということが試験では必要なので、そういう点では、少しiPadに重点を置くというような感じでの授業ではなく、やはり自分の手で書いて覚えていくというか、そういう感じではないでしょうかということをおっしゃいました。

それでは2—4に行きますけれども、今の感じでは、保育園、小学校、中学校、いろいろお話を聞きましたけれども、中学生はちょっと部活のことで制限があったというような形の中で、一人で考えてしまう子どももいたのではないかなというお話でした。

それで、今年からは修学旅行も戻したというような形で、小学校も中学校も修学旅行に行っております。

現在、今の話では特に大きな問題はないということですが、iPadが授業の中でどんな位置を占めていくかということも1つの問題ではあると思うんですが、教育長としてはそこら辺をどのように考えて、今後それを使っていくという感じでしょうか。

教育長

今iPadの話が出ましたので、ちょっと私の思うところをお話します。

やっぱりiPadはあくまでも1つのツールだっていう、そういう位置づけになっていけないといけないのかなと思います。今はiPadを使った学習が子どもたちはできるようになっていますけれども、すぐ答えが出るっていうことに子どもたちは非常に満足をしています。だけど、本当に学んでいくということは、すぐ答えの出るものではなくて、子どもたちがそこでいろいろ失敗をしたり、ああだこうだと考えながらいくことがやっぱり子どもたちの本当に大事な学びだと思っていますので、GIGAスクールによって授業に使われていくっていうこと、授業に利用していくっていうことは大事ですが、そのスキルを高めていくことは大事ですが、それがあくまでも全てではないっていうところの認識を持っていかなければいけないかなあっていうふうに思っています。

それから、坂本議員、2—4に関わってのお話でもよろしいですか。(坂本議員「はい」と呼ぶ)

坂本議員

幸い、5月17日には長野県教育委員会の県立学校向けの通知において「学級閉鎖等の条件緩和について」が示され、また5月24日には文部科学省より「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」が示されておりますように、少しずつ通常の学校教育活動に戻していく方向となってきた状況であります。

6月1日の飯島町校長会においても、引き続き防止対策は講じながらも、制限や中止することを職員と相談するのではなく、通常の教育活動を行っていくのはどのように対策を立て工夫していったらよいかという視点で取り組んでいってほしいとお話ししたところであります。

具体的には、積極的に子どもたち同士が関わる遊びやグループ学習場面を大事にすること、全校で集い活動する場面を大事にすること、今後何らかの理由で登校不可能な場合も想定しICT機器利用のスキルを高めるとともに、導入された共同学習ソフトを利用した授業とそれらの効果的利用を検討していくことなど、教育委員会として積極的にサポートしていきたいと考えております。

なお、今までも教育委員会と子どもたちの状況や姿の情報共有を図り、即対応を心がけて取り組んでまいりましたが、今後は、さらに日頃子どもたちと直接関わっておられる先生方の不安だとか心配事などをお聞きし、支援してまいりたいと考えております。

お話を伺いました。

そうですね。なるべく学校生活を普通の状態に戻すような形で、先生方、それから生徒さんたち、そして親御さんたちもそういう形で進めていただければと思います。

次に3番に行きます。

「保育園・小中学校・文化館などの樹木、町で管理している道路の街路樹の総合的な管理と景観を考えた保存を求める」について順を追って尋ねます。

時間があまりなくなってきましたので、幾つか質問をまとめるかもしれません。

小中学校には過去に卒業された方々が贈られた記念樹があります。植えられて40年50年となると、木の性質によっては巨木化したり、害虫発生のためやむなくばっさり切られたり、管理不行き届きでかわいそうなほどあちこち切られ、瀕死の状態になり、やむなくやっぱり切ってしまったといった記念樹もあります。

木も植物も、人間のように歩いて、自分の足で歩いて最適地に行くことができず、ただ黙って与えられた場所で精いっぱい生きるために大きく葉や花を咲かせるだけです。

現在、卒業の際、樹木は遠慮してもらっているようですが、それでは順を追ってお尋ねします。

3—1です。

保育園、小中学校、文化館、各区の公民館や運動施設の樹木は誰が管理しているのか、町が管理している場合、費用は毎年予算化しているのか、また景観を考えた長期的計画の中で伐採、害虫駆除などを行っているのかをお尋ねします。

教 育 長

お答えします。

保育園、小中学校、文化館、公民館、スポーツ施設など、教育委員会が管轄する施設の施設内にある樹木、庭木については、日常管理をそれぞれの施設が行っています。

樹木管理の予算については、小中学校と文化館は樹木管理または造園管理の委託料を計上していて、年間を通じて委託業者が剪定や消毒などの管理業務を行っています。

ほかの施設では、基本的に職員が日常管理をしています。

薬剤などは一般的な施設管理のための消耗品として購入しています。

長期的な計画の下に管理しているのかという点については、例えば飯島小学校や七久保小学校は150年の歴史があり、それぞれの時代によかれと思って植えられた木々が今に残っているわけで、貴重な木もありますが、そもそも長期的な展望を持って計画的に植栽されたものばかりとも限りません。

文化館や保育園の樹木は、施設の建設時に将来的な景観を考慮して外構工事の中で設計され植栽された木が多く、一部にその後植えられた記念樹などがあります。そうした意図をもって植えられた木でも施設の管理や運営に支障が生じるようになった場合は伐採せざるを得ないことがあります。支障のない木を切ることはありません。

ですが、巨木となって施設に悪影響を及ぼす場合や老木となって枯れ枝が目立つなど、危険が差し迫った場合などは、植栽された経過などを踏まえ、関係者の意見を聞いたり樹木医に相談したり診断していただいたりして、伐採するかどうかを判断しているところであります。

坂本議員

時間がもうあまりないので、3-2の街路樹に関してはちょっと飛ばします。

3-3でありますけれども、計画をつくってくれということなんですけれども、千人塚公園とか与田切公園の桜や松は樹木が公園のPRになるため、それなりに近年は対応してきております。

しかし、ほかでの樹木に対する町の対応を見るに、長期的考えがなく、場当たりの的であると見受けられます。

例えば飯島町民体育館周辺の見事だったドウダンツツジをばつさりと切ってしまい、大分再生はしてきておりますけれども、これも随分立派だったのが小さくなりました。

それに、七久保小学校のヒマラヤスギや、またプールの横のイチョウの木、それからグラウンドのメタセコイアなどです。

当町には樹木医が何人かいて、剪定を仕事とする方々もたくさんいらっしゃいます。

木は文句も言いませんし、ただ黙ってそこに立つだけです。しかし、そこを通りかかる人たちに潤いと癒やしを与えてくれます。

だから、定期的な手入れをし、土壌を改良していけば、私たちが対応できる大きさで何年でも生きられると思っております。

足元の小さな環境を守ることを保育園や学校の中で考え行動していけば、大人になったら木や植物に対する基本的な考え方が自然に生まれます。

町は率先して景観を考えた公共施設の樹木の長期計画をつくり、記念樹などを植えた方々や、学校内なら子どもたちとともに木を手入れすることをし、今後の巨木への対応を考えてみてはいかがでしょうか。

計画案に対してお考えを聞きたいと思います。

総務課長

公共施設の樹木の管理について御提案をいただいたところでございますが、今現在は

	公共施設の樹木については各施設の管理者が行ってきております。景観などをよくするための選定等はそれぞれの施設で実施をして、倒壊等の危険がある場合には樹木医等への相談をしながら対応をしてきております。 一括的にまとめて長期的な計画をとということでございますけれども、なかなかちょっと一括的にというのは今のところ難しいかなあというふうに思っておりますが、景観等を考慮していくことは必要なことではありますので、今後、公共施設に植樹をすることがあるときには、景観計画の中で示されている基準があるわけですが、そういったものも参考にしながら植樹や管理を行ってまいりたいというふうに思っております。
坂本議員	一括と言いましたけれども、各担当する教育委員会、総務課が街路樹だったら街路樹でも構わないので、早急に——特に今気になっているところは、文化館周辺の木が非常に大きくなっております。やはり大きくなるということは、それを切るにしてもお金のかかる話だし、景観の部分でも今後に関わってくる問題でもあります。 学校は残念なことに記念樹がどんどん切られている状況で、運動場にあたり、それから老木化して切らざるを得ないという状況の中でそうなっていますが、今後とも、学校は本当に癒やしというか、そういうことも必要ですので、巨木にならないものとか、計画的な植樹も考えていくべきだと思いますので、もう一度答弁を求めます。
教 育 長	教育委員会の関係のものについては、今御指摘あった文化館周辺の木については、またちょっと見てというか、確認はしていきたいと思います。 学校のほうの記念樹は、先ほどもお話ししましたが、今後はやっぱり先を見越した記念樹として植えていただくということをお願いしていかなければいけないかなあというふうに思っています。 私も学校にいましたので、やっぱり記念樹がだんだん大きくなったときにどうしたらいいのかっていうところで非常に迷うところもありました。やっぱり、植えるときに今後どうしていくのかっていうことまできちんと示していただいて、その上で計画的に植えていくっていう必要があるかなって思っています。
議 長	時間です。 〔坂本議員復席〕
議 長	これで本日の日程は終了いたしました。 これをもって散会とします。 お疲れさまでした。
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
散 会	午後４時０１分

令和4年6月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年6月7日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
片 桐 剛	町が描く「街の将来像」の具体化計画を問う 1 国土利用計画の現在の進捗と向かう先は 2 国民理解への取り組みは 3 計画間の連携、整合性は 4 道路整備計画における歩道の整備基準と計画は
堀 内 学	1 消防団員の今後の活動方針について 2 ワークेशन事業について
坂 井 活 広	1 役場職員の有給休暇取得率について 2 役場職員が誤振込みを行ってしまった場合の対応について
三 浦 寿美子	1 子どもの貧困対策などについて 2 障がい者・母子父子世帯の福祉医療費の窓口無料化について
浜 田 稔	1 町民の所得と格差は改善に向かっているか 2 上伊那広域連合の町負担金の減額を求める 3 新型コロナウイルス感染症への町の対応は進んだか

○出席議員（１２名）

１番	浜田 稔	２番	久保島 巖
３番	片桐 剛	４番	吉川 順平
５番	坂本 紀子	６番	星野 晃伸
７番	三浦寿美子	８番	堀内 学
９番	坂井 活広	１０番	伊藤 秀明
１１番	宮脇 寛行	１２番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 藤木真由美 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松澤 京子
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 小林 美恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和4年6月7日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これより本日の会議を開きます。 初めに諸般の報告を申し上げます。 堀越産業振興課長より、やむを得ない事情をもって欠席の旨、通告がありました。 諸般の報告は以上です。 その他、本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。 日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 3番 片桐剛議員。 〔片桐議員質問席へ移動〕
3番 片桐議員	それでは、通告内容に従いまして一般質問を始めさせていただきます。 今回は、町、行政が描く町の将来像という内容で大きく4点ほどお聞かせをいただきたいというふうに思います。 なお、本日、お手元に資料を配付させていただいておりますので、併せて目を通していただきながらお願いをしたいと思います。 現在、町では様々な計画の下、各課で事業を実施しているかと思っています。 最上位計画として第6次総合計画、その下に土地利用計画、飯島町国土強靱化地域計画、教育の関係では公共施設等総合管理計画、また人口ビジョン、水道ビジョン等々、様々な計画があるかと思っています。 計画を立て、目標を見据え邁進する、これは非常に大切なことかというふうに考えております。これと同時に、計画を共有するというのも非常に大事ではないかと考えております。 第4次飯島町国土利用計画は、基準年を平成30年、目標年次を令和12年と定め、令和3年2月26日に策定し、現在取り組んでいるところかと思っています。 この計画は、土地基本法及び国土利用計画法に示された土地及び国土利用の基本理念に即して実行しているものだと思います。 計画の記載の中には「公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを目的として、(中略) 本町の区域における国土(中略)の利用に関し、必要な事項を定めた計画」ということが明記されております。

なお、この計画は「長野県計画または飯島町基本構想の改定、さらには社会情勢等に重大な変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。」ということが付加されております。

この計画は、基本的には10年スパンの計画であり、遂行にも年月がかかるものと認識をしております。

そこで、質問のほうに入らせていただきますが、策定から現在1年数か月が経過をしております。今も申しましたが、計画は基本的に10年スパンという長い目で見ておりますけれども、現状の進捗、また状況についてお聞かせをお願いします。

〔下平町長登壇〕

町長

おはようございます。

飯島町国土利用計画は、土地基本法第2条及び国土利用計画法第2条に示された土地及び国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを目的として、土地基本法第12条及び国土利用計画法第8条の規定に基づき本町の区域における町土の利用に関して必要な事項を定めた計画でございます。

この計画は、町土の利用に関する行政上の指針となるものであるとともに、国土利用計画法第5条及び第7条の規定によりそれぞれ定められた全国計画及び長野県計画を基本として、さらに飯島町第6次総合計画の基本構想に即して作成していることから、中長期のビジョンを示しているものとなります。

片桐議員からの御質問に対しまして、町長からは概略についてダブリましたけれども説明させていただきます。

進捗状況については担当課長から説明させます。

〔下平町長降壇〕

企画政策課長

それでは、進捗等につきまして私のほうで説明させていただきます。

まずこの計画の進捗管理についてでございますが、説明申し上げます。

当計画に示します土地利用区分ごとの規模の目標値につきましては、従来より5年ごとに経過をまとめてきているところでございます。本年度からその取りまとめをしておりますので、引き続き実施して進捗を管理していくということでございます。

次に、具体的な取組につきましてでございます。

昨年度より人口増プロジェクト等で進めてまいりました飯島でマイホーム事業や住宅の供給を視野に入れました鳥居原横断線の拡幅事業など、10年後の土地利用区分ごとの目標値達成に向けまして具体的な個別計画と整合を取りながら進めているところでございます。

片桐議員

土地利用ということになれば、行政と住民、さらには商業、工業、農業といった各企業、団体とも足並みをそろえて一体に取り組まなければならない事項であるかと思えます。この観点から住民理解が大きなポイントであるというふうに考えますが、この認識は間違いないということによろしいでしょうか。

企画政策課長

土地利用計画だけでなく、どのことについてもそうですが、住民の皆さんの御理

	解と一体的に進めるっていうことは必要と認識しているところでございます。
片桐議員	であるのであれば、今の大綱とは別に短期・中期・長期ビジョンというものが必要ではないかというふうに私は思っているところであります。 先ほどの答弁でありますと5年ごとに経過をまとめているという話でありましたけれども、昨今の流れが速い時代の中でありますので、もっと短いスパンで住民に理解を推し進めるという部分が必要ではないかというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。
企画政策課長	今おっしゃられたとおり、確かに時代の流れが速くて、社会情勢の変化も早いといった状況がございます。 国土利用計画を申し上げますと、町の土地をどういうふうに使っていくかという方向性をお示ししたものととなりますので、そのビジョンをここで10年ごとに示しているということで御理解をいただきたいというふうに思っています。 市町村の振興計画っていうのは基本構想なり総合計画だったりするものでございますので、あくまでも国土利用計画は土地の利用についての方向性をお示ししているということでございます。 必要に応じて見直しをしてまいりますということを言っておりますので、してまいります。基本的には方向性をお示ししてビジョンをお示ししているということでございますので、ちょっと社会情勢を反映したものですとか、そういったものはまた違った場面で見直しをかけたりとかしていくのがいいんじゃないかなというふうに思っております。
片桐議員	それでは、資料のほう、資料の1になります。 第4次飯島町国土利用計画、令和3年策定のものでありますけれども、ここでは大きく森林里山ゾーン、農村風景ゾーン、まちなかゾーン、商業ゾーン、工業ゾーンというふうに色分けし、大きく区分をされた構成となっております。 これを策定されたとき、このゾーニングを行ったとき、このゾーニングの構想、または根拠、経緯についてお聞かせをお願いします。
企画政策課長	土地利用構想図、ゾーニングの策定につきましては、国土利用計画法第8条の第3項の規定に沿いまして、町民の皆さんの意向を十分に反映させるために、令和元年10月から飯島町第6次総合計画、それから国土利用計画の策定に向けました地区懇談会等を実施しまして、第6次総合計画と同時に見直しを進めてきたところでございます。 各地区関係者をはじめ町民の皆さんの御参加をいただき、将来の地域像や将来の地域像実現のために変えていくことなどにつきましてワークショップを行うなどしまして町民の皆様の御意見をいただいたところでございます。そういった御意見を反映しつつ、町の施策等を踏まえてゾーニングを策定してきたものでございます。
片桐議員	図式になっておりまして、非常に分かりやすい部分かと思えます。 土地利用を考える上で大きなウエートを占めてくる問題として、人口の問題、人口対策の部分が上げられるかというふうに思います。 飯島町人口ビジョン、これは令和2年10月策定で、国立社会保障・人口問題研究所の

国土利用の策定に当たっての部分でコンパクトシティというような構想、または議題、話題ということが上げられたのかどうか、検討されたのかどうか、その部分をお聞かせください。

1—3 ということでよろしいでしょうか。(片桐議員うなずく)

今後、急激な人口減少と少子高齢化によりまして、市街地の空洞化、また身近な生活サービス機能、地域コミュニティの低下が懸念されております。このため、居住や医療、福祉、商業などの機能を集約して人口密度を維持して、地域の拠点を中心に一定のエリアでサービスを提供することで結果的に利便性が高まるといった密度の経済性を生かしたまちづくりが今後は必要となつてまいります。

このような居住や都市機能を計画的に誘導していく計画は、都市計画では立地適正化計画といいます。

昨年の一般質問でもコンパクトシティに関する質問をいただいておりますので、ぜひ、ご意見を伺い、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。また、ご質問のコンパクトシティの定義について、コンパクトシティは、コンパクトな都市形態を指すのではなく、コンパクトな都市形態を促進する政策を指すという考え方が一般的です。また、コンパクトシティの定義は、国土交通省の「コンパクトシティ推進ガイドライン」に基づき、人口密度が高く、公共交通機関が利用しやすい都市形態を指すという考え方が一般的です。また、コンパクトシティの定義は、国土交通省の「コンパクトシティ推進ガイドライン」に基づき、人口密度が高く、公共交通機関が利用しやすい都市形態を指すという考え方が一般的です。

先ほど5年でまとめて策定を行うと、今のお答えですと3年目標という中での話でした。

それでは、次の項へと行きます。

1—1でも触れましたけれども、各計画を推し進めるためには、行政だけではなく、住民または地域企業との連携が必要不可欠だと思います。ひいては企業誘致というようなところにもつながっていかうかだと思います。方向性の統一があって初めて連携につながり、計画実施、遂行となっていくかだと思います。

– 6 –

企画政策課長

への経緯、または成果、また今後の取組についてお聞かせを願いたいと思います。

当計画の策定につきましては、先ほども申し上げましたとおり、第6次総合計画の見直しと一緒に町民の皆さんの意向を十分反映させるために地区懇談会等を開催して御意見をお聞きする中で策定したものであります。町民の皆さんと町が協力してつくり上げてきた計画というふうに認識をしているところでございます。

そうはいいまして計画の全てを深く理解していただくためには説明が不足している部分もあろうかというふうに認識をしておりますので、今後は各種個別計画、先ほども申し上げましたけれども、都市計画のマスタープランや立地適正化計画、そのほかの計画も含めまして、各種個別計画の取組のときに国土利用計画も併せて御理解いただけるような取組を研究してまいりたいというふうに思っているところでございます。

片桐議員

ぜひお願いをしたいと思います。

続きまして3番の計画の連携、整合性というところに入っていきたいと思います。

先ほど来、出てきているように、町では多くの計画、またビジョンがあり、それを基に各課の業務に当たられていることと思います。

これだけ多くの計画が進行していると、なかなか住民も理解が難しいのではないかと、また1つの計画を取って理解をするというところと整合性が取れなくなってくるのではないかなというふうに考えております。

そこで、計画間のつながり、整合性というところで、その観点からも説明、住民へのお示しが必要ではないかというふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

企画政策課長

各個別計画を策定するときに、上位計画、当然、6次総合計画、国土利用計画も含めまして、整合を取っていくというのはどの担当部署におきまして意識して調整をしているところでございますので、そういったことはポイントに置いて策定をしているところです。

そのところを住民の皆さんにも御理解いただきたいというところで、こちらのところでも何とかうまく説明できるような形で取組をしなければいけないなあっていうふうに思っておりますので、またそこら辺は研究させていただきたいというふうに思っておりますけれども、いろんな計画を御理解いただくようには常に努めてまいりたいというふうに思っております。

片桐議員

私も今回提案をさせていただくに当たりいろんな計画を改めて見たわけなんですけれども、やはり、それぞれが進んでいるんだというところは分かるんですが、じゃあ進捗具合ですとかバランスが果たしていいのかどうかという総合的に見たところが分からないところがありますので、今の質問をさせていただいたんです。

例えば、手元の資料の2の右下なんですけれども、コンパクトシティの下にあるところなんです、イメージ図で申し訳ありませんけれども、要は、現在があって、将来にわたっての期間がある中で、この計画は今どこまで進んでいるよと、この計画と横並びでこの計画の達成はここまで来ているよってというような、各課横断になるかと思うんですけれども、要はこういうような全体の進捗というものも必要ではないかというふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

企画政策課長

確かにいろんな計画がありまして複雑化しておりますので、分かりにくいっていうことはあるかと思いますので、どのような形が分かりやすくできるかっていうのは研究させていただいていきたいというふうに思っております。

1点、第6次総合計画も含めまして、現在の計画は大分数値目標というものを掲げるような形になってきております。数値目標は、6次総合計画に載っているものは、当然、個別計画ともリンクしておりまして、そういったもので全体的に見た進捗も管理できるような形には徐々になってきているかなあっていうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

片桐議員

分かりました。

それでは、次の部分へ行きたいと思います。

質問事項の大きな4番になります。

道路整備計画の部分で、今回は主に歩道というところに着眼しまして質問をさせていただきたいというふうに思います。

前段お話をしました国土利用計画の整備にも密接に関係をしてくる道路の整備があるかと思います。

その中で、資料3を見ていただきながらと思いますが、現在、歩道整備をする上でどういった基準で、歩道の整備、取付け、舗装のやり直しとか様々あるかと思いますが、その基準をお聞かせいただきたいと思います。

建設水道課長

お答えします。

現在、町で管理する町道ですけれども、総延長が約350キロメートルございます。そのうち歩道は18キロメートルありまして、交通量の多い幹線道路ですとか歩行者の通りの多いところに設置されております。

歩道でございますけれども、歩行者の安全確保のために必要な道路施設でございますので、道路法の規定により設置をしております。道路法では歩行者の多い道路には歩道を設けるものとする定義されております。このことから、町ではこの基準に沿って通学路を含めた歩行者の通行状況を見る中で歩道の整備を行っております。

また、舗装の修繕等っていう御質問も今いただきました。

舗装の修繕は、部分的に行うものと大々的に行うものとございます。

部分的に行うものは、例えば穴が開いたりですとか、局部的なひび割れについては、その都度、舗装をかぶせたり、または切り取ってもう一回舗装を打ち直すと、そういった手法でやっております。

大々的に直すものについては、やはり予算がかかります。それと、その原因をまずは特定しないといけません。今年やっておりますマルヤス長野さんの前の道については、道路の支持力が交通に対して少ないという調査の結果でしたので、まず路盤を補強する工事を入れまして、その上で舗装をもう一回かけると、そういう工法で行っております。

以上、御質問へ回答させていただきます。

片桐議員

安全確保のため通学路もというような話がありました。様々な方が利用する歩道であろうかと思いますが、一番利用シーンとして多いのが保育園、小中学校の児童生

徒の利用かというふうに思います。

そこで、学校周辺、登下校時の利用が想定されるエリアの歩道を少し見てみました。これは資料の3-1からになりますけれども、複数箇所でも利用ニーズに合っていないんじゃないかというような箇所がありましたので、この辺について見ていきたいというふうに思います。

まず資料の3-1になりますが、広域農道、役場西の交差点付近になります。

①番は、役場側から西を見ておりますけれども、横断歩道がありまして、赤い丸で示してあるところ、ここに若干歩道というかがあるんですが、ここしかありません。もちろん西にも延びていないですし、北側にもないという箇所になります。

②番ですけれども、これは交差点を南に見ております。与田切の橋のほうから歩道が延びてきておりまして、ここの交差点で歩道が切れておりまして、横断歩道はありません。そして、歩道は北側に移り役場のほうへと進んでいるというような場所になっております。

与田切橋に新しく歩道が整備されて、ここは恐らく七久保の中学生も利用する部分ではないかなあというふうに思います。もちろん、これまでの方も利用されておりますし、さらに今後歩行者が増えるのではないかなあというふうに思う箇所であります。

次に資料3-2へ参ります。

これは今の箇所から少し北へ行ったところですが、広域農道と町道上ノ原幹線が当たるもう少し北、保育園へ下っていく1個手前の箇所になりますけれども、①番は北側から南を向いております。

②が、これは保育園のほうなんですけれども、ここはずっと歩道が北から南のほうへ来ているんですけれども、①番のところで終わってしまっているという形になります。もちろんこの周辺には横断歩道もないですし、信号はその先という場所になります。

続きまして3-3に行きます。

これは七久保柏木の交差点付近になります。

地図の中にオレンジ色で示した箇所が歩道となっております。

南のほうから来ますと左側に歩道がつけられておりまして、北方面へ向かってくると信号のところが横断歩道になっています。横断歩道から先は、1回東へ横断歩道を渡って、さらに北へ渡って歩道に行きたいんですけれども、ここは横断歩道がありません。ここはかなり交通量も多いですし、柏木の運動場もあつたりする中で、町外の皆さんの利用または小中学生の利用も多い箇所かと思います。

今回このような形で見ておるわけなんですけれども、いろんな箇所で非常につながりがない箇所、要は使いづらいのではないかとこの部分が見受けられております。それぞれの箇所によって経緯があるんじゃないかと思うんですけれども、総合的になぜこういうような形で歩道が生まれてしまうのか、その原因というものがあればお聞かせいただきたいと思います。

建設水道課長

御指摘をいただきました。一つ一つお答えできる箇所はお答えしていきたいと思っております。

最初の資料3—1の①でございます。右上の写真は、広域農道の西側に一部歩道のみがあるということでございます。

まず、この箇所については、手前にございます横断歩道、これについて地元から設置要望がございまして、横断歩道については公安委員会の管理になっております。また、横断歩道の前後には、こういった歩行者が車をやり過ごすための滞留所と呼ばれる場所——今の写真に写っているものがそうなんですけれども、これを設置しないとイケないということがございまして、公安委員会と協議をして滞留所を設けたのが写真の赤丸のところということで、御理解をお願いいたします。

次に、その下の②ですけれども、横断歩道がございせん。確かにおっしゃるとおりでございます。

横断歩道については先ほども申しましたとおり公安委員会の管理になっておりますので、町からは要望をしてつけていただくという、そういう施設になります。

歩道の整備等を見越して要望を早めに当然上げておくべきものだと思うんですけれども、そのタイミング的なものが合っていない、横断歩道の設置がまだされていないというところがございますので、公安委員会のほうへさらに強く要望していきたいと思っております。

続きまして3—2でございますけれども、まず、広域農道については、全線にわたって歩道の設置の要望が広域農道の開通当時からございまして、そのために、かねてより歩道の整備を各所で行ってきております。ということで部分部分になっている箇所もございます。それが「場所2」の箇所でございますけれども、飯島保育園から広域農道へ上がってきた際に、交差点改良を一部行っておるんですけれども、その事業と併せて歩道を先行して設置しているのが黄色の②の部分でございます。

右側の①につきましては、現在、広域農道で取り入れております農道整備事業、これが一応計画ですと岩間の交差点までになります。国道の、ちょっと固有名詞ですがトマトさんのところの交差点から西へ上がっていったのが岩間北交差点になりますけれども、その1つ南側の交差点が岩間交差点でございます。南から行きますと、そこまでが一応事業区間ということで、現在、農道整備事業で進めている箇所になります。①につきましても現在そちらの事業で取り組んでいくという箇所でございます。

資料3—3ですけれども、こちら横断歩道の設置がなく、どこから行ったらいいんだというような箇所になってしまっておりますけれども、公安委員会のほうへ要望をいたしまして、設置も早くしていただくようにしているところでございます。

箇所箇所の理由等がありますけれども、やはり一番は使っていただく歩行者の皆さんのことを第一に考える必要があろうかと思います。

片桐議員

今もあつたんですけれども、やはりいろんな経緯はあろうかと思いますけれども、使う視点に立つ、特に安全という意味では通学路等になっているところもありますので、子どもたちの安全第一に検討いただければというふうに思います。

また、今回は歩道というようにところに着眼して質問させていただいているわけなんですけれども、恐らく地元要望ということで様々な要望が毎年上げられてきていること

かと思います。それをなるべく反映させるというところで御尽力をいただいております中でこのような形になっているのではないかと推察するわけなんですけれども、質問の前段にもあったように、土地利用ですとか大きな町の計画、これを理解していただくということを最初に行うと要望もまた変わってくるのではないかとというふうに私は思いまして、各地区でこれをやってほしいというのはもちろんあるかと思うんですけれども、町としてはこういう方向で今は進んでいるんだと、だからもう何年後にこうするんだっていうような地元理解、そんなことをするとさらに道路計画もスムーズになったり歩道の整備もスムーズに進むんではないのかなあというふうに考えておりますので、またそんな視点も持っていただけるとありがたいかなあというふうに思います。

それでは、続いてになりますけれども、今の歩道の関係になります、資料4―1のほうへと行きます。

ここも通学路でして、中学校と役場の間の道を南へ行ったところになります。地籍は山久から豊岡になりまして、非常に勾配がきつい坂になっており、さらに道幅が狭いという箇所であります。

①番のところですが、坂の上から南を向いているところなんですけれども、かなり勾配がきつくなってきていて、さらに見通しが効かないという坂になります。

この場所は比較的交通量が多い、役場周辺と本郷周辺をつなぐ道路として恐らく重宝されているのではないかとこのように感じております。

また、この道は子どもたちの通学路としても指定をされている場所でもあります。しかし、歩道はないという状況であります。

冬場は何台もここで車がスリップしてスタックしているという光景を私も見ております。

また、昨年の秋だったかと思いますが、資料4―1の左上の写真の赤丸で示しているところ、①番にカーブミラーが写っているんですが、この周辺になりますけれども、お年寄りがガードレールを越えて転落しているというところにたまたま中学生が通りがかりまして救出をしたというような事案がありました。幸い、擦り傷程度で大事には至らなかったというふうに聞いておりますが、この先にはさらに新井が流れておりまして川になっているという非常に危険な箇所、下まで落ちなくてよかったなあというところなんですけれども、車をよけてのことだったのかは定かではないんですが、ガードレールより先に転落をしてしまったということは事実である、こんなような事故が起きている箇所であります。

途中に待避所があります。③番の図になります。これは平成19年に設置されたものであるようでして、恐らく車どおりが多く、行き違いが多く、負担軽減のために増設されたものかというふうに推察をします。

このような箇所があるわけなんですけれども、この道路、この箇所についての要望ですとか危険について把握はされているのでしょうか、お聞かせください。

建設水道課長

今、議員からも説明がありましたとおり、写真にあります待避所を平成19年に設けまして、それより以前は、まだもっと狭く、よけ違いもできないようなところでございま

した。そういったこともございまして、19年に待避所を旧井の前後に設けさせていただいております。

もとより急勾配で、上と下の高さはもう変えられませんので、この勾配はもういかんともし難い部分でございます。町としても危険な箇所であるということは十分承知をしております。

片桐議員

失礼しました、旧井ですね。

おっしゃるように井がありまして高低差もありますので、この坂を何とかっていうのは非常に難しい箇所かと思います。

ですが、先ほど申しましたように、豊岡はもちろんですけれども、本郷等からもここは通学路として子どもたちが歩くという箇所になっております。

資料の4-2のほうも見ていただきたいと思いますけれども、左上の写真は坂の中腹の待避所から上を見ているんですけれども、急勾配であり、さらに見通しが悪いと、ガードレースが非常に腐食をしていて、外側に張り出してといいますか、もう斜めになっているというような箇所であります。非常に危険であり、すぐ下が崖になっているところなので早期の対応が求められるのかなあというふうに思います。

4-1のほうに戻っていただきたいと思います、③番の赤い四角で囲った部分であります。

地権者の方にお聞きすると、これは無償で町に寄附してもいいよというような話であるというふうに聞いております。通常であれば、用地買収等、予算が伴うところかと思えますけれども、この部分だけでもかなり町にとっては負担軽減ではないかというふうに思いますが、そういった中で早期に拡幅等の対応を求めるわけなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

建設水道課長

この場ですぐというわけにもいきませんが、こういった要望の箇所は町内にかなりございます。

ただし、自治会がまとまっていただいて地権者の方も協力をいただけるっていう箇所は早めの施工ができるんじゃないかと考えます。

片桐議員

場所的に歩道の設置というのが難しい箇所かもしれないです。でも、先ほどの通学路という観点からの安全対策ということで、歩道でなくても、例えばグリーンベルトの設置ですとか、先ほどの事故を鑑みましてガードレールの補強等、策はあろうかというふうに思いますので、早期の拡幅工事または安全対策というものを要望しまして、一般質問を終わりたいというふうに思います。

〔片桐議員復席〕

議 長

8番 堀内学議員。

〔堀内議員質問席へ移動〕

8番

堀内議員

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、前回に引き続き消防団に関する質問と飯島流ワーケーションについての質問をさせていただきます。

まずは、消防団の今後の活動について質問をさせていただきます。

まず初めに、今年度から分団のほうに女性団員が新しく入団されたというふうに承知をしております。

前回の一般質問でも、女性団員の確保について、なかなか今は難しい現状があるという話を質問させていただきながら、増えることを期待するということで、前回の一般質問でも町長から、これが1人入っていくことでまたそこから周りに増えていくんじゃないかという期待をしているというところもあったかと思います。ぜひ、女性団員が増えること、これから若い団員が増えることを私も期待したいというふうに考えております。

その中で、私は、消防団員が嫌々活動するっていうことではなく、消防団でやることについてしっかりやりがいを持ち、自分たちの町を自分たちで守っていくというような思いを持った活動ができる、そのような団になっていくといいなというふうに思っております。そのため、現在置かれている諸課題についてどのように方向性を決めていくかというところも含めて質問をさせていただきます。

まずは、1—1に入りますけれども、各分団の活動費について、現状、町としてどのような支出をしているのかお尋ねいたします。

〔下平町長登壇〕

町 長 消防団員の活動についてでございます。

議員のほうからは、消防団員が嫌々やっているのではないかという状況もあると、こういう赤裸々な御意見をいただきました。

消防団員は、やはり地域の安心・安全を守る本当に最前線におられる方で、その使命は非常に崇高な使命を背負っているというふうに感じております。任務の崇高さに自信を持ってやっている方もおられますので、ぜひそういう人たちがリードして全体が素晴らしい活動ができるようにしていってほしいなというふうに祈念します。

それにしましても、やはり相応の報酬をしっかり出さなきゃいけない、しっかりといてもそれで食っていけるほどは出ませんけれども、全国並みの報酬に見直そうということの中で消防団員の処遇改善を行いました。

今年から消防団員の年報酬の改定が行われまして、一般団員は従前の1万1,900円から年間3万6,500円に増額され、個人払いとなりました。

また、班長以上の各階級も一般団員の年報酬の増額分がそれぞれ増額されたということでございます。

分団等の活動費というものもありますけれども、そのことにつきましては担当課長より細部説明いたします。

〔下平町長降壇〕

総務課長 活動費をどのように払っているかということでの御質問ですので、お答えをいたしたいと思います。

町からは各分団等に対しまして年間1人当たり3,300円の交付金を支出しております。

これと、今ありましたけれども、年報酬と、それから訓練日当や出勤手当につきましても、今までは分団の口座へ振り込みをさせていただいておりました。ですが、令和4

年度からは年報酬の増額改定ということで、その分につきましては個人払いをするように準備をしております。

ただ、年報酬とは別に訓練日当ですとか出動手当についても同様に増額改定しておりますけれども、こちらにつきましては今年度——令和4年度は今までどおり分団等を経由してお支払いをすることとしております。しかしながら、行く行くは年報酬と同様に個人払いに移行をしていくことを検討しているところでございます。

ですので、分団へ支払われる金額は去年までからすると減少するということが想定されております。

堀内議員 町長からはしっかり使命を持ってやっている方がいらっしゃるという話を聞きました。やはり、そこの方たちがすごい輝いて見えるということが消防団のブランディングにつながってくるのかなあとと思いますので、そういう方がしっかり増えるような活動を消防団の一人としてもしていきたいというふうに考えております。

また、今年度から報酬が増額されたということでございます。また、直接支給という形で各個人に回っていくということで、大変喜ばしいことかなあというふうに思います。

しかし、多くの分団の属する部のところでは、そこに属している分団の団員の報酬の一部または全額を部会計の原資として、操法大会のときに使用するホースや古くなって穴が開いた水槽というものを更新するときにその費用を充てて、団員の報酬の一部または全部を充てて団員が活動しやすいようにするよう利用しているという現状があるということで、少しの部長さんから話を聞いた中ではそういうふうにやっているというところが多いという話を聞きました。

コロナの影響もあり、あと2年から3年については、部会計が入ってこなくても、個人で負担していたものの一部または全部について入ってこなくても一応枯渇することはないだろうという話を聞いておりますが、しかし今後5年10年たった後を考えますと、部の活動するための資金が1人3,300円では不足しているのではないかとということが危惧されているところでございます。

町としては、この現状を認識しているのかどうかお尋ねいたします。

総務課長 ただいまのホースや水槽について報酬を費用に充てているというお話は少し聞いたことがございます。というか、先だってお聞きをいたしました。

分団等の交付金についての考え方もあるんですけれども、個人にお支払いをしていくということで、分団に入る資金が少なくなるということで、分団への交付金については、そういった状況の中で見ますと、今後、運用実態等をそれぞれ確認させていただいて、分団の運営や消防団活動に支障がないように十分精査して対応する必要があるというふうに考えております。

また、今、ホース等の必要な経費についてお話がありましたけど、それについては町としても町で対応できる部分もあるのかなあというふうに思っておりますので、まずは総務課のほうへ御相談していただきたいかなというふうに考えております。

堀内議員 今話がありましたとおり、不足している分についてはしっかり精査をしていただいた

中で交付金の増額、またホース等の必要なものについては町に各団から上げていった中で対応をしていただけるといってお話を聞きましたので、私たちの出費が——個人にせつかく入った報酬でございますので、活動した報酬でございますので、消耗品等については町で負担していただきたいという思いもありますので、そのあたりをしっかりと考えていただければというふうに思います。

また、分団として活動の報告や新しい幹部体制というものを地元の自治会や区に報告するために、毎年、総会というものを開いております。その中で、やっぱり1人3,300円という資金では、来賓をお招きして、報告しました、帰ってくださいというのなかなか言えずに、いつも折りやオードブルというような形で、少し地元の人とお話をする機会、団員としてもやっぱり話をしたいという機会がありますので、そういうのを設けていたんですけれども、それが実費になってしまうというような形になってしまうと、ちょっと敬遠するような方が出てくるかなあというふうなことも出てきます。

また、訓練を朝早くから皆さんで集まってやっております。その後、やっぱり団員としてはしっかりおなかいっぱい食べたいという思いもございます。その中で労をねぎらっていただけたのが今までの慰労会の形なのかなあと。その中で訓練の後のいろんなこういうことは反省しなきゃいけないよねというような話や、青年としてなかなか今はコミュニケーションをする場所が不足している中で、やっぱり消防団員として一緒に飲食を共にするということは、今の若者にとって——昔からもそうだと思いますけれども、町の中で今後活躍していく将来の重要な人材としてコミュニケーション、つながりがつくれるととてもいい場所なんじゃないかなあと思います。

そういう機会について全部自己負担という形にすると、今の新しく入ってきている世代につきましては、じゃあいいですと断る人が増えてきている現状がございます。

それを踏まえて、その部分についても少し町として予算づけをできないかというところをお尋ねしたいと思います。

副 町 長

先ほどからお答えをしておりますように、個人のものに対しては、行く行くは個人に行くべきものだろうと思いますし、ホースとか、そういうものについては、必要なものとなれば町で持つ、補助制度もございますし、そういうことを活用していただくということになると思います。

今までのような慰労会ですとか交流会ですとか報告会ですとか総会といったもの、私も経験しておりますけれども、コミュニケーションを取るには多分大事なものだろうなというふうに思います。

そこら辺の御要望につきましては、また消防団の幹部会等もございますので、そこら辺のところと調整を取らせていただいて今後検討させていただきたいなあというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

堀内議員

ぜひ検討をしていただきまして、しっかり楽しい消防団活動ができるような形にさせていただきたいというふうに考えております。

それでは1—2に移ります。

今年の3月1日から2日にかけて町の消防団の詰所から発電機が8台盗まれるという

被害がありました。金額にしておよそ 100 万円程度ということで、かなり大きな金額になってしまいました。

この被害を受けて町としてはどのような対策を取ったのかお尋ねいたします。

総務課長

消防団詰所におけます発電機の盗難につきましては、対応としまして、前年度中に後継機を手配いたしました。盗難防止でペイント加工等を施しまして、マーキングを施してまいりました。各所へのキーボックスと防犯ステッカーとともに設置を行っておりまして、ところでございます。

堀内議員

新しい発電機の配備とキーボックス——頑丈なキーボックスという話を私は聞きまして、見させていただきました。確かに頑丈なキーボックスだなあというふうに詰所の前で感動、関心をしておったんですけれども、キーボックス自体が配備されて、はや3か月くらいがたつんですかね。

その中で、昨日、分団で、うちの部のほうで訓練をしたときがありまして、このキーボックスができたんだけど知っているかというところでは、なかなか知らない団員もいたり、暗証番号がやっぱり必要になってくるというところもありまして知っているかと聞いたところ、どこかに報告が流れていたけど覚えていないというような現状がございました。

やはり暗証番号を覚えていくというのは、有事があった際には皆さん多分急いで来る、上着だけ着て来るというような形になるんですけれども、そのときにキーボックスの暗証番号が分かんなくて開けられないよというようになってしまうと、すぐに出動ができないというようなことになってしまわないかというふうに危惧をしております。

そのときに確認して、前の連絡に入っているよと言って一生懸命に探すっていうところをするのもなかなか難しいですし、多分、安全対策ということなので、暗証番号というのは、毎年なのか、変えていく必要があるのかなあと思いますけれども、そうすると、またどこのときの暗証番号だったっけみたいな形にならないかなあというところも危惧しております。

ちょっと一見見たところですけど、被害のあった詰所の周りについては、何かやっぱり暗いところ、赤い消防灯はついていますがけれども、民家がないっていうところも要因になっているのではないかというふうに考えられます。

数年前にも3分団のほうで詰所の扉が壊されるというような空き巣被害があったりというようなお話も承知しております。

その上で、キーボックスだけではなくて、近づくときすごい明るくなるセンサーライトや、誰が来たか分かるように防犯対策という意味でもちゃんとカメラを設置していますよという形で防犯カメラを早期に設置する必要があるのではないかと思いますけれども、そのあたりの町の見解をお尋ねいたします。

総務課長

暗証番号につきましては、団員の皆さんに御協力をいただいて、ぜひお一人お一人が覚えていただくように御協力をお願いしたいと思います。

各分団に対しましては、町と団から施錠の徹底と定期的な点検確認を行うように各分団に依頼しておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

堀内議員

また、今、センサーライトですとか防犯カメラ等の御提案がございましたけれども、こちらにつきましては幹部会等を通じまして十分検討をしてみたいと思います。効果的な対策を精査した上で必要により対応をしてみたいと思っております。

幹部会等でいろいろ話が出てくるのではないかなと思いますので、参考にさせていただければと思います。

対処については、やっぱり盗難があったから、じゃあ鍵をつけて施錠しましょうみたいな形ではなく、長期的に5年10年を見たときに本当にそれが最適なのかっていうところもしっかり検討をしていただいて、消防団としてはやっぱり有事で活動しなければいけない、その中で、それが本当に最適なのかというところもしっかり見極めながら検討をしていただけるといいかなあというふうに考えております。

また、発電機につきましては、操法の期間中や訓練のときに、小型ライト、夜中であればライト等に発電機を使って明かりをつけるというようなことをやっております。そのため、発電機は結構持ち歩く頻度が高くなると想定しております。そのとき発電機自体がどこに行ったか、どこで何をしているかっていうところをしっかりと分かるように、GPSによるトレーサーを、小さいのでいいと思うんですけども、つけていただくと、仮に詰所が開けられて盗難が、発電機がまた盗まれたとしてもどこに運ばれていったのかというものを町側として追うことができるというふうに思うんですけども、そのあたりの設置についてはどのようなお考えか教えてください。

総務課長

今のところGPSというところまでの検討には至っておりませんが、こちらでも幹部会等々と御相談をしながら、また検討をしてみたいと思います。

堀内議員

そうですね。幹部会で検討というところもございますけれども、町として防災の対策ということで、町としても一定の指針を設けて、それを幹部会に投げかけるという必要もあるかと思っておりますので、そのあたりの検討をしていただいて、より効果的な方法を選んでいただくということが必要かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは1―3に移らせていただきます。

配備されているポンプ車や小型ポンプ車――機関と飯島町では言っておりますけれども――があります。現在、多くの機関ですけれども、マニュアル車で、積載量が2トンを超える大きな車両となっております。

現状の団員の中では馬力が足りないというような意見もありますけれども、運転ができないというような支障が出ているわけではございません。

しかし、平成29年3月に運転免許の改正がありまして、車両総重量3.5トン、最大積載量2トンまでの自動車が運転できる普通免許というような形に改正が入りました。それ以前は車両総重量5トン、最大積載量3トンまでの自動車が運転できると、それが今でいう準中型免許というような形に変更がされております。

そのため、最近、私のところの分団にも入ってきましたけれども、平成29年3月以降に免許を取った人については現在の機関が運転できないという現状になっております。

また、警察庁交通局運転免許課というところが毎年出しています運転免許統計というものがございます。これの令和3年度版というものを確認させていただきますと、普通

第1種の運転免許を持っている約8,000万人のうち平成29年3月以降の改正された普通免許を取得した方が550万人、全体の7%を占めているような形になっております。今後、この割合というのはかなり多くを占めてくるのではないかと思います。

この普通免許から準中型免許にするには、またそれにプラスで自動車学校に行って講習を受けなきゃいけないというような形になっておりますので、一般の方はそこまでしないだろうというところで、最大積載量2トンの車までしか運転できない免許を持つ方が多くなってくるのではないかと思います。

また、オートマ限定の免許を取得している方は現在1,700万人ということで、全体の約21%を占めております。どんどんこのオートマ限定の方っていうのも増えてくると、今のマニュアル車っていうのは、もうそもそも運転できません。

となりますと、有事の際、出動するために機関を運転できる方がいなくて、私は運転できないのでちょっと後ろで待っていますみたいな状態になってしまうと火事場で困ってしまうというふうに思います。

今後、機関の運用についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

総務課長

現在、町内の5つの分団に計10台の消防団車両が配備されていまして、うち3台がポンプ車となっております。

御質問の配備されている機関が利用できない団員とは、道路交通法の一部改正に伴いまして、ただいま議員のおっしゃられた平成29年3月12日以降に普通自動車免許を取得した消防団員が車両総重量3.5トン以上のポンプ自動車を運転できなくなったことによるものと、それからオートマチック車限定免許が影響しているものということで認識はしております。

その中で、消防団車両の標準的な更新時期は大体20年くらいとしておりますけれども、今、常備消防が充実している現状等も踏まえまして、今後の車両の更新時に積載車へ移行するなどの小型化ですとかオートマチック車への更新、別種車両への変更や、状況によっては廃止等によりまして最適化を進めていきたいというふうに考えております。

堀内議員

車両の更新をしていただけるということでございますけれども、大体どれぐらいの期間までに行う予定があるかっていうのをお尋ねいたします。

総務課長

具体的に、今、何年にどの車をとというのは、ちょっとまだないですけれども、一応更新時期が20年ということでありますので、消防車両の更新計画をつくって順次っていうふうな形になります。ですので、ただいま具体的に何年にどの車両をとというのは、ちょっとここではお答えできませんが、今後計画してまいりたいと思っております。

堀内議員

まだ計画としてはしっかり定まってきたいないというところではございますけれども、幹部会を通してたしか免許の取得状況というのを多分取ったというふうに承知をしているところではございますけれども、それを毎年しっかりと把握していただきまして、多分ここから増えていくんだらうという度合いがあるタイミングで早期に変更をしていただくということが大切かと思います。

だんだん団員も減ってくる中で、やっぱり運転する人っていうのがどんどん変わってくるというふうに思いますので、検討をしていただきたいというふうに考えます。

また、先進地では軽自動車のバンに変更をして、そこに小型のポンプを載せて運用をしていると。

また、総務省のほうのホームページを見させていただきまして、改正後の普通免許に対応した車両、軽量化された車両というものの記載がありました。見た目はあまり変更がないのかなあというふうに私は見てとれたんですけども、そういうものに変更をして工夫をしているというところもございます。

なので、そのあたりも含めて検討をしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは1—4に移ります。

先ほどありました免許の改正によりまして、現在も運転できない団員がいるという現状がございます。

総務省におきましては、準中型免許を取得するための費用というものを公費で負担することにより、特別交付税措置を市町村のほうに出しますよというような形で記載されておりました。

飯島町では、現状このような制度があるのか、または創設する考えがあるのかというところをお尋ねいたします。

総務課長 現在、そういった補助制度というのはございません。

先ほど議員からもありましたけど、年度当初に消防団員に確認した調査では、準中型免許の未取得ですとかオートマチック車限定の方の調査をしましたところ、29名の方がそういった該当になっているというふうに把握をしております。

消防団車両を運転するために必要な免許取得の補助は検討過程にはありますけれども、まずは車両の更新時に誰でも運転できる車にしていくことを優先して考えているところでございます。

堀内議員 今、運転できない方っていうのが29人いるということで、かなりの割合に入ってくるのかなあと、1割近くにはなってくるのかなあというふうに思います。

今、総務課長のお話がありましたけれども、車両の更新を優先するということではございましたけれども、先ほどの話ですと更新時期が20年だからという話がありました。今のところそういう更新の見通しはないという中で、5年10年たったときに、やっぱり補助を先に優先してやっていかないと運転できない団員が増えると思うんですけども、そのあたりのお考えをお聞かせください。

総務課長 すみません。今、車両の古いものが一体いつ、何年かっていうのは、ちょっと手元がないので何とも言えませんが、車両の更新計画と、あと補助についても、そういった人数が増えてくるところはこれからあると思いますので、また同時に研究をさせていただきたいと思います。

堀内議員 検討していただけるということですが、早期に補助の制度をつくっていただけるよう取り組んでいただきたいというふうに思います。やはり消防団として入って町に協力をしていただいているという部分もありますので、そういうところも手厚くしていただくと、よりいいのかなあというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは2番目の項目に移らせていただきます。

「飯島流ワーケーション事業について」質問をさせていただきます。

昨日の一般質問でも某議員からいろいろ質問がございましたので、その内容も加味しながら質問をさせていただきます。

今年4月29日にグランドオープンいたしましたi i ネイチャー春日平ですけれども、もう一月经過をしているところでございます。

私がサラリーマンを東京でしていたときは、朝はいつも満員電車に乗りながら、人にぎゅうぎゅう押し潰されながら通勤をしていたという状態でございまして、電車を降りて会社に着くと、もうぐったり、朝からぐったりした状態で仕事に臨むような状態で、せかせかと作業をしておりました。何かと用事があって飯島に帰ってくると、やっぱり空気がきれいで、時の流れがゆったりしていて、皆さん、住民としては明るい性格の人が多く、コミュニケーションもしっかり取れている、そういうところに毎回癒やされて、東京にまた帰って、またぎゅうぎゅうに箱詰めになれながら仕事をしていたというときがありました。

そのため、ワーケーションを利用しに来た人には、せかせかとしなきゃいけない、ぎゅうぎゅうになってストレスがたまっているというところを、少し着いたときにリラックス、深呼吸していただいて、ああ、きれいな空気だなあと、いい景色だなあというところでもまずリラックスをしていただく、それでゆっくり過ごしていただくというような事業であっていただきたいと思います。

昨日は農業の関係のところも含めての方向性が多かったんですけれども、私はワーケーションのワークのほうについて着眼して質問をさせていただきます。

まずテレワークということですが、トレーラーハウスの中でもテレワークができますよという中で、前回の定例会のときにおいてもブレでいろんな方に入っていただくという話がございました。

その中で、テレワークについても実際にやっていただいてどういう効果があったかというところをしていただけるというお話があったんですけれども、それを実際に体験した人がいるのかというところ、また利用した方からどういう結果、どういう意見が出たのかというところをお尋ねいたします。

地域創造課長

今年の2月末から3月中旬にかけてテレワーク環境などの検証を目的に企業向けのプレ事業を実施しております。延べ4組11名に宿泊いただきながら、ネット回線の状況や設備等について御意見を伺っております。

その結果としては、ネット回線はおおむね問題ないと、ただ、テレワーク環境としては個室が欲しいなあというような要望もいただいたところでございます。

堀内議員

やっていただいた中で、やはりテレワークとなりますと、会議、今はもうビデオ会議っていうのを結構頻繁にやられていると思うんですけれども、トレーラーハウスには4名～5名入れるという中で、その4名～5名がビデオ会議をするとなると、やっぱり話が混雑して、ハウリングを起こしたりとか、違う話が入ってきてなかなか会議に集中できないというところもあるのではないかなあというふうに私も想定をしていたところでござ

ざいますので、おおむね、やはりそのような形になったのかなあというふうに感じております。

その中で、2―2に移りますけれども、昨日の課長の答弁では今回の定例会にてウッドデッキの拡張工事を予算に盛り込んでいると回答いただきました。

せっかく田舎の空気を体験しに来ているので、晴れた日にはやっぱり外でちょっと仕事をしてみたいなあというのが癒やしにつながるのかなあというふうに考え、当然やる人が多いんだろうなあというふうに感じておるところでございます。

ただ、現状のウッドデッキを見ますと、テーブルを置くっていうのはなかなか難しい、座ることが難しい。利用者からのアンケートについてもやっぱり見て、そこに関わっている人から話を聞きますと、ウッドデッキの上にパソコンを置いて、立ちながら仕事をしていたという話を聞きました。それではなかなかリラックスして作業できないんじゃないかなあというふうに私は感じているところでございます。

また、やっぱり外で作業するにはひさしが邪魔になってしまいます。パラソルや日差しよけみたいな、麻のカーテンでもいいですけども、風情があるものでもいいかもしれないですけども、やっぱりそういうのがないと外で作業をするっていうのは難しいと、パソコンは反射しますので、全然見えなくなったりしますので、難しいのかなあというのを感じております。

今回の定例会でウッドデッキを拡張しますよという話がありましたけれども、当初、ウッドデッキを設置する際に話を聞いたときには、トレーラーハウスの出入口がやっぱり高いということで、そこを歩けるように設置をするという回答をいただいていたかなあというふうに承知しているところですけども、当初からウッドデッキを使ってテレワークというものをすることについて想定をしていたのかどうか、お尋ねいたします。

地域創造課長

トレーラーハウス購入時に設置した今あるウッドデッキは、議員のおっしゃられましたとおり1メートルぐらいの幅しかなく、あくまでも通路ということで設置したものに なります。

議員の御指摘のとおり、ウッドデッキは、アルプスを眺めながら行うテレワークやバーベキュースペースとしての利用など、活用方法は多岐にわたるかと思います。

本会議において既存のウッドデッキに継ぎ足し拡張するための予算もお願いしているわけですが、最初からそういった利用が必要であるという認識は持っておりましたが、まずは入れないことには話にならないということで、高さの問題もありまして通路として設置したものでございます。それに対して、やっぱり課題というものは認識しておりましたので、今回また拡張するというようお願いしていく。

そのほかにも、いろいろやっていく中で、いろいろな想定していたものもあれば、想定していないものもございします。順次整備して快適な環境を整備していきたいというふうに思っております。

堀内議員

テレワークをウッドデッキでするというものは、ウッドデッキを設定する当時から考えていたという話をお聞きいたしました。

しかし、それであれば、もう初めのうちからある程度の幅を確保しておくべきもので

はないかなあというふうに私は考えます。1回設置したウッドデッキを今回の定例会で直す、もう一回ウッドデッキを改修しますってなると二度手間の工事になりますよね。予算もその分、多分、何ですかね、雑務工事みたいな分のお金もその分がかかりますので、やっぱりその分税金が多く使われてしまうというふうな形になるのかなあというふうに私は考えます。

また、1回作った塀っていうのを取り外して、増やしてつけ直すみたいな形になると、やっぱり当初から予見できたことなんじゃないかなあというふうに私は感じているところでございます。

そのあたり、初めは通路としてやっぱり作らなきゃいけないっていうところもありましたけれども、そこをテレワークとして活用するということでは、もう少しテレワークをやる有識者の人から話を聞いて設置するべきだったと思うんですけども、そのあたりができなかったのかなあというところもちょっと残念でございます。

それでは次の質問に移らせていただきます。

2—3でございます。

トレーラーハウス周辺の農地、今は畑の部分以外は大分緑が一面に広がってきたなあというふうにこの前通らせていただいたときに確認をさせていただきました。

そこで、課長から回答があって、バーベキュー設備については某議員にいろいろ答弁があったというところであったために、期待するところでございます。

また、芝エリアというところにベンチとかテーブルとか、そういうものを設置する予定があるかをお尋ねします。

地域創造課長

ベンチやテーブル、そういったものの設置については、今後、利用者の御意見を聞きながら検討してまいりたいとは思っております。

堀内議員

多分、都会から来る方については、外でもう少し広々と作業がしたいのではないかと、町の山を見ながら作業ができる。ウッドデッキにもしできなくても、そういうところにベンチを置いたりテーブルを置いて作業するっていうのもいいのかなあ、そこにWi-Fiが届けばという話もあるんですけども、その設置、整備っていうのも想定できたのかなあというふうに思います。

また、バーベキュー施設を芝エリアとウッドデッキに作っていただくということで、これは、多くのトレーラーハウスに来ている人でまとまって食事を食べるみたいな機会を設けるっていうのも外でバーベキューをみんなでわいわいやるという癒やしのプログラムになるかなあと思うんですけども、それを1つのプログラムとして含めていただくのもいいのかなあと思うんですけど、そのあたりのお考えをお聞かせください。

地域創造課長

昨日の宮脇議員さんへ回答いたしました。ワーケーションエリア内にバーベキューができるスペースの設置は検討しております。

今現在も器具を貸し出すっていうことはしております。

ただ、世の中にあるグランピング施設に付随した、ああいった固定してあるバーベキュースペースっていうのは、ちょっと今のところ検討はしておりません。

したがって、ニーズに従って、バーベキューのセットというか、そういうものを

堀内議員

食材と一緒に提供していくと、そういうことで今は進めております。

常設では取りあえず今のところ設置の予定はないという話を聞きました。

また、ホームページを見ますとバーベキューコンロを借りられますよというふうに書いてありました。ただし、注意書きで、炭、着火剤は自分で用意してくださいというふうに記載がありました。

せっかく来た人がバーベキューをするのに、そこでコンロ等を借りられるなら、炭や着火剤——何せ飯島の食材は食べていただきたいですよ。そういうものをセットで、こういうふうにバーベキューができますよとアピールしたほうが、よりいいのかなあというふうに感じた次第でございます。そのあたりは少し検討をしていただければなあというふうに考えを伝えさせていただきます。

じゃあ最後、2—4になりますけれども、i i ネイチャー春日平周辺のところで、今は管理棟を移転する予定がないというお話がございました。

現状のトレーラーハウスについては、寝具等もございますので、倉庫兼管理棟という形で1台使っているような現状がございます。

また、看板が見にくいという意見もございました。

駐車スペースもなかなかないという現状もございます。

管理棟の近くにもし広い空き家があるのであれば、そこをお借りして管理棟、倉庫や駐車場として確保して、もし仮に農道付近に建物があるのであれば、そこにi i ネイチャー春日平はこちらですみたいなでっかい看板を設置するのもいいのかなあと思います。

また、広さが管理棟だけでは多過ぎるなあというのであれば、そこにトレーラーハウスから来た人が作業できるようなコワーキングスペースがあれば、住民の人ともまた触れ合いができるのではないかというふうに考えます。

そのような形で、よりプログラムの案内とか、こういうプログラムをやっていますという案内とか、いろんなチラシが置けるのではないかなあ、広い場所があればそういうのできるんじゃないかなあと思うんですけれども、そういうことで空き家を活用しながら管理棟の移転っていうのをこちらでは望むところでございますけれども、そのあたりのお考えをお聞かせください。

地域創造課長

飯島流ワーケーション事業としましては、管理棟やコワーキングスペースは宿泊拠点となるトレーラーハウスに隣接していたほうがよいというふうに考えております。そのため、周辺の空き家を活用するということは、今は考えておりません。

管理棟やワーキングスペースなどにつきましては、時期を見て設置をしていきたいというふうに思っております。

堀内議員

特に近くのほうの空き家を活用することはないという今の考えではございますけれども、空き家としてそのまま壊れていくよりも、そういうふうな形で、町としてもやっぱり空き家を活用するということを先頭に立ってやっていただくという必要もがございます。しっかり検討をしていただきたいという要望も含めまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議 長	〔堀内議員復席〕 ここで休憩を取ります。再開時刻は 11 時 10 分とします。休憩。
休 憩 再 開	午前 1 0 時 5 0 分 午前 1 1 時 1 0 分
議 長	会議を再開します。 一般質問を続けます。 9 番 坂井活広議員。 〔坂井議員質問席へ移動〕
9 番 坂井議員	それでは、通告に従って一般質問を始めさせていただきます。 では、まず最初に有給休暇取得率について質問をさせていただきます。 1—1、ちょうど 1 年前、昨年 6 月の定例会における私の一般質問において令和 2 年度の飯島町役場職員の課別の有給休暇取得率を質問したところ、総務課 15.26%、企画政策課 9.09%、住民税務課 21.26%、健康福祉課 17.75%、産業振興課 19.09%、建設水道課 23.75%、地域創造課 11.06%、会計課 15.30%、議会事務局 17.30%、教育委員会事務局 10.10%、保育園 10.70%、役場全体で見ると 15.81%とのことでした。 続いて資料 1 を御覧いただきたいんですけども、これは厚生労働省が令和 3 年に行った就労条件総合調査といいまして、資料 1 の 2 ページ、一番下、6,411 社を対象に 4,013 社から回答を得たと、調査の時期については 3 に記載のとおり令和 2 年または令和元年の会計年度一年間の状況について調査を行ったということなんです。 続いて資料 1 の 3 ページ目を見ていただくと、年次有給休暇というところの上から 2 行目、「このうち労働者が取得した日数は 10.1 日（中略）で、取得率は 56.6%（中略）」となっており、昭和 59 年以降過去最高となっている。」というふうになっておりまして、厚生労働省が行った民間企業に対する調査ですと取得率 56.6%とされております。 一方で、令和 2 年度の飯島町役場職員全体の有給休暇取得率は 15.81%でした。飯島町役場の有給休暇取得率と民間との間に大きな差が生まれておりますけれども、この差が生まれた原因は何だとお考えになりますでしょうか、お答えください。
町 長	〔下平町長登壇〕 お答えいたします。 職員の有給休暇取得についての御質問でございます。 取得率で見ますと、議員がおっしゃるとおり民間と比べて低い数値、民間が 56%、飯島町役場が 15%という大きな違いがございます。 しかし、平均取得日数でお答えさせていただきますと、民間が 10.1 日、役場が 7.8 日というふうになっております。 取得率に大差があるんですけども、それに比べて 10 日と約 8 日という差となるんですけども、民間は付与有給休暇の平均が 17.9 日です。役場の職員の付与日数は 38.8

日ということ、ここで大きな違いが出ているんですけども、全体では付与日数が役場職員は約倍の 38 日、民間は約 18 日。これは、民間は有給休暇が繰越しできないという部分、役場の職員は昨年度分が繰り越される、それで最大 40 日ということで、分母が約 40 分の取得した日数、民間は約——これは 20 日になるのかな、法定で決まっておるのは、分母が約半分であるということで、この率から比べると役場の職員の日数はもっと取らなきゃいけないということになってきます。

せっかく 38 日、40 日近い有休があるもんですから取っていただきたいんですけども、だんだんにその方向で取り組まなければならないなというふうに感じておるところでございます。

〔下平町長降壇〕

坂井議員 今、日数でお答えいただきましたけれども、そもそも公務員に民間企業よりも多くの日数が与えられているという趣旨は、公務員の業務の公共性を検討してこのくらいの日数が与えられておりますので、民間と比べてあまり変わらないと——民間よりもそれでも 3 日くらい少ないんですけども、民間と比べてある程度近いから、元が大きいから取得率がある程度少なくてもいいじゃないかというふうにもしお考えであれば、そのお考えは改めていただきたいというふうに思っております。

では、続いて 1—2 に行きます。

これは、去年の私の質問に対して、今年どの程度有給休暇取得率が改善されたのかという質問になります。

令和 3 年度における役場職員の課別の有給休暇取得率はどの程度かお答えください。

総務課長 それでは、令和 3 年度の有休取得率につきまして、前年度の繰越分を含めた日数に対する率をお答えさせていただきます。

まず役場全体では 20.09%となっております。令和 2 年度よりも若干上がったというところでございます。

課別でございます。総務課が 13.68%、企画政策課 18.29%、住民税務課 25.01%、健康福祉課 25.28%、産業振興課 14.70%、建設水道課 29.22%、地域創造課 29.74%、会計課 15.83%、議会事務局 14.25%、教育委員会事務局 14.75%、保育園が 13.81%となっております。

なお、数字につきましては令和 2 年 6 月定例会と同様に会計年度任用職員を含まない正規職員のための数値でございますので、よろしくお願いいたします。

坂井議員 全体として 20.09%ということで、改善されているということで、これは大変素晴らしいことであると——素晴らしいはちょっと言い過ぎですね、大変いいことだというふうに思っております。

では、そのことに関連して 1—3 に移ります。

今発言のあったとおり、有給休暇取得率は上昇、改善されておりますけれども、有給休暇取得率が改善、上昇した原因は何かお答えください。これは別に課別でなくても構いません。お願いします。

総務課長 令和 2 年度の 15.81%に対しまして令和 3 年度は 20.09%ということで、4.28%改善を

したところでございます。

取得日数にしますと、令和2年度6.1日に対して令和3年度は7.8日、若干ですが1.7日増加をしているところでございます。

その要因としましては、役所は年末年始を除いてカレンダーどおりの勤務でございます。休暇を取っていただくというところで、祝日に合わせて有休を取得することによりまして連休となるように、職員に休暇を取ってくださいねっていうような呼びかけを行ってきております。

また、働き方改革として職員個々の取組もだんだんに影響が出てきているのかなあとこのように思っております。

坂井議員

では、続いて1―4に移ります。

先ほど町側から取得率じゃなくて日数にすると飯島町役場で7.8日というふうな答えがあったので、それを踏まえて1―4の質問に移ります。

資料2を御覧ください。

資料2は、これは総務省が行いました、地方公務員に限定、「地方公務員における働き方改革に係る状況」という調査報告書です。

この2ページ目を見ていただきたいんですけども、このア) 年次有給休暇の平均取得日数及び取得日数が5日に満たない職員の割合ということなんですけれども、これは平成31年1月1日から元年の12月31日までを調査したものでして、この区分のところの市町村のところを見ていただきたいんですけども、市町村の平均の取得日数が11日というふうになっております。

このデータがちょっと面白いのは、大きい都市ほどたくさん有休が取れているんですよ。これを見ていただくと、301名以上の516団体、これは11日なんですけれども、101名以上300名以下の団体になると10日、100名以下の団体になると9.7日というふうになっております。

ちょっとこれは違っていたら指摘していただきたいんですけど、飯島町の役場の職員は120人くらいっていうふうに私は聞いているんですけども、そうすると100名以上300名以下の団体に当たるので、取得率は10日間というのが平均になります。これは総務省の全国調査になります。

翻って飯島町の先ほどの答弁を伺うと7.8日というふうになっておりまして、全国平均から見ても飯島町の平均取得日数は少ないという事実が明らかになっております。

その上でお聞きしますけれども、飯島町の役場の職員から有給休暇を取得しづらいといった声はないのでしょうか、お答えください。

総務課長

日数的には確かに10日に満たないというところではありますが、直接職員のほうから取りづらいといったような声はお聞きしていない状況でございます。

坂井議員

ちょっとこれはお答えしづらいかもしれないんですけど、例えば町民の方からもっと働けとか、有休をあまり取るんじゃないとか、そういった声とかはあるのでしょうか。

副町長

そういった声はあまり聞いたことがございません。

坂井議員

そうであると、自主的に有休を取るのをセーブしていると、全国平均から見ても飯島

	町の役場の職員はセーブしているということですので、そういった声がないのであれば上司のほうから声をかけてもらえると、より取りやすくなるのかなあというふうに思いますので、その点を求めます。 続いて1―5に行きます。 これはちょっとゆっくり答弁していただきたいんですけども、各課別で最も時間がかかっている業務をお答えください。
総務課長	総務課のほうで各課に聞き取りを行った結果につきまして、こちらで一括してお答えをさせていただきたいと思います。 まず総務課でございますが、総務課は、施設、情報機器や職員の管理に時間がかかるということでございます。 企画政策課は、予算編成に関する業務。 住民税務課は、申告相談に関する業務。 健康福祉課では、各種計画策定とそれに係る業務ですとか、あとは個々の相談やケース対応に時間を取られるということでございます。 産業振興課、こちらは現場対応、また農業者、事業者、区、自治会からの相談事、またイベント対応となっております。 建設水道課、こちらは工事発注に係る設計や現場監理。 地域創造課では、ふるさと納税やマイホーム取得補助金関連等の事務処理。 会計課では、各種伝票の内容チェックと処理。 議会事務局は、議事録、会議録の作成。 教育委員会では、各種相談や施設管理、またイベント対応。 それぞれの課で時間のかかる業務は以上となっております。
坂井議員	課別にお答えいただいてありがとうございます。これを基に、また検討したいと思います。 続いて1―6に移ります。 先ほど民間企業の取得日数が10.1日、地方公務員に限っても11日取得しております。翻って飯島町役場では7.8日ということになっております。 地方公務員全体、もしくは少なくとも民間企業並みの有休休暇取得率・取得日数にするために必要だと考えることはなんだと思いますか、お答えください。
総務課長	議員の御指摘のとおり、地方公務員の平均日数にもまだ足りていないというところがございます。 取得率、それからお休みの日数の向上に向けましては、当然お休みを取ることは必要だと思いますので、今後も職員へ計画的な取得についての呼びかけを行っていくとともに、業務内容の見直しによる事務事業の改善につきましても職員提案などを活用しながら進めてまいりたいと思っております。
坂井議員	次いで資料3を御覧いただきたいんですけども、これは内閣府が行った平成29年の調査、就労等に関する若者の意識を調査した「子供・若者の意識に関する調査」というものの結果になっております。

この2ページ目を見ていただきたいんですけども、これの下から7行目くらいのところに「(注)」と書いてありまして、平成29年の調査と平成23年の調査というのがありまして、ウの下、「仕事と家庭・プライベート(私生活)のどちらを優先するかについてみると、「仕事よりも家庭・プライベート(私生活)を優先する」と回答した者は63.7%であり、平成23年度の調査時における52.9%よりも多かった。」ということで、これはどういうことかということ、若者、子育て世代については、やっぱり時代の流れとして家庭を優先したいという若い人が増えてきているというのが見て取れます。

今後、優秀な役場職員を採用するに当たって、非常にホワイトな職場だということはアピールポイントになると思います、今の若い人たちにとって。ですので、こういった調査もありますので、有給休暇取得率の改善に努めていただければと思います。

では、続いて2に移ります。

質問の2なんですけれども、これは周知のとおりで、令和4年4月8日に山口県阿武町の役場職員が463人分の臨時給付金、合計4,630万円をそのうちの1人に全額振り込んで、振り込みを受けた相手が町からの返還要請を拒否して、後日、全額使い切ってしまうという事件が起きました。

資料4、これは新聞社がまとめてくれたものなんですけれども、これがちょっと分かりやすいんで見ていただければと思うんですけども、阿武町が臨時給付金というのを交付するために金融機関を通じて振込の手続を行ったということなんですけれども、フロッピーディスクを使って支給される全463世帯を記録、こちらは正規の手続というか、間違いはなかったということです。

しかし、この下のほう、「振り込み依頼書」というところに「ミス」と書いてありまして、1世帯に463世帯分を振り込む内容の振込依頼書を新人の職員さんが起案してしまったということで、それを基に金融機関が1人の人に463世帯分の4,630万円とその人本人の分の合計4,640万円を振り込んだというちょっと信じられない事件ではあるんです。

これを金融機関が何で気づかなかったのかっていう、そもそもその金融機関も相当問題だと思うんですけども、それはさておき、この事件が起きてから、私の友人とか知人から、誤振込があつて相手が全部使い切っちゃったっていうふうになって、それで騒動になったんですけども、これを相手が使い切っちゃう前にどうにかならなかったのかっていうことをすごいいろんな人から聞きまして、これ、一応結論としてはどうにかなったっていうのが結論ではあるんです。最終的に阿武町はお金が返ってきたみたいなんですけれども、あれは決済業者が任意にお金を返したっていうことで、返ってきたそうなんですけれども、阿武町の対応が後手後手に回ったっていうのは事実だというふうに思っております。

そこで、飯島町は誤振込があつたとき対応はちゃんとできているのかということを確認するために質問させていただきます。

では2-1、飯島町では、七久保村と合併し現在の飯島町となった昭和31年以降から現在に至るまで、誤振込をしてしまったという事実はあるのか、ある場合はその後どの

会計管理者

ように対応したかお答えください。

まず、あったか、なかったかということで申しますと、残念ながらあったということでございます。

昭和31年以降、現在に至るまでという点につきましては、報告書のような形で記録が残されておりませんし、町の文書規定によりまして伝票の保存年限が10年とされていること、また年間に回付される伝票の数が約1万4,000件に上りますので、処理誤り後の対応の仕方も含め、件数や対処方法等、明確なお答えができる状況ではございませんが、その都度適正に処理をして正しい振込をさせていただいているというふうに承知をいたしております。

昭和の時代と現在とでは伝票の処理方法も全く異なります。その当時を振り返ってはっきりしたことは申せませんが、いつの時代も支払い業務に携わる職員は金額の大小にかかわらず処理を誤ることのないよう細心の注意を払ってきたものと思っておりますので、先ほど議員から信じられない事件というふうにお話ございましたけれども、町の事例とはかけ離れたものであるのかなというふうに思います。

それから、事後の対応につきましては、誤って支払ってしまった方に対しておわびを申し上げお返しをいただくとともに、本来行われるべきであった正しい支払先への支払いを行い、また再発防止のため、その都度、事務処理方法が見直され、現在の方法に至っているというふうに承知をいたしております。

坂井議員

誤振込の事実があったということで率直にお答えいただいて、そこは感謝申し上げます。

すみません。ちょっと追加で聞きたいんですけども、そのときの書類がもう残っていないということなんでしょうか。

会計管理者

書類が残っていないというか、何か事例がありますと、町ではこういうことがありましたというような報告書を作るのが一般的だと思うんですけども、会計課におきましては伝票の処理で正しくきちんとしていくというのが処理方法でございますので、こうした報告書が残っていないということ。

伝票は10年間の保存がございますので、保存期間のものはそれぞれをひっくり返して調べることはできますけれども、そこまでのことは今回に関してはいたしておりません。

坂井議員

報告書がないということなんで、その後、事務処理が見直されたということなんですけれども、これをちょっと客観的に見ると、内々で処理したというか、公にしたいとか、そういうふうなことがあったんじゃないかっていうふうに勘ぐってしまうんですけども、その報告書が残っていないというのは、それはどういった理由なのか、もう一度お答えいただけますか。

会計管理者

適正な処理のために報告書みたいなものを作るというのは1つの方法だと思いますけれども、まずすべきことは、誤った先におわびをしてお返しをいただくということ、それからきちんと支払われるべきところへお支払いをするということが優先順位でございますので、報告書という形では——まあ、四千六百数十万円ということであればそういうようなことも必要性があるのかもしれませんが、事例は把握しております

	けれども、正しく伝票処理が行われたということをもっていたしておりますので、伝票につきましては、その都度、監査委員さんにも目を通していただいておりますし、そうした中で処理がされてきたものというふうに思っております。
坂井議員	すみません。報告書は残っていないということなんですけど、今後もしあった場合、報告書を作成するというふうな意向はあるんでしょうか。
会計管理者	報告書については、今こういうふうにしようということは、私の一存でどういうふうということは言えませんが、まず間違いのないように処理をするということが第一義だというふうに思います。
	その上で、誤った取扱いがありましたら、それは、事例ですとか金額によると思うんですけれども、適正な対処をしてまいりたいというふうに思います。
坂井議員	誤った対応があったらすぐに対応するという、そもそもそういったことが起きないようにするっていうのは、それはもうよく分かりますし、大前提ではあるんですけれども、その上で、もし何か起こってしまった場合、報告書を今後はつくっていくとか、そういったことについては、まだ検討はじゃあしていないということでしょうか。
副 町 長	阿武町のような例は私の承知している限りございませんけれども、今後そういうものがあれば、重大な案件ということで取扱いをさせていただいて、報告書の検討もしなければならぬというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。
坂井議員	前向きに検討していただきますよう強く求めます。
	続いて2—2に移ります。
	飯島町では、住民に対して送金を行う場合にどのような手続の流れで送金が行われるのかお答えください。
会計管理者	送金を行う際の手続の流れということで、少し細かい説明になりますけれども、よろしく願いします。
	まず、基本的に上伊那管内では共通の財務会計システムを利用いたしております。
	市町村によって支払日が若干異なりますけれども、町では、5、10のつく日、いわゆる五十日というやつですけれども、これを基本に支払いを行っておりまして、上伊那情報センターで決められた処理日に合わせて支払い情報を作成、指定金融機関でございまして八十二銀行のデータ管理の拠点——これをE Bセンターと申しますけれども、こちらへ専用の電話回線——現状ではI S D N回線を使用しておりますが、こちらで作成をした支払いの情報を送り、八十二銀行から各金融機関に情報が振り分けられ、各債権者に送金が行われます。
	支払い情報の作成の基となります伝票処理は、各課の事業担当者から始まります。
	担当者が受け取った請求書の内容を確認し、振込に関する諸情報を入力して伝票を起し、所属する係の長から課長に伝票が回付されます。
	支払い金額に応じまして決裁権者の決裁を受け、伝票が会計課へ回付をされます。
	会計課では、伝票に添付された書類により、改めて会計管理者以下3名の職員がそれぞれ伝票ごとに支払いの内容、金額、請求日から支払い日までの期間の適切性、債権者の数、住所、氏名、振込先の金融機関と本支店の名称、口座の種別や番号などを一つ一

つ確認し、不備のある場合には伝票の起票者に連絡し修正や対応を求め、正しく作成された点検済みの伝票は支払い日に合わせて決められている日時までに町の財務会計システムで決裁入力及び支払処理をした後、先ほど申し上げましたとおり八十二銀行へデータを送り、支払い日に皆様の口座へ振り込まれるというのが基本的な流れでございます。

坂井議員 3名の職員がチェックするという理解でよろしいでしょうか。

会計管理者 会計課に回付されてからは会計課の職員が3名でございますので3名でチェックをいたしますけれども、当然、請求書を頂くところから事務は始まっておりますので、各課の担当者、それから係長、課長と、伝票には少なくとも3人以上の確認をいただいて、それが会計課へ回付をされるということですので、6名以上ということになるかと思えます。

坂井議員 では、続いて2—3に移ります。

誤振込が過去にあったということなんですけれども、誤振込が起きてしまった場合にはどのように対応するかについてマニュアルというものはあるんでしょうか、お答えください。

会計管理者 誤振込の対処の手順につきましては、担当者間の引継ぎレベルのものはございますけれども、お返しをいただけないということを想定したマニュアルは今のところ整備をされておられません。

危機管理の観点からはマニュアル整備も検討しなければならない時代なのかなということを思いますけれども、優先度としては、やはり間違えのない伝票処理に力を注ぐべきであろうというふうに考えております。

なお、会計の各種事務処理につきましては会計事務の手引というマニュアルがございますので、必要に応じて関係各所と協議をしてまいりたいというふうに思います。

坂井議員 返してもらえないときのマニュアルはないってということなんですけれども、今後、返してもらえないときにどういうふうに対応するかというマニュアルを作るというふうなお考えはあるんでしょうか、お答えください。

会計管理者 今早速作るというふうにも断言できませんけれども、阿武町のような例がございましたので、協議は必要かなというふうに思います。

坂井議員 協議が必要ということですので、協議していただきますよう求めます。

じゃあ次に2—4に移ります。

阿武町では、4,630万円っていう大金であるにもかかわらず、すぐに法的措置を取らずに、これはちょっと報道レベルですけれども、振込先の相手の家に行って任意に返還を求めるという対応を取った結果、相手は銀行の前まで行ったんだけど結局帰っちゃったっていうふうな話を聞いているんですけど、結局相手がこれを拒否して、後日、全部使い切ってしまったっていうふうに聞いております。

それで、資料5を見ていただきたいんですけども、これは一応弁護士が仮差押えとかするときに使う裁判所の担保金の基準表なんですけれども、これは私も仮差押えするときによく使うんですけども、一応法的には差押えの対象となる金額の3分の1——すみません。これは3分の1じゃなくて30%の誤りです。失礼しました。

資料5、「預金」「その他」に「10～30」って書いてあるんですけども、差押え対象金額の30%の金額を担保として積み上げ、裁判を経ずとも、いきなり振込先の口座を仮に差し押さえるっていうことができるんですけども、飯島町では、誤振込が起こってしまった場合に、これは直ちに専決処分になると思うんですけど、専決処分として仮差押えできる体制になっているのかどうか、任意の交渉を経て、その後、仮差押えするのか、それとも仮差押えはそもそも考えていないのかということについてお答えください。

副町長　　今までですと、多分、本人のところへ行ってみて返してくださいって話をすることはできないかなあというふうに思っておりますけれども、これからは、今のところ私どもの体制といたしましては、弁護士さんに相談したりということで、すぐ専決処分が必要な場合は専決処分させていただいてというふうに考えております。スピード感を持って対応しなきゃならん場合には、そういう措置が必要かなというふうに思っております。

ただ、いろいろなケースが考えられますので、ケース・バイ・ケースに応じて、先ほど会計管理者が申しましたように、直ちに報告を上げるようなシステムをつくることは必要だなというふうに思っております。

以上でございます。

坂井議員　　私も金額が少ないのにすぐに仮差押えなんていうことをやるのは、町側のミスでそんなことをやったらちょっと町民の人も怒るだろうなと思うんで、すぐにというふうには考えていないんですけども、ただ金額がやっぱり100万円とか1,000万円とかになってしまうと、もうそういった話合いをする余地もなくいきなりしてしまうのもやむを得ないかなとも思っております。

そういうのも踏まえて、マニュアルがないということなんで、マニュアル作成を急いでいただければというふうに考えております。

じゃあ次に2—5です。

これは、すみません。あまりちょっと枝葉末節な話ではあるんですけど、NHKの報道によると、阿武町では銀行とのやり取りにフロッピーディスクを使っていたということなんですけれども、これは銀行から指示されたということなんですけど、飯島町でフロッピーディスクを使うということは業務の中であるんでしょうか、お答えください。

総務課長　　先ほど伝票につきましては会計管理者から申し上げたとおり、フロッピーは利用しておりません。

そのほかの業務でフロッピーディスクを利用している業務としましては、正規職員の共済や退職手当の事務処理のために関連する組合へデータを受渡しする業務が残っております。

それ以外の業務については、フロッピーディスクを使う場面は現在ありません。

坂井議員　　職員の退職等に関する手続以外に関しては、共済ですかね、そういったこと以外に関しては使っていないということなんで、その点はよかったというか、これだけIT化とか言われておりますので、そういったところも進めていただければなというふうに思っております。

		では、最後に２－６に移ります。 誤振込に限らず、仮に役場の職員がミス——これは、故意は除きます。故意は、これはもう本人の責任なんであれなんですけど、役場職員がミスを犯して役場の内外問わず人や団体に被害を与えてしまった場合に、この職員に対する精神面のケア体制が取られているのかということをお答えいただきたいんですけども、何でもこういうことを聞くのかっていうと、今回は新人の職員さんが起案をミスして、その後、全然チェックもみんな漏れてそういうふうになってしまったっていうことなんですけれども、この新人の職員さんがネット上でめちゃくちゃたかかれていまして、もう本当にかわいそうだなと思っております。 なので、故意はもちろん除きますけれども、ミスをしてしまった、過失によってミスをしてしまったっていう場合は、職員に対してどういった精神面のケアが取られているのかということをお答えください。
総務課長		何か問題が起きてしまったときのケア体制ということでございます。 問題が起きてしまった場合に限らず、メンタルヘルスの対策としましては外部のカウンセリングを受けられるように体制を取っております。これは年間を通じて取っておる体制でございます。 そのほかにも、毎年、職員向けのメンタルヘルスの研修会を行うなどして常日頃から職員の精神面ケアを実施しているところでございます。
坂井議員		最初の質問に戻りますけれども、有給休暇の取得率が改善されたっていうことで、大変いいことだというふうに思っております。 職員に対して福利厚生だったり精神面のケアだったりをちゃんとするっていうことは、優秀な人材を確保するっていう上で非常にプラスになるかと思しますので、その点を求めて、私の一般質問を終わります。 〔坂井議員復席〕
議 長		ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後１時３０分といたします。休憩。
休 憩		午前１１時５１分
再 開		午後 １時３０分
議 長		会議を再開します。 休憩前に引き続き一般質問を行います。 ７番 三浦寿美子議員。 〔三浦議員質問席へ移動〕
７番 三浦議員		それでは、通告に従いまして一般質問を行います。 今回は「子どもの貧困対策などについて」と「障がい者・母子父子世帯の福祉医療費の窓口無料化について」ということで、大きく２件について質問をいたします。 最初に「子どもの貧困対策などについて」質問をいたします。

まず1番目に、5月6日の長野日報に「貧困対策 総合的に推進」「伊那市策定 子どもの未来応援計画」との記事が掲載されました。どのような計画がつけられたのか興味を持ちました。新聞の掲載の中には計画が作成されるまでの取組についても書かれており、感銘を受けました。

伊那市子どもの未来応援計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱に基づくものです。

「第2期子ども・子育て支援事業計画」、福祉関連計画との整合を図るとともに、本市の実情を反映させた計画とします。」とし、令和4年度から6年度までの3か年計画となっております。

伊那市の子どもの生活調査をし、貧困状況にある子どもや家庭の実態把握と支援ニーズについて状況などを把握し本計画策定の基礎資料とするためとして調査を実施しております。調査する対象は市内の公立小中学校に通う小学校3年生から中学2年生までの児童生徒とその保護者とし、令和3年1月～2月に行い、児童生徒約90%、保護者約58%を回収し、そのほかに保育園、幼稚園、小中学校、学童クラブ、子ども食堂、福祉団体、生活就労支援センターにも調査を行っており、その回収率は80%となっております。

伊那市子どもの貧困対策推進計画策定チームで本計画を作成し、パブリックコメントを令和4年2月から3月にかけて行っております。

実にアンケート実施から1年以上をかけ、計画が策定をされております。

平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。その後、社会経済情勢の変化や貧困の背景に様々な社会的要因があることなどを踏まえて、子どもの将来だけでなく、現在に向けた子どもの貧困対策を推進することが盛り込まれました。1つは全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる社会の構築、2つ目が、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることとしております。このような国に動向についても、子どもの貧困対策に関する新たな大綱へと改正されたというふうに伊那市の子どもの未来応援計画には書いております。

伊那市の子どもの未来応援計画に匹敵する町の子どもの貧困対策に関する計画の策定が必要と考えますが、策定の予定があるのかどうかお聞きをいたします。

〔片桐教育長登壇〕

教 育 長

子どもの貧困対策の推進に関する法律及び子供の貧困対策大綱に基づき計画の策定をという御質問であります。

飯島町では現在この計画はありませんが、令和2年度から6年度までにかけての第2期飯島町子ども・子育て支援事業計画に沿って各種子育てに対する支援を行っているところでございます。こども室内の連携はもちろん、健康福祉課、社会福祉協議会との連携、それに基づいて学校訪問や育児相談、家庭相談等による情報収集に努めておるところであります。全ての子どもとその家庭に対し、貧困も含め、安心して暮らせるよう、それぞれのケースごとに対応しているところであります。

長野県子どもの貧困対策推進計画の基本目標からみたあるべき姿「すべての子どもが安心して過ごすことができる」「すべての子どもが学びたいことを学ぶことができる」「すべての子どもが多様な自立を実現できる」ことを基軸に推進しているところでございます。

なお、貧困対策の計画につきましては、次回策定する第3期飯島町子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込む必要があると思っております。

〔片桐教育長降壇〕

三浦議員

ただいまは現在ある計画を遂行していくというふうにお話がありました。

コロナ禍が始まって2年を過ぎました。本当に、それまでに実態調査をしたものでは実態が分からないのかなあというところも感じております。

伊那市の調査の場合は、コロナ禍が始まってから、そういう中での貧困ということの調査をしておりますし、貧困対策について実態を計画にどう生かしていくかということで、随分と時間をかけて丁寧な作成をしているというふうに私は感じました。

例えば子どもの貧困は非課税世帯の所得が少ない世帯だけではない、そういう問題ではないというふうにこの頃私は感じています。というのは、例えば、所得は通常というか、低所得という方たちよりも普通にあるかもしれませんけれども、住宅ローンであったり車のローンであったり、子どもを大学に出すための支出、また病人がいるとか、そうした様々な事情で実際の暮らしにかかる生活費は所得とイコールではないというのが現実だというふうに感じております。こうした実際の生活実態が子どもの貧困につながっていることも視野に入れた実態調査をした上での計画策定と具体的な施策が私は求められているというふうに感じているところです。

それは、何となく感じていたことが、伊那市の実態調査と計画作成の過程を見させていただいて、本当に真面目にというか、真剣にというか、心を寄り添うという、そういう中でつくられてきた計画かなということを何となく感じたものですから、先ほども感銘したというふうに言いましたけれども、きめ細かな調査をして今後の対応を考えていくというふうになっているような感じを受けました。

それで、私も多分そんなような答弁が返ってくるかなあとは思っていたんですけども、改めて——次の計画を立てるまでというのは少し先になりますね。でも、本当に今大変なのは、長引く不況、それから非正規雇用の増加、消費税増税の上に新型コロナの今の状況、ロシアのウクライナ侵略、その中で原油価格の高騰や物価の高騰、所得格差も社会問題になっております。現在、子どもたちが置かれている実態を再度把握して、困ったときに本音で相談ができる相談窓口が必要ではないかなあというふうに思っているんです。

相談窓口もありますし、事例が出たときには、本当に飯島町は一生懸命いろんな立場の人たちが寄り添って頑張ってくれていることはよく承知をしております。そこに困っているよと言ってSOSが出せる人はいいいです。けれど、なかなかそうでない人もいるんじゃないかなあというのが——先ほど言いましたように、所得は普通に、皆さんよりももしかしたらあるかもしれないというふうな方たちでも、生活実態はそうでもない

よってという人たちも現実にはいるわけです。

私はなかなか勇気が要ることではできませんけれども、今はカードを使って買物などもされます。でも実際には、カードはどこかにお金がないと借金になっていきます。ということで、見えないところで苦労があるのではないかなあという人たちが子育て世帯の皆さんの中にはいるのではないかというふうにいつもはらはらしながら、買物をしながら会計の場でそんな思いをすることもあるんですけれども、今は昔と違って、そういう面でも社会状況も変わって生活実態も変わってきていますので、子どもの貧困の実態っていうのはそんなに甘く見られるものではないんじゃないかなっていうふうなことを日々感じているのです。

それで、ぜひ次の計画を立てる材料に、早い時期にやっぱり実態調査をして、その分析を地道にしながら、よい計画を次期の計画にしながら、足りないところは今この時点でその実態を見ながら対応していくというようなことが私は必要ではないかなあというふうに感じるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。所見をお聞きしたいと思います。

教 育 長 今、三浦議員の御指摘のこともよく分かります。

先ほども答弁のところでお話をしましたが、私は、今の町のいわゆる相談のことであるとか、そこから得る情報っていうのはアンケート以上に細かな家庭の状況を把握しているなあっていうふうに感じています。

ですので、今後検討をしていくっていうことは、今、三浦議員がおっしゃるように考えていかなければいけませんけれども、じゃあ現状は貧困の家庭に対しての対策が不十分かっていうと、そういうことではないのかなっていうふうに感じております。

三浦議員 ただいま教育長のお答えをお聞きしまして、ぜひこうした今の子どもの貧困と言われている中でそうした子どもを生み出さない対応を、子どもにもですし、その家庭、その周りへの対応っていうこともしていただきたいなあと思いますので、きめ細かな対応をしていただきますように求めておきます。

では、2つ目の質問に移ります。

1－2。

4月28日付で文科省から学校給食費の負担軽減のため臨時交付金の活用を要請するとの文書が出されております。コロナ禍での原油価格・物価高騰等総合緊急対策を活用し、学校給食等の保護者負担の軽減に向けて取り組むよう求めるという内容です。

物価高騰で子どもに必要なカロリーや栄養が確保できないと給食費の値上げを打ち出す学校も全国的には出てきているということです。よそごとではないというふうに感じます。

国の制度を活用するよう文科省から要請されており、この機会に速やかに原油価格や物価高騰等の総合緊急対策を活用して対応すべきではないかというふうに考えますが、所見をお聞きいたします。

教 育 長 コロナ禍における生活支援について、議員の御指摘の文書等により新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱い用途について拡充が通知されたところであ

三浦議員

ります。

拡充された物価上昇に伴う給食費の補助を含め、町に交付される臨時交付金につきましては、限りのある財源の用途を慎重に検討するところです。

上伊那郡内の状況を確認したところ、既に補助を決定しているところと現在検討中のところとなっております。

当町におきましては、8年間給食費を改定しておらず、他市町村よりも安いものとなっております。このたびの約10%の値上げ改定で他市町村と同程度の水準の給食費となったところでございます。10%はコロナ以外の物価上昇も含まれておりますので、今後の物価の動きも見据えて、保護者負担を軽減できるよう前向きに検討していきたいと考えております。

検討をしていくということであります。

コロナ禍で、先ほども子どもの貧困を言いましたけれども、そういう中での給食費ということもあります。法律的には保護者の負担ということになっているかもしれませんが、義務教育の中の一環の給食ですので、本来なら無償であるべきかなあというふうにも私は考えておまして、全国的には学校給食を無償化しているところが増えてきています。そういう観点から考えましても、できるだけ安い給食費で値上げをせずにおいしい給食を、栄養価もあり、子どもたちが健全な生育ができるような、そんな給食を提供していただきたいというふうに思いますので、ぜひ早い時期に対応をしていただきたい。

検討——もう検討と言っておるよりも、実際には文科省のほうで値上げをしないようにして使ってくれという要請が来ているわけですから、引き上げるんでしたら、それを活用して抑えて、安心しておいしい給食を、栄養価のある給食を子どもたちに提供してほしいというふうに考えますので、ぜひ前向きにいい答えを出していただけますように要望をして、次の質問に移りたいと思います。

1—3の質問です。

5月6日の信濃毎日新聞の記事です。国立成育医療研究センターの行いました全国調査について、子どもの鬱症状が増加しているという記事がありました。新型コロナの影響により、小学校から中学3年生までの1割から2割に鬱症状が見られたとのこと。家庭内で抱え込む傾向も浮き彫りになったとして、正しく理解をしてSOSを出してほしいと呼びかけているという内容でした。

昨日の坂本紀子議員の質問に教育長がコロナ禍での中学生の様子について触れられておりました。私は教育長の答弁を聞きながら、まさに鬱症状ではないかというふうに感じたところです。

この日の記事では、マスクをしているので表情が分からず新しい友達と仲よくなっているのか分からない、行き場がないなど、18歳までの子どもの相談を受け付ける全国68団体の運営をサポートするNPO法人チャイルドライン支援センターによると、新型コロナ関連の相談は現在も一定数を占めているというふうに言われております。

なかなか表に出て鬱だというようにはならないかもしれませんが、昨日の教育長

教 育 長

のお話を聞きますと、まさにそれがそういうことではないかなというふうに感じたんですけども、実態、現状を把握しているかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

ありがとうございます。

三浦議員からお尋ねの鬱症状っていうのを私の中でどう定義していいのかなっていうことは大変難しいっていうふうに感じています。

昨年度、日本全体で10代の自殺者が——特に女子ですが——急増したという事実は把握しております。理由は、学校での友達関係や学習の問題、本人の健康上の問題、親子関係をはじめとする家族の問題、将来への不安などが上げられておりますが、コロナ禍で家にいる時間が長くなることによる子どもたちのいらいら感や生活の乱れも要因の1つであるのではないかと推測されます。

飯島町においても、なかなか授業に参加できない子どもたちや、悩みや不安を抱えた子どもたちがいることは事実であります。それを鬱症状と捉えるのか、また要因をコロナの影響によるものとするのかどうか等、その原因はそれぞれの子どもの個別の状況であり、鬱症状を含めた複雑な状況なんだろうと思っております。

飯島町では、SOSの出し方教育を中学1年生を対象にして3年前から実施したり、また昨年からは小学校5年生も対象とし、教育委員会や健康福祉課の保健師により取り組んでいるところです。

飯島小学校保健室前には相談窓口としてお悩み何でもボックスを置いており、その相談事は養護教諭を通して管理職、学級担任等の関係者に連絡され、複数の職員にて対応を検討しております。

また、七久保小学校では心の相談窓口を設置したり子どもたちとの相談週間を設けたり、飯島中学校では心と体の相談窓口が校内に掲げられ、いつでも相談できる体制をつくっているところでございます。

教育委員会では、年3回の児童生徒支援関係者会議を通して各学校の状況を共有し、その対応について学び合う機会を設けております。

また、進学時や卒業時の子どもたちについては、学校間の子どもの状況ややり取りだけでなく、教育委員会からも参加し、個々の子どもたちの状況について把握することに努めております。

さらに、既に御存じのとおり、中学を卒業した子どもたちへのサポート活動として、つなぐ会の活動に健康福祉課や社会福祉協議会と連携し、共に取り組んでいるところでございます。

また、子どもたちや先生方へのサポート体制の強化に努めるために指導主事、家庭相談員、保健師がチーム体制を取り、日常的な情報のやり取りを心がけ、学校内での支援会議等に出席する等、積極的に関わりながら子どもたちの心のケアに努めているところでございます。

三浦議員

本当に私も飯島町は一生懸命取り組んでいるというふうには認識をしております。先ほど様々な対策を立てて取り組んでおられることを言っていましたけれども、

教 育 長

相談の件数とか、そんなのは変化が以前よりもあるのでしょうか。どんなふうを受け止めているのかお聞きしたいと思います。

具体的な数は、本当に毎日のように情報は入ってきますので、数っていうところでは何とも言えないところです。

増えてきているかどうかということについても、一概に増えているっていう……。印象としては、やっぱりいろいろ複雑な状況っていうか、そういったものは多くなっているなって感じますけれども、数として増えているかどうかというのは、すみません、ちょっとここでは把握できておりません。

三浦議員

様子をお伺いしました。

いろんな相談が今までもあったと思いますけれども、内容が複雑化してきているっていうふうに感じられるということは、本当に社会的にも家庭的にも、なかなか今の社会の中では難しい問題が起きているんだなっていうふうに受け止めます。そういう中に子どもたちが置かれているわけですので、子どもたちの心の中もととても複雑で、自分の気持ちのやり場がないという子どもさんたちが増えているのかなっていうふうに今感じました。

やっぱり、今のこういう社会ですから、親は懐具合、金銭的に厳しくなってくるといらいらもしますし、そうしたことがいろんなところで、家庭の中では子どもにもぶつけられます、子どもの責任ではありませんけれども。

先ほども言われましたけど、今は外で遊んだりとか、友達と憂さ晴らしにいろんなことを話したりとかいう機会も少なくなっています。マスクをしていて表情もよく見えませんし、そういう中で我慢をしていると、やっぱりいろんなところで爆発をしたり、心を自分の中へ中へと、鬱症状になってしまったりするのではないかなあということで、それがやっぱり全国的に1割から2割ということで——鬱症状ですね、飯島町だって特別ではないんじゃないかなっていう印象は受けています。

ですので、先ほどのいろんな対応をしていただいているっていうことは分かりますし、だからといって鬱症状ではないだろうって、みんなが鬱症状ではないと、それは当然だと思いますけれども、そういう視点からも見ていただいて、早期に対応をすれば改善されるかもしれませんけれども、追い込まれて追い込まれていけば本当に命にもつながるような問題も起きてきますので、ぜひそういう目線でも対応していただきたいなあというふうに思います。

いろんな立場の方が関わって相談を受けているということですがけれども、やっぱり子どもの問題は、家庭の問題であったり、また違った、今もありますけどいじめの問題とか、様々な問題がありますので、やっぱりきめ細かに丁寧な対応をしていただいて、健やかに子どもたちが育っていくような対応をしていただきたいなあと思います。

これは本当に子どもたちの未来がかかったというか、また大事にしてそういう対応をしてもらったということは子どもたちの心の中にも残りながら優しい人を気遣える子どもが育っていくということにもなると思いますし、とても大事なことだと思いますので、ぜひいろんな立場で丁寧な対応をしていただきたいなあ。

だからといって、簡単にお金がないからお金はいどうぞというわけにはいきませんが、様々な支援の仕方があると思いますので、そんな関係機関にもつないでいただいて、安心して子育てができて、親御さんも心の不安がないような、落ち着いて子育てができるような、そういう環境づくりにぜひ力を出して対応していただきたいなと思います。

先ほどの貧困対策の計画ではありませんけれども、イコールだと思います。施策として何が大事かというような具体的な施策で対応できるなら、そういう施策も検討していただいて対応を求めていると思います。この点についてお考えがあればお聞きをしたいと思います。

教 育 長

その辺は三浦議員のおっしゃるとおりかなあというふうに思っています。

先ほど、ちょっと私、1点言い忘れたというかなんですが、子どもの問題は大人の問題だなあっていうことを感じているところです。ですので、今後もちろん子どもに対して今までやってきた支援、相談支援等をやっていく必要はあると思いますけれども、やっぱり家庭に対する、親の方たちの不安感っていうか、そういったものに対する相談であるとか支援をしていかないと子どもたちに対する支援っていうのは何か成立してこないなっていうことは感じていますので、今後も精いっぱいやらせていただきたいと思っています。

三浦議員

ぜひ、親御さんたちが遠慮をせずにつていうか、ちょっと行きにくいなとか相談しにくいなっていうことを抱えながらそういう状況が出てくるので、やっぱりそういうことも含めて相談しやすい、言いたくないとも言わにゃならんけど言えると、あそこへ行ったら言えるというような環境づくりをしていただいて相談に乗っていただけたらいいかなあというふうに思いますので、ぜひそこの辺の研究もしていただいて対応をお願いしたいと思います。

それでは、大きな2つ目の質問に移ります。

「障がい者・母子父子世帯の福祉医療費の窓口無料化について」ということで質問をいたします。

子どもの医療費の窓口完全無料化は大変喜ばれております。上伊那の自治体のほとんどで近いうちに子どもの医療費の窓口完全無料化が実現する見通しになっていると聞いております。窓口で一旦支払う償還払いから、窓口での支払いがないことが本当に喜ばれているんだなあというふうに思いますし、飯島町がうらやましいと言われまして、あちこちの議員さんから聞かれました。頑張った結果ほとんどの市町村で実現するという事になったと思いますので、本当に飯島町の取組に私は感謝をしております。

それで、福祉医療費のそうした観点から考えたときに、社会的なハンデを抱えている障害者の皆さんや母子・父子世帯の経済的な負担軽減の支援策として窓口の無料化というのは有効な方法であるというふうに感じています。

県内では障害者の福祉医療費窓口無料化を栄村が実施していると聞いております。ほかの市町村は、やはり償還払いというふうにお聞きをしているわけです。

ぜひ、子どもの医療費同様に障害者の皆さん、母子・父子世帯の皆さんの医療費の窓

健康福祉課長

口の無料化を求めているというふうに思いますが、それについての所見をお聞きます。

福祉医療費についての質問にお答えいたします。

今御質問のありました福祉医療費の事業につきましては、福祉の増進を図るため、子どもや障害者、独り親家庭等に対して保険診療の一部負担金に相当する額についての給付を行っている事業でございます。

これまで、長野県の福祉医療に係る制度改正に合わせて町の事業についても制度の見直しを行ってまいりました。

現在、町では、議員のほうの質問にもありましたとおり、18歳の年度末までの方については、県内の医療機関等を受診した際、窓口で被保険者証とともに福祉医療受給者証を提示することにより、医療費を負担することなく受診等ができるようになっております。

18歳までの方以外の障害者及び独り親の医療費につきましては、保険診療分を窓口で支払った後、自己負担分として医療機関からのレセプト1枚につき500円を控除した額を償還払いさせていただいているところでございます。

特に障害者の福祉医療につきましては、障害の区分により支給対象が外来受診のみ、また所得の制限により給付対象とならない方もおられます。こちらのほうの要件は、ほぼ長野県の補助対象区分を準用している状況となっております。

また、医療費の自己負担額が高額になったときは自己負担限度額を超えた分がそれぞれ加入している医療保険より高額療養費として支給されますので、そういったところの調整も行っているところでございます。

福祉医療費の給付事業につきましては、県や医療機関等との調整も必要でございます。また現物給付を行うことにより対応が煩雑となることもございますので、今後、御質問の件につきましては必要により検討してまいりたいというふうに考えております。

三浦議員

今、課長のほうからお答えがありましたけれども、障害のある方、様々な障害、しかし福祉医療費の対象となる方は障害の重いというかの方たちが対象となっております。ということは、本当に医療にかかる費用も多額になる、頻繁にかからなければならない、負担が重いというふうに感じます。じゃあ収入が十分かという、そういう事情を抱えた皆さんはなかなか経済的にも厳しい方たちも多いというのが実態だと思います。

全国では、これは平成29年の調査ですけれども、32都道府県が障害者の福祉医療費の窓口を無料化としております。無料化していない県のほうが少ないというのが実態であります。

栄村は村の皆さんのために村費を使って村単独で窓口無料ということで対応していると思いますが、それはなかなか県がそうならないから、まずは自分のところからということだというふうに私は受け止めております。

飯島町もと言いたいですが、検討をぜひしてください。

要は、私は県に対してぜひそういう要望をしていただきたいと。子どもの医療費のときも、無料化のときもそうでしたね。本当に私が議員になるよりもっと前から運動を

しておりました。二十数年たってようやく県も動いて、町はすばらしい、完全無料化になりましたが、そういう声を上げてこそその現実というか、実施が勝ち取れたということもあります。

ですので、本当に障害者の団体の皆さんはそういう要望もしておりますし、そこに関わる医療団体でもぜひそうしてほしいというような要望も要請もしていたりしております、長野県の話ですけどね。

そういうわけで、全国では障害者の医療費の窓口の無料化というのが32都道府県ですから、圧倒的に多いですね。やろうと思えばできるし、医師会やなんかの理解も、当然、全国でそれだけやっているんですから、どれだけ一生懸命お願いをするか、要請をするかでそれは変わってくるというふうに私は思います。

ですので、ぜひ飯島町として、飯島町にお住いの障害のある方、それから所得の少なく大変な母子や父子の世帯の皆さんの医療費、窓口で現金で払って償還払い、すぐには返ってきませんね。ですから、当面は医療費を払ったらそこで苦しい生活をしばらくはしなきゃいけない、収入があるまではそうしなきゃいけないと。でも、医療にかからないわけにはいかないという実態がありますので、ぜひそのところを考慮していただいて、県には要請をしていただく、町ではそういう対応ができるかどうかぜひ研究、検討をしていただきたいというふうに私は要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長

議員の質問にございましたとおり、町だけではやはり難しい部分が多々課題等々のある制度でございます。また状況を見ながら、やはりよりよい対応のほうを研究してまいりたいというふうに考えております。

町 長

18歳未満の窓口無償化につきましても時間がかかりましたけれども、大勢の意見が出た中でだんだん変わってきているということでございます。この問題でも、やはり地域でいろいろ声を上げることが大事なというふうに思っております。折のたびにそういった意見も具申してまいりたいと思っております。

三浦議員

ただいま課長と町長から答弁をいただきました。

ぜひ力を合わせて、飯島町だけでなく、ぜひ上伊那の市町村、市長会でも声をそろえて一緒になって県を動かしていただきたいなあというふうに思います。

ぜひ安心して医療にかかれるような、障害をお持ちの皆さんや経済的にも厳しい母子、父子の世帯の皆さんへの経済的な支援、本当に大事な支援だと私は思っております。対応を要望して、一般質問を終わりにしたいと思えます。

〔三浦議員復席〕

議 長

1 番 浜田稔議員。

〔浜田議員質問席へ移動〕

1 番

浜田議員

では、通告順に質問を行います。

質問1「町民の所得と格差は改善に向かっているか」という内容であります。日本語として成り立っているのかという、書いた自分も若干疑問があるんですけども、質問の趣旨を簡単に申し上げておきます。

議会も、やはり時々の課題に目を奪われることが多い、あるいは年度ごとの予算、決算ということで、時とすれば長期的な変化に対して十分に見ていない場合もあるんじゃないかというふうに考えています。そのために、時には定点観測が必要なんではないかというのが今回の1の質問の趣旨であります。

町長就任2015年11月30日、その当時は飯島町が消滅可能性都市にノミネートされるという大変な時期の直後だったわけでありましてけれども、町長としては民間と行政の風で未来を切り開くという爽やかな挨拶をされてスタートされました。

2期目は、いきなりコロナ禍にあったということなんですけれども、その間の流れを拾ってみますと、もちろん前町長の時代からのものもありますけれども、ざっと拾ってみると、例えば柏木、陣馬の工場団地への企業誘致が成り立っているとか、あるいは町なかの生鮮食料品店、一時は閉店が危ぶまれていましたけれども、この営業継続が行われるようになったとか、それから上ノ原、柏木の歩道の設置とか、総務産業委員会系から言えばそんな話、それから社会文教委員会系から言えば、B&Gプールのリニューアルだとか子育て支援センター、それから石楠花苑の駐車場の拡張と2つのクリニックの誘致、町民体育館、給食センターなど、少し期間を振り返ってみると、様々な意味で産業振興や町民生活の環境整備が進んできたということに改めて気づくわけでありまして。

そんな中で、町全体としての環境整備は進んでいるんですけれども、それと一対一の対応ではないと思いますけれども、じゃあその中で我々町に暮らす町民の生活は実際にどんなふうに変化してきたんだろうということを改めて見直したいというのが今回の1の質問の趣旨であります。

最初は数字を問いませんので、この間、担われてきた町長の率直な御感想があれば、最初にそこをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔下平町長登壇〕

町長

お答えします。

最初は率直な御感想って言われましたけれども、1—1で一応用意してありますので、この部分で申し上げて、また追加でお話ししたいと思います。

まず町民の生活ですけれども、国内外の状況をやっぱり受けているというふうに思っています。

国内の状況は、バブル崩壊後約30年間余りに及ぶ長引く景気低迷が影響しております。GDPの数値はあまり変わっておりません。全然変わっていません。約400兆円ちょっとといったところでしょうか、450兆円ぐらいですかね。働く方の実質賃金についても、ここ二、三十年変わっておりません。増えておりません。中国は10倍、韓国は3倍、アメリカは2倍、約2000年——1995年ぐらい以降、そのぐらい他国は伸びております。しかし、日本は、先ほど言ったとおり全然変わっていないということです。

また、コロナの世界的な蔓延による自粛生活になって、またウクライナ情勢による物価の高騰も最近があります。経済生活には少なからずの影響が出始めたというふうに思っています。所得が増えていなくて、コロナによってコストアップ型で物価が上がっていると、こういうことで可処分所得も減ってきているだろうというふうに思っていま

す。

町については、データを基に税収面で申し上げますと、町税全体では令和2年度で約12億円と、5年前に比べて約5,000万円増えております。税収においてはまずまずの状況だと思っておりますけれども、その一方で、人口は5年前に比べて454人減、世帯数は163世帯増といった状況です。これは核家族化、また世帯分離の状況が進んでいると思われます。また、高齢化率の上昇も見られております。その他、非課税世帯の戸数につきましても5年前に比べて12件増えております。そのことから考えますと、世帯の状況によっては厳しい影響を受けていると、総体的に申し上げさせていただきます。

〔下平町長降壇〕

浜田議員

実は後のほうで準備していた私のデータとかなり重なるところがあつて、おっしゃっていることも大体そのとおりだなというふうにお聞きしました。

実は、この質問を提出したときに住民税務課から、今のお話に係るかなといいますか、1―2に要求したデータをいただきました。1―2というのは、2010年、2015年、2020年の世帯別の可処分所得はどうなっているんだと、このデータがありますかということを出していただきました。ちょっと御覧になりにくいかもしれませんが、お手元の資料の1ページ目です。

まず最初に所管課でこれに対する追加の説明があればお伺いしたいと思いますけれども、ございますでしょうか。

住民税務課長

それでは、こちらの手持ちのデータで御説明をさせていただきたいと思います。

先ほども少し町長のほうで触れさせていただきましたけれども、まず人口ですけれども令和2年度末で9,326人、5年前に比べて454人の減少、世帯数については160世帯の増、いわゆる生産人口、15歳～64歳については4,670人、528人の減、65歳以上は3,379人、112人の増といった状況になっております。

3か年での所得の分布表でございますけれども、いわゆる人数の変動状況はあまりございませんけれども、総数で言いますと3,724人、5年前に比べて38人の減でございました。

内訳を御覧いただきたいんですけども、300万～500万円の方が1,139人、続いて200万～300万円の方が865人、その次の500万～700万円の方が573人と、ここまでの約7割の方が占めておいででございます。

その一方で、100万円未満の所得の方が230人、また2020年までの5年間で非課税世帯が12件増加しているなど、増加傾向となっているという状況でございます。

浜田議員

今お手元のデータに対する質問なんですけれども、これは世帯別の所得じゃなくて個人のデータということよろしいでしょうか。

住民税務課長

そのとおりでございます。

浜田議員

実は、このデータを要求したのは、5年前の調査がかなり町内の経済状態の分布を示しているかなというふうに思ったのが理由でした。それを改めて見直してみると、実はそうじゃないということが分かったんですね。

ちょっとそのあたりを説明しておかないと次に進まないなので、簡単に説明させていた

だきたいと思いますが、今の1ページ目の資料の右下のほうに別のグラフがございます。これは飯島町ではなくて、全国の世帯別の所得をかなり細かく100万円単位で切って並べたものです。

どう見るかという、上に「最」「中」「平」というふうに書いてありますが、これは小さくて入らなかったんですけども、「平」と書いてあるのは平均値です。平均の所得です。平均の所得っていうのは、実はあまり参考になんなくて、例えば年間所得10億円の方が1人でもいれば100人分変化してしまうんで、これはあまり参考にならない。

「中」と書いてあるのが、何だっけな、メディアンですね、中央値。どういうことかという、例えば1万世帯があったとしたら、上からも5,000世帯、下からも5,000世帯、その値ですね。これはさっきの高額所得者の影響は比較的受けないということで、たしか中央値の半分が貧困世帯の定義になっていたかな。

それから、一番左の「最」と書いてあるのが最頻値、一番頻度の高い数値になります。

これは5年単位の変化を示しているんですけども、実はこの変化はそれほど激しくないっていうことが今回改めて分かったんです。ざっくり言ってしまうと、まず全国的に見ると年収200万円～300万円の世帯が一番多いということになります。中間値、ちょうど真ん中にいるところ、400万円～500万円というのが中間の世帯だということです。これだけでは実は本当の姿は見えないのかなということを今回改めて感じました。

1ページおめくりいただいて、何で私がそんな勘違いをしたかということを申し上げなければいけないんですが、実は5年前の一般質問のときに同じような数字をいただいたんですね。それが2ページ目の階層別所得というところに書いてありますが、これは2005年と2015年の比較でした。

これを見ると、301万円～500万円の家庭が40.4%だったものが、一般質問を行った時期には減ってしまったと、その分201万円～300万円の世帯が増えたと、つまり世帯所得がかなり低いほうにずれたというのが1つありました。それから100万円未満の世帯が増えたということで、このときは、なるほど、この分布表っていうのは役に立つんだなというふうに思ったんですが、実は、結果から見ると、その後の2015年と2020年を比べてみると実はそんなに大きく変化していないんです。

じゃあ一体この間の出来事はなんだったかという、単純な話で、2005年っていうのはリーマン・ショックの前だったんですね。ですので、このときの影響を非常に色濃く残していたデータだったもんですから、これを見れば大きなところが分かるのかなというふうに私は勘違いしたということだったんです。

ただし、そうではないところにもっと別の姿が表れているというふうに思っています。それが2ページ目の下のほうの赤丸で囲ったところですね。これは飯島町の生活保護世帯の人数もしくは世帯を書いています。これは、行政報告書では数字の書き方が途中で変わっているみたいで、最初は人数だけでした。最近は世帯数だけになっているように思っていますけれども、かなり増加して今日に至っているという姿が見て取れると思います。

それから、一番下は児童生徒の状況、児童生徒数は当然減っているわけですけども、

その中で、いわゆる要保護、準要保護の生徒数がリーマン・ショックの前は17人ほどでしたけれども、最近は約1割ということで、今、大体小中学校を平均すると1クラス25人ぐらいですかね、ですので2～3人の生徒、児童がこの数字に該当するという一方で、ある意味、全国平均より多いのかもしれない。

ということで、これは町単独でどうにかできるわけでもないし、先ほど町長のお話にあったように、大きな世界的な景気の波と日本国内の失われた30年の影響がそのままもろに出ている数字かなあというふうに見ました。

実は5年前の下平町長の答弁は今回の御答弁とかなり一致していて、そのときは失われた20年の影響だというふうにおっしゃっていたんですね。全くそのとおりかなあというふうに思っています。

じゃあ我々は一体何を見ればいいのかということで、3ページ目を御覧いただきたいと思うんですけれども、所得分布だけではよく分からないっていうことでいろいろ眺めていましたら、先ほどの所得分布を表示している厚生労働省——これは定点観測を毎年やっています。時々大規模な調査をやっています。その下のほうに3ページ目のようなグラフが出ていました。

貧困率の年次推移ということで、一番上は大人が1人の世帯、これだけは右の軸になります。ですので、貧困率は50%、要するに半数の世帯が貧困状態に陥っている。

それから、下のほうは全体の相対的な貧困率、日本は15%を超えています。日本は、OECDじゃなくてG7で下から2番目なんですね。

ということで、先ほど町長がお話になった、まさにそのとおり、失われた30年の中で日本は国力が減っていくだけではなくて、貧困化率でもG7の中でセカンドワーストに落ち込んでしまったということです。

これは御参考ですけれども、ワーストはどこだと思いますか。G7っていうとイギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、アメリカ、日本だと思うんですけど、あとEUが追加で入っていますけど、ワーストはアメリカですね。それが自慢になるかどうかっていうのは別の問題ですけど。

それと、もう一つ、右下のほうのグラフ、これは私も見なきゃいけないなあというふうにつくづく思ったんですが、先ほどは所得だけの話をしましたけれども、貯蓄も見なければ実は公平ではないということなんですよ。

これは年代別の貯蓄額ですね。左から若い世代から高齢者までということになっています。高齢者になると1,200万円ほどになるんですか。今は1人2,000万円ないと暮らせないんじゃないかな。そうすると、ほとんど暮らせていないということになります。

それから、逆に若い世代は、下側の斜線、借入金額、これのほうのはるかに大きくなっています。これは普通に考えると住宅ローンですとか入学金ですとか、いろんな要素があると思いますけれども、30代から50代にかけては大きな借金を抱えながら暮らしているということです。

下に説明文があります。38%、要するに4割の世帯で貯蓄が減っているというふうに考えています。貯蓄が減った理由は何かということ、生活費への支出、つまり生活費に貯

蓄を取り崩していかないと暮らせていけないっていう世帯が4割あるということですね。59歳以下では入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出が約3割となっているということでもあります。

つまり、現実には、町だけではどうにもならないかもしれませんが、そういう実態があるということです。

これをお示ししたのは、実は私の質問のやり方がまずくて、所得分布だけを見ていればいいというふうに所管課にお願いしたもんですから、町の状態が分からなかったんですね。厚生労働省の調査の仕方を見ていたら、こういったことをもう少し町としても把握してほしいなあということで、1―2の要望としては、私の準備状況も悪かったので、要望として、もう少し町内のこういった状況についてのデータを整理していただけないかということを求めるものですが、いかがでしょうか。

副町長

貧困世帯っていうか、子どもの貧困っていうようなところとも関連してくるのかなというふうに思いますけれども、私どもで分かるのは、税収関係のやつ、あとは学校の要保護、準要保護ですか、そういうところから追ってくるしかないのかなあというふうに思っておりまして、こういうのをデータ的に取るっていうことはちょっと……。そっちのほうの実態は、調べようと思うか、それか子どもの要保護、準要保護については毎月とか委員会をやっておりますので、それは分かると思うんですが、あとは税のデータを参考にさせていただくということぐらいしか今のところ私の頭には浮かんでこないんですが……。

先ほど町長と住民税務課長が申しましたようなデータを取るのは、今のところは精いっぱいかなあというふうに私は考えておるんですが。

浜田議員

職員の方が有給休暇も取れない中でデータを集めて数字遊びをやっている場合ではないというふうに私は思いますので強くは求めませんが、ただ数字だけを見れば分かるっていうもんでももちろんないと思います。ただ、基本的なところはやはり適切に押さえていただければというふうに思います。

次に4ページ目に移ります。

これはさっき町長がおっしゃったことの復習です。

日本で最大の読者を持っている日経ビジネスがこここのところこういう特集をやっています。左側に表紙のタイトルを書いていますけれども、「あなたにも迫る老後格差」とか「漂流する賃上げ」とか「貧しいニッポン」とかいうのがあって、町長のおっしゃっており、賃金のグラフは横ばいのままですね。

それから、貿易黒字は縮小しています。要するに、もう海外生産になってしまって物の輸出がなくなってしまったということが完全に表れていると。

それから、一番右は、今問題になっていますように円安ですね。円安で物が売れる時期ではなくなってしまったということがもうグラフにそのまま出てしまっていて、円安だからといって日本に投資するような動きは世界中にはないっていうことがここには表れているんだろうなというふうに思っています。

ということで、もともと1の質問はあまり準備のよくない質問だったので、逆に単な

る参考データの提示と、あとは可能な限り町内のこういったところの動きをつかんでいただきたい。といいますのは、やはりSDGs、誰一人取り残さないという意味では、平均値だけではなくて本当はどういうところに問題があるのかということをつかんでいただきたいという意味で、時には定点観測をしてほしいなという希望を述べて、2番目の質問に移ります。

2番目の質問は全く別の質問なんですけれども、そうはいつでも飯島町の財政負担を少しでも軽くしたいなという趣旨の質問であります。

「上伊那広域連合の町負担金の減額を求める」という過激な質問なんですけれども、何を言っているかということ、1つはごみ処理の負担金が不平等ではないかとかねがね思っています。

中川村は、たしか全国でもトップレベルのごみの少なさなんですね。飯島町もそれに負けないくらいごみの量は少なかったと記憶しています。にもかかわらず、広域連合の条例でもってかなり、何でしたっけね、均等割が16%、人口割が84%ということで——これは一般事務費ですね。それから、利用率については人口割が3分の1で利用割が3分の2ってということなんです、実際に私も自治会の環境衛生自治会長を3年ぐらい前にやっていたまして、いつもごみ処理場の清掃をやっていたんですが、少なくとも本郷では生ごみはほとんど出てこないんですよ。

焼却炉の負担で一番大きいのは生ごみなんですね。たしか焼却炉の建設のときの調査では、生ごみの比率は4割でした。

生ごみっていうのは、ほとんど90%以上が水です。水を蒸発させるというのは、実は大変なエネルギーなんですね。水を100度まで上げるエネルギーと100度まで上がった水を水蒸気にするのでは、5倍以上のエネルギーがかかるんです。気化熱といいますけれども、1cc当たり539カロリーということになっています。ですので、水が多いということは、実はとんでもない焼却炉の負担になります。

そのために、実は飯田を中心とする、何でしたっけ、南信州広域連合では数年前にガス化熔融炉をやめてしまったんですが、その大きな理由は燃費だったんですね。水やなにかを飛ばすために、どうしても重油やなんかをつぎ込まなければいけないっていうぐらい負担の大きなごみです。

まず、飯島町自身は、多分、毎年ごみに成分調査をかつてはなさっていましたが、今はなさっているかどうか分かんないんですけれども。もしデータをお持ちでしたら、その数字をお伺いしたいと思いますし、その数字を基にすれば違うごみ処理費の負担になるんじゃないかというふうに思いますけれども、このあたりの見解があればお伺いしたいと思います。

企画政策課長

それでは、私のほうから上伊那広域連合の負担金の全体像というか概要といいますかをちょっと御説明させていただきますので、お願いします。

上伊那広域連合負担金につきましては、上伊那広域連合規約の第17条に基づき算定されているところでございます。

広域連合の負担金の算定方法について少し触れますけれども、先ほど議員のほうから

もありましたが、負担金の算定につきましては、基本的には人口に基づく割合が用いられております。ただ、経費によりましてその算定方法が違っております。

総務費でございますけれども、こちらは人口に基づく算定のみとなっております、均等割が16%、人口割が84%、先ほど議員がおっしゃったとおりです。

御指摘のありましたごみ処理費のところですが、衛生費のうちごみ処理施設管理運営費っていうのに該当してきますけれども、こちらは人口に基づく割合とごみの利用実績による割合を用いて算定しております。施設管理運営費に係る経費の3分の2についてはごみの利用割、3分の1については人口割としているところでございます。これも先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。

ごみの利用実績につきましては前年の1月～9月の実績を算定根拠としておりまして、当町のごみの利用実績を申しますと、全体のおよそ4%、人口割はおよそ5%っていうふうになっております。ごみのほうは、そういうことです。

情報センターの費用につきましては人口割に個別の負担経費を加えて算定しておりまして、人口割は均等割が5%、人口割が95%となっております。総務費において用いられております比率と比べますと人口割の割合が高くなっておりまして、人口の多いところが多く負担するような形になっております。

個別負担経費は、下水道受益者負担金システムや地図システム、公会計システムなど、各自治体の運用に応じて実績で経費負担するものとなっております。

ちょっと話がそれるかもしれませんが、長野県住民と自治研究所っていうところが「長野県内の広域連合における市町村負担金調べ」というものを発表しておりまして、人口比率と負担額の関係について研究をしておりまして発表をしております。その結果を見ますと、全体的な傾向は中心的な自治体や人口規模の大きな自治体は負担が少ないっていう傾向は出ております。

上伊那広域連合も傾向としては同じなんですけれども、負担額の差を見てみますと、ほかの広域連合に比べまして上伊那広域連合は負担額の差が小さい、だから大きいところと小さいところの差が小さいというふうになっております。

こういった見方もありますけれども、現状、当町が多分に負担を強いられているといった状況ではないのかなあというふうに見ておりますが、現状よりもより適正な査定方法があればいいと思いますし、そういった方法があるのではないかなあという視点を持つのは必要だろうというふうに思っております。

浜田議員

随分伊那市に優しい答弁だったというふうに感じますけど。

やはり厳しく要求していった修正すべきは修正すべきではないかと思います。

まず、ごみの比率、ごみの水分比率、これは1つの争点になるんじゃないかというふうに思っていますけれども、その比較をなさったことがあるかどうかをお尋ねします。

住民税務課長

成分分析につきましては、毎年、広域連合に御報告をさせていただいておりまして、やはり可燃物に含まれる水分量っていうのは先ほど議員さんの言われたような内容かと思います。

実際に今の可燃ごみの状況、令和2年度と令和3年度でちょっと比較を申し上げます

と、全体の総量になりますけれども、やはりちょっと令和2年度に比べて若干増えておる状況であります。総体的なものなので、可燃ごみの中に含まれる水分量が増えているかどうかという分析はちょっと定かではありませんけれども、ごみの出し方が変わっておりますので、やはりそういった部分の影響が少なからずあるのかなあとと思います。

浜田議員

今回の一般質問で細かい要求はしていませんでしたけれども、また改めてごみの成分等については補正が必要だというふうに私は確信していますので、改めてデータを基にしたの討論をいずれかの機会に行いたいと思います。

それから2つ目、情報センターの費用ですね。これは実際のコンピューターの負荷に応じて計算——利用実績とは一体何なのかということなんですけれども、飯島町の利用実績っていうふうに言われるものは、例えばCPUの負荷やなにかに基づくのか何なのか、要するに具体的なデータに基づいて分配されているのかどうなのか、これについてお尋ねしたいと思います。

企画政策課長

情報センターの負担金につきましては、先ほども申し上げましたけれども、今は利用実績ということではなくて個別算定経費っていうことになっておりますが、これはシステムの利用、先ほどここで申し上げましたが、下水道受益者負担金システムや地図システム、公会計システムなどは市町村によって使ったり使っていないところがございます。使っているところはその分を経費負担するということで、それは算定の経費の中に入っておりますが、今おっしゃられたCPUの負荷だとか、そういったところの利用実績については算定の中に入っておりませんので、お願いしたいと思います。

浜田議員

よく分からないですね。

要するに使っているか使っていないかという量はどういうふうに把握しているんですか。それは全然把握していないっていう意味なんですか。つまり……。

じゃあ、もうちょっと具体的に申し上げますけれども、コンピューターの負荷っていうのは多分人口比例じゃないですよ。

特に、一番初歩的には、プログラミングをやると並べ替えていうのをやるんですけれども、例えばワクチンを接種しますと、全部の人口の名前があって年齢があって自治会があってというのを、何歳以上、どの地域というふうに並べ替えるとします。そうすると、今、飯島町が仮に1万人だとして、伊那市が7万人だとして、伊那市の何歳っていう並べ替えが7倍の時間で済むかという、そんなことはないんですね。最悪の計算方法をやってしまうと、 n の二乗っていうて49倍ということになるんです、七七、四十九。それよりも早い計算方法はあるんですけれども、少なくとも1対7ではないはずで、どんな計算方法を用いても。

つまり、人口が大きいところと人口が小さいところでコンピューターに対する負荷というのは、実は直線的じゃないというふうに私は思っているんです。

かなり情報の負担金が多いですよ、予算を見ると。分かりにくい世界なものですから、それを何かのルールで決めてしまっているのかもしれませんが、やはり我々のようなお金のない町村はそのあたりも厳しく求めていかなきゃいけないというふうに思うんですけれども、そういう実績のデータというのは要求できないものでしょうか、

	お尋ねします。
企画政策課長	ちょっと今までにそういった視点で話をかけたこともございませんので、そこら辺は調べさせていただきたいと思いますけれども、今の算定の方法でいきますと情報センターの費用は先ほど申し上げましたとおり人口の多いほうが負担を多くするような形の負担経費割合になっておりますので、ある程度そういったところも見ているんだろうなと思って認識しております。 ただ、今おっしゃられたようにデータ量が増えるとnの何乗という話になるかは分かりませんけれども、そういうところも含めて、そこまで見ているかっていうと疑問ですが、そこら辺も含めてちょっと研究をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、お願いします。
浜田議員	今日は比較的不意打ち的な質問ですのでそれ以上は突っ込みませんが、ただ、コンピューターの世界っていうのは本当に分かりにくくてブラックボックスみたいになっているものですから、どこかが厳しくチェックしないといけないように思うので、ぜひ頭に留めておいて、また別の機会にそのあたりを議論させていただきたいと思います。その間、できるだけ情報も集めて、有給休暇はしっかり取りながら情報を集めていただきたいと思います。 それでは3番目の質問に移ります。 「新型コロナウイルスへの町の対応は進んだか」ということです。 3番の1、これは、総務産業委員会で所管課に聞き取り調査をした内容はやっぱり一般質問でやるべきだという声もあったんで、ここでやりますけれども、実は感染者に対する情報がほとんど町には届いていなかったというのが我々の聞き取りでの結果なんです、本当にそれでいいのでしょうかという基本的な町の考え方をお尋ねしたいと思います。
総務課長	感染者の情報ということですが、これは前々からお答えをしておりますけれども、どこのどなたがなったとか、そういう情報は一切町のほうにはないという状況でございます。そういった感染者の皆さんへの対応は保健所の対応で保健所が対応していますので、その部分は保健所がやっているというふうに認識をしております。
浜田議員	保健所が対応していますのでというふうにおっしゃいましたけれども、その確認もなさっていないんじゃないでしょうか。 つまり、何を心配しているかっていうと、家族全体が感染された場合には、買物支援ですとか、あるいは子どもたちの特別な取扱いですとか、様々な支援が要るんじゃないかというふうに思います。それを全て保健所がやっているということを裏づけも取らずに信じているというのは、これは、きちんとした事実を集めて確認して信じるというのと、ただ盲目的に終局的に帰依しちゃうっていうのとは違うような気がするんですけれども、どちらなんですか。確実に保健所はやっているという裏づけがあっておっしゃっているのかどうかをお尋ねします。
総務課長	全部のことについて確認っていうのは到底、どなたがなっているかもわかりませんし、それは無理だと思っておりますが、たまたまうちの役場職員でもありましたけれども、

確認をしたところ、保健所のほうから、買物支援っていうか、希望があるかどうかということは向こうから確認をしてくれたということはお聞きをしております。たまたまその人は利用しなかったけれども、そういった対応も聞いてくれたというふうには聞いております。

浜田議員

ちまたでは実際に情報が来ないことでいろんな問題を生んでいるというふう私は思っているんですね。

例えば介護や医療の関係者が本来は出勤の日なのにうちに車がいったというだけで何かあったんじゃないとか、あるいは、これは委員会のほうでも問題になりましたけれども、例えば災害があったときに避難所に避難してきた方が感染者なのか、そうではないのか、これは情報が伝わらないと分かんないわけですけども、たしか総務課長の答弁では、そのときになれば保健所から町に情報が来るんだということだったわけです。けれども、災害の大混乱の中でそういったことが手際よくできるとは私には到底思えないので、そうではなくて、やはり個人情報ですからそれなりの慎重な扱いが必要だとしても、1つは、町のしかるべき組織には県から情報を直接伝えて、それを受け止めて管理すべきだというふうに1つは思います。

それから、2つ目は、実は県のホームページが1月20日前後から突然レベルが落ちてしまって、管理する能力がないという理由で感染経路に対する情報が一切なくなってしまったんですね。それ以前は、たどればそれなりに分かったんです。第何千例目というのがあって、それを順番にたどっていくと、例えば佐久地方から松本に移ってきて、それから上伊那に入ってきたというのは大体追っかけられて、私も暇なものですから数百件追跡したことがあるんですけども、それで感染の傾向やなにかについてはある程度分かったんですけども、それもなくなってしまったと。ましてや重症か軽症かということも実は分かっていないと。

飯島町のいいちゃんメールでも数字は出ますけれども、その方が重症なのか軽症なのかということも全然分からない。ただひたすら住民に安全管理を求めると言われても我々はどうすればいいんだという話になってしまうんですね。

ですので、そういったことも含めて、もっと正確な情報を県にも求めるべきだし、それから町としても情報をきちんと持つべきだと思いますけれども、これに対する町の考え方をもう一度お尋ねします。

町長

今回のコロナウイルスの情報につきましては、当初のデルタ株の時点、また蔓延速度が、感染速度が速くなった——60倍と言われてはいますけれども、そのオミクロンの時点、その時点でいろいろ対応が違ってきているんだろうなあとというふうに思っております。

基本的に患者さんの情報は個人情報扱いということで行政等には名前等が行かないというのは、これは長野県の方式か、全国的かは分かりませんが、そういう報告を受けております。

これが行政は知っていないけれども地元の隣のおばさんは知っていたと、こういうことは当然ありましてね、本人がしゃべった場合もありますし、そういう状況がありますけれども、行政としては個人情報を守るという立場の中でそういった動きは取れないと

ということだと思います。

いざっていろいろな問題を考えたときに必要じゃないかと、こういう観点も考えられます、それはね。それは考えられますので、今後はそういう場合の措置等も考えていただくように、これはお願いしなきゃいけないのかなというふうに思っております。

オミクロン株が急激に広がったときには、もう濃厚接触者等は全然追わなかったということです。結局PCR検査をもって防御するということはできなくて、発病した、熱が出たときに、これはコロナかどうかということを確認するためにPCR検査をそこでしていたということで、スピードの速いコロナ等については、そういう詳しい感染者数の内訳というものは出せなかったというふうに感じております。

これは個人的な意見になりますけれども、実は情報はオープンにしたほうがいいと思います。

私のところの比較的近くで感染した方がいらして、その方は自ら近くの方にお話しされたんですね。そしたら、自治会長以下みんなで守るということで、すごく注意が行き届いたと。一番最初の頃、ある意味で感染者いじめみたいなことが起こったっていうことがあるんですけども、逆に皆さんをむしろ信用してみんなで感染者を守るというほうが私としてはオープンな対応じゃないかなというふうに思います。

ちょっと脱線しますけれども、アメリカのパトカーは無線が傍受できるっていう話を聞いたことがあるんですね。それは、もちろん、ある意味、まずいんですけども、聞いている人がいて、怪しい車が向こうのほうに逃げたみたいな情報がどンドンどンドン伝わって行って、むしろ住民の協力が得られる、そんな話を聞いたことがあります。これは事実を確認したわけじゃないから知りませんが、考え方の1つかなというふうに思っています。

ですので、改めて、やはり町にも関わっていただいて、みんなでコロナ感染を防止していくという雰囲気の方で改善を求めたいと思います。

次に3-2に移ります。

これは、もう町長とは定番になっていますので、定番の中身ですね。

町長は、全協でも、それから25日の臨時会でも、オミクロン株は無症状で軽症が多いので経済活動の拡大をというメッセージを送っているんですけど、これは、私はミスリードじゃないかと思ってとても心配しています。

5ページ目の資料を御覧いただきたいと思います。

これは長野県の最初の2020年1月の発症から6波までの感染者数の推移です。

町長のおっしゃるように、第6波はすさまじい勢いで拡大しました。しかも、これはPCRの検査検出率が40%ですから、実際には漏れた人がうんと多くて、これ以上だったろうというふうに思っています。

その下にあるのが、実は死者数なんですね。意外なことに、第5波は、このグラフだけ見ると亡くなった方は数人ですね、デルタ株でした。それに比べてオミクロン株は非常に多くの方が亡くなっています。

右側のグラフは累積値を表しています。今、長野県で亡くなった方は何人か御存じで

しょうか。6月4日で200人です。昨年の末までに亡くなられた方がたしか97人です。

つまり何が言いたいかというと、実はオミクロン株で亡くなられた方が半数を超えているんですよ。ですから、無症状で、あるいは軽症だったからオミクロン株は安全だというのではなくて、非常に裾野が広いもんですから、亡くなられた方は実は今年になってからが最大、過半数だったということがオミクロン株の実態です。

これは長野県だけの状況かという、そうではなくて、全国レベルでも、オミクロン、今年になって亡くなられた方は4割です。

つまり、オミクロン株っていうのはコロナウイルスとしては大成功を収めた類ですよ。つまり、強烈な繁殖力でもって多くの人たちの間に広まっていったと。

しかも、デルタのときにはワクチンの第1段階は効いたんですね。要するにスパイクがくっつくというのを止めたんですけれども、オミクロンに対してはそれが不可能になってしまった。第2段階で緩和になったということです。

この辺の危機的な状態についても町長に併せて——用心して出かけるなということではありませんけれども、軽症だから安全だという一面だけを言わないように求めたいと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

町 長 私がおミクロン株は軽症であると、感染力は強いけれども軽症が多い、無症状、これは私が先頭に立ってリードしたものではなくて、この情報は国や県の見解を伝えているということでございます。

それと、死者が多いじゃないかということなんですけれども、感染者数は多い、無症状でも感染者は多い、そのときにコロナ、オミクロンによって亡くなったかどうかという死因については、これまた不思議なデータでございまして、普通の例えば肺炎で亡くなった患者さんでも必ず検査しなさいと、PCR検査、もしそこでコロナウイルスが発見できればコロナという病名を書くと、こういうことらしいです。したがって、これもやっぱり正確な情報を厚労省は発表すべきじゃないかなという、こういう意見もあるわけでございます。

今回のコロナウイルスについては、いろいろ不思議なもの、分からないことがある中で、ワクチンを打ち、この2年半、3年間、いろいろ騒いでいるんですけれども、そういった不明な点が非常に多いなというふうに思うところでございます。

完全にコロナだけで亡くなったかどうかというのは、私はまだ不明だというふうに感じております。

議 長 時間です。

〔浜田議員復席〕

議 長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

事務局長 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）

散 会 午後3時06分

令和4年6月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和4年6月15日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 第13号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

日程第3 第15号議案 飯島町図書館移動図書館車購入に関する物品売買契約の締結について

日程第4 第16号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第3号）

日程第5 請願・陳情等の処理について

日程第6 議会閉会中の委員会継続調査について

令和4年6月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和4年6月15日

追加日程第1 発議第4号 「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書」の提出について

追加日程第2 発議第5号 「ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書」の提出について

追加日程第3 発議第6号 「水田活用の直接支払交付金の見直しをやめ、農家経営支援強化を求める意見書」の提出について

追加日程第4 発議第7号 「「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書」の提出について

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1 番	浜田 稔	2 番	久保島 巖
3 番	片桐 剛	4 番	吉川 順平
5 番	坂本 紀子	6 番	星野 晃伸
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	坂井 活広	10 番	伊藤 秀明
11 番	宮脇 寛行	12 番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀 越 康 寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会計管理者 松澤 京子
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 小林 美恵

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和4年6月15日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これから本日の会議を開きます。 今定例会も本日をもって最終日となりました。 去る6月3日の本会議において特別委員会へ付託をいたしました補正予算案件1件につきまして、委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。 また、町より契約案件1件、補正予算案件1件の計2件が追加で提出をされております。 本日は、これらの案件について審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされますようお願いを申し上げます。 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 第13号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。 本案につきましては、予算特別委員会に審査を付託してありますので、委員長から議案に対する審査報告を求めます。 〔坂井予算特別委員長登壇〕
予算特別委員長	それでは、これより予算特別委員会の委員長報告を行います。 審査案件につきましては第13号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算(第2号)についての報告となります。 まず最初に総務産業分科会主査に対する質疑について報告します。 問い「トレーラーハウスが設置されている場所は標高が高い。エアコンが必要なのか」。 答え「設置した上で使用するかしないかは利用者に選択してもらおうと考えている」。 問い「トレーラーハウスはいつから5台利用が可能になるのか」。 答え「管理棟用の予算が確保できてからである。なお、管理棟に空き家を利用する考えはない」。 問い「町側からトレーラーハウスを設置した経緯に関する説明はあったか」。 答え「経緯に関する説明はなかった」。 続いて社会文教分科会主査に対する質疑。 問い「子宮頸がんワクチンについて町から副作用の説明はあったか」。

答え「副作用の説明はなかった。もっとも、町の方針としてはワクチン接種をするよう積極的に促すことはしない。情報を提供した上で個人の判断に任せるという立場である」。

問い「事業コード 2821 ワクチン接種事業について、コロナワクチンを指すのか」。

答え「当該事業コードは予防接種と風疹を指すものであり、コロナワクチンではない」。

問い「綱引き用のロープについて、教育用寄附金を使用して購入するということか」。

答え「そのとおりである」。

問い「ママサポート事業について、1日2回2時間とは、2回の合計で2時間ということか」。

答え「そのとおりである。利用回数は1日2回が上限で、かつ合計で2時間以内ということである。要綱に記載がある」。

続いて理事者に対する総括質疑に移りました。

問い「トレーラーハウスについて、スタート当初は心を癒やす企業向けではなかったのか。今回の補正は方向性がずれてきているのではないか」。

答え「トレーラーハウスについては、当初からワーケーションをうたってきた。方向性は、ずれていない」。

問い「当初からワーケーション目的であれば、ウッドデッキ、間仕切りの問題は想定できたのではないか」。

答え「当初は、標準型で作ってみたいと分からない部分があった。ウッドデッキ、間仕切りについては、標準型で作った後にニーズがあることが分かったため変更となった。また、ワーケーションとは主に休暇が目的であり、メインは農業体験、リフレッシュである。宿泊利用者からの意見で変更を行うことはあり得る」。

問い「ウッドデッキにひさしがない。今後の設置予定は」。

答え「ウッドデッキはバーベキュースペースにもなるものであり、利用状況を見て検討していきたい。一方で、トレーラーハウスは法的には車両であることから、一定の制限が存在する」。

問い「トレーラーハウスについて、エアコンの追加は必要なのか」。

答え「リビングの1台だけでは実際に利用してみると寝室まで十分な冷風が来ないことから、必要と考える」。

問い「そもそもエアコンは必要なのか」。

答え「都会暮らしの方は窓を開けて就寝することに慣れていない。有料で利用するために設備は整えておく必要がある」。

問い「エアコン設置について、お試し住宅にはエアコンはない。お試し住宅で苦情等があったのか」。

答え「お試し住宅とワーケーション施設では趣旨が違う。ワーケーション施設には、利用者に対するサービスの提供の観点でエアコンは必要。また、エアコンはアグリネーチャーでも必要になってきている。このことを加味すると必要であると考えた。お試し住宅に関しては、苦情は現在のところない」。

問い「アグリネーチャーでも必要になってきていることの根拠は何か」。

答え「現場の従業員からの声を直接聞いていることである」。

問い「管理棟設置はいつ実行されるのか。財源はどうするのか」。

答え「管理棟設置時期は未定。財源も未定である」。

続いて討論に移りました。

第 13 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 2 号）。

原案に反対の意見として次のものが上げられました。

トレーラーハウス以外はよい。しかしながら、トレーラーハウスに関しては 5 台のうち 1 台に管理棟が設置され、管理棟を移す時期も財源も確定していない。今後、さらなる税金投入が必要となることは必至であり、容認できない。

また、他の議員から原案に反対の意見がありました。

ワーケーション事業にこれ以上の投資をすることは容認できない。

また、別の議員から原案に反対の意見がありました。

昨今の物価高により町民生活は疲弊している。ワーケーション事業に投資をすることは今行すべきことではない。

続いて原案に賛成の意見として次のものがありました。

事業成功には時の流れの中で改変を行っていくことが必要である。

また、別の議員から次の意見がありました。

ワーケーション事業の目的の 1 つは癒やしである。その意味でも成功に向けて努力してもらいたい。

また、別の議員から次の意見がありました。

ビジネスには挑戦、投資が必要である。先を見据えての投資は容認できる。

続いて採決に移りました。

採決の結果、原案に賛成が 7 人、原案に反対が 3 人、賛成多数となりました。

以上で委員長報告を終わります。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

坂井委員長、自席へお戻りください。

〔坂井予算特別委員長復席〕

議 長 今の坂井委員長の報告の結論は、特別委員会としては原案を可決すべきものと決定をしたという報告があったというふうに御理解をください。

ここで、浜田稔議員から第 13 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 2 号）に対する修正案が提出されております。

修正案に対する提出者の説明を自席でお願いいたします。

それでは、第 13 号議案に対する修正案の趣旨説明を行います。

お手元の資料を 1 枚おめくりいただきまして、第 1 表 歳入歳出に関しては、歳入は変更ございません。歳出に対しては、総務費を——細かい計算は御覧になりにくいかもしれませんが、65 万円削減して予備費にその分を充当するという内容になっております。

もう一枚おめくりいただきまして、この修正内容も同じです。総額としては 65 万円の削減を行い、予備費に充当するという内容であります。

これだけでは内容が分かりにくいと思いますので、もう少し内容について御説明したいと思います。

65 万円の背景は、1 つはウッドデッキ、実際すぐに使う必要が認められない管理棟として使われているトレーラーハウスのウッドデッキの増設 40 万円を実行しない、その分を削減すると。

それから、もう一つはエアコン、10 万円が 5 台ということになっておりますけれども、これは過剰であろうというふうに考えまして、これを 5 万円の範囲内で、エアコンであれ、あるいはほかのサーキュレーターであれ、適切な機器に置き換えるべきであろう、こういう 2 つの内容であります。

ウッドデッキについては説明を要しないと思いますので、エアコンについてなぜそういう提案をしたかということについてもう少し詳しく申し上げます。

現在、トレーラーハウスには 4 キロワットの 17 畳用のエアコンが既に設置されています。その価格は、個別には私どもに説明されていませんけれども、大体市場の価格を見る限り現在の価格で大体 1 台 12 万 5,000 円、17 畳用ですよ。過去、販売時期にもう少し高かったとしても 13 万円とか 14 万円とか、そのくらいの価格であったというふうに考えられます。至って平均的な価格であります。

17 畳用のエアコンがこれだけの価格であるのに、6 畳用のエアコンのために 10 万円を使うというのは、非常に財政効率としていかなものかというふうに思います。

まあ、エアコンである必要も私自身はないと思っていますので、寝室のほうに空気が回るようなサーキュレーターをつけるとか、あるいは単なる換気扇をつけるとか、そういったことも可能であります。

それから、都会の人は窓を開けないというふうにおっしゃいましたけれども、実はロフトのほうには小さな窓がありまして、やりようによってはどうにでもなるというふうに私は考えていますので、個別にどうしろということはいませんが、少なくとも普通の投資対効果から見てこの 10 万円っていうのはいかにも過剰、言ってみれば、もうつかみ金に近いような予算の立て方ではないかというふうに私は思っております。

ですので、これを 5 万円に削減すると、その 5 台分ですから 25 万円、先ほどの 40 万円と合わせまして 65 万円の削減を提案するものであります。至って私も気が小さいものですから、最小限の削減に努めたと。

一方、言い方を変えますと、そのくらいのことは町民から質問があった場合に議会と

してはやっぱり財政規律を守るためにやったんだという説明ができるぐらいのことは議会として言うべきではないかということでもあります。そういう意味では、ぜひ議員の皆様のお賛同をいただきたいわけでもあります。

もう一つ、こういったことが行われる背景について、先ほどトレーラーハウスの背景について説明がなかったという委員長報告もありましたので、この際、若干付け加えておきたいことがあります。

お手元の資料がございます。裏表になっています。

地方創生臨時交付金についてということなんですが、これは2年前の9月議会に提出された政府からの新型コロナに対する補助制度ですね。

それで、裏面と言っていいんでしょうかね、(仮称)飯島流ワーケーション整備事業8,430万円というのがあります。これが現在のトレーラーハウスの基本になっている予算、財源ということになります。

普通であれば、これは1つの単独事業であって、これから先いろいろ不備があったからといって町の予算をだらだらだら使っていくという種類のものではないんだと思っています。これがまず一番の基本ですね。

そうはいつでも、体育館でも、やれ給食センターでも、見損じとかはあるでしょう。だから、その程度の若干の補正はあるとしても、今後また管理棟を建てるとかなんとか、いろんな話がとめどもなく続く、しかも推進協議会から要望があれば、先ほどのエアコンの例に示したように、非常に甘い、チェックしたとも思えないような金額が載ってくる、こんなことがいつまでも続いていいのかというふうに私は思うわけでもあります。

トレーラーハウスの説明の中身は、基本的には都市の企業を中心としたスローライフと田舎での癒やしという内容になっています。ここから論理がいろいろずれるようなことがあってもまずいいではないかというふうに思っています。

それと、もう一つの問題、ここに来るお客様からお金を頂戴するのだから、それから飯島にとっていい印象を持っていただくのだから様々な設備を充実すべきだという話は、ビジネスであれば私は理解可能だと思っています。けれども、この事業に対して今まで、事業計画、要するに収支を伴う事業計画が議会に説明された経過は一切ありません。要するにビジネスとしての基本さえも欠いているわけですね。

お金が入ったら例えば管理棟を建てるといっても、じゃあ一体その収支っていうのは本当に町の側に還元するんだろうかと、それがなければ、ほかに様々な需要がある今の物価高の中で町の経費を使ってとめどもなくおもてなしにお金を使い続けていいのかと、これほどけじめのない事業の推進の仕方は、私はないと思っています。

ですので、今回に関しては、少なくとも動き出したものについて邪魔をする気はありませんので、最低限必要なことはやっていただくとしても、それでもやはり議会は議会らしく無駄なものは無駄だということについて削減する必要があるんだというふうに考えまして修正案を提案するものであります。

以上、修正案についての趣旨説明を終わります。

議 長

これから浜田稔議員から出された修正案につきまして質疑を行います。

9 番

坂井議員

浜田議員に対する質疑はございませんか。

2 点お伺いします。

1 点目が、6 畳用のエアコンを今度は設置するっていうことなんですけれども、その 6 畳用のエアコンがなくてもトレーラーハウス内は暑くないと言える根拠がどこにあるのかというのを示していただきたいのが 1 つ。

続いて、今度は寝室にエアコンをつけることになるかと思うんですけれども、寝室に今度は仕切りをつけるっていうふうなことが言われていまして、そうすると寝室に別にエアコンをつけないと暑くなるのではないかというふうにも考えられるんですけど、その点についてのお考えをお答えください。

1 番

浜田議員

6 畳用のエアコンをつけてもつけられます、この予算でも。だから、先ほど申し上げたのは、そもそも 17 畳用のエアコンに対してきちんとした査定もしていないんじゃないかと、そういう趣旨です。

私自身は、個人的にはエアコンはつける必要はないと、それこそ天窓、外界から人が忍び込むこともあり得ないような天窓を僅かに開けて、そこに扇風機なりサーキュレーターなりをやれば、標高 800 メートルの i i ネイチャーの標高では十分に冷気が取れるというふうに考えています。

もう一つの根拠は、またちょっと細かい話になりますけれども、アグリネーチャーでさえエアコンが求められているという説明がありました。

私自身、実はアグリネーチャーは飯島に転入して以来長らく親しんできた場所でありまして、あそこにいらっしゃる方には絶えずいろんな意見を伺っていますし、今回も改めて意見を伺いました。確かにエアコンが欲しいという声はあるようです。

ただし、それは居室から何から全部ひっくるめて言っているわけではなくて、御存じのように食堂、それから研修棟、ここはもともと風通しの悪いところです。ここにエアコンが要するというのは、まず非常に理にかなっているというふうに私は思っています。

もう一つの理由は、宿泊棟、あそこは 8 段ベッドの蚕棚式になっていて、それで、特に寝るときに扉を開けてしまうと、確かに空気の流通がないんです。

ただ、私はコロナになるまで、毎年 8 月に、個人的な話になりますけれども、元の会社の部下が 20 人 30 人と毎年泊まりに来て、あそこで一緒に私も泊まっていたけれども、苦情は 1 回もありませんでした。ですので、総計して延べ 300 人ぐらいの人たちからは苦情が出なかったと、別に私が元の上司だから言わなかったんじゃないくて、もともとタメ口をたたく皆さんだったんで決して遠慮したわけではなかろうと思っています。

それ以上に、加えて、実は構造が全然違います。アグリネーチャーの場所をよく御覧になると分かると思いますけど、アグリネーチャーっていうのは上り坂の途中に建っています。それで、入り口よりもアグリネーチャーの寝室のほうがもっと高い土手に面しているんですね。そこに植栽もあります。ですから、寝室の窓を開けていただくと、すぐそばには土手があつて、しかも木が植わっているという意味では非常に風通しの悪い

		場所になっています。
		一方、i i ネイチャーのほうは、寝室は、むしろ北側ですね。しかも、周りは広々としています。これが同じ環境だという話には到底ならない。
		細かい話をしましたが、今回の話がありましたので、改めて私は現地確認もし、それからアグリネーチャーでお仕事をなさっている方からの話も聞いてもったというふうに感じた次第です。
		細くなりましたけど、以上、説明といたします。
議	長	ちょっと今の質問に対する答弁がちょっと分かりにくかったんで整理申し上げますと、浜田議員は不要論、不要だとして全額削除を求めているわけではありません。不要だと思われるような設備だから 10 万円もかけるのではなくて 5 万円程度のエアコンでも十分ではないかというような主張でありましたので、御認識をください。
		ほかに質疑ございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから討論、採決を行います。ちょっとここでこの案件の議事の進め方について局長から説明をさせますので、お聞き取りください。
事務局長		審議方法説明
議	長	ちょっと入り組んだ順序で進めることになりますが、ちょっと私の言っていることが理解できないときには挙手してください。その段階でもう一回説明を繰り返します。
		それでは、この案件についての今後の議事運営について今の局長の説明のとおりに進めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認め、そのように決定をいたしました。
		それでは討論を行います。
		まず、町提出原案に賛成の方の討論を求めます。
		討論ありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に、町提出の原案及び浜田議員提出の修正案、両方に反対の討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に、町提出原案に賛成の方の討論はありませんか。
11 番		
宮協議員		原案に賛成の立場で討論いたします。
		プレオープンから 2 か月が経過しております。その中でいろいろな意見が出てきた、そのようなものをしっかり検証して取り組んでいるなあと、そんなふうに感じております。
		特に、ちょっと 1 台が所期の目的に沿っていないということがありますので、この辺を早期に実施できるようなことを検討していただく中で、賛成ということで討論させ

	ていただきます。
	以上です。
議 長	ちょっと、議長は、進行上、手元を見たり皆様を見たりの繰り返しになりますので、発言される方は大きい声で「議長」というふうに声を出して挙手してください。そうしないと見落とす場合があります。
	次に、修正案に賛成の方の討論はありませんか。
7 番 三浦議員	それでは修正案に賛成の立場で討論をいたします。 私も浜田議員の提案に基づきまして、そのように感じております。過剰な投資をするべきではないというふうに考えております。 エアコンが本当に予算どおりでいいのかということについても再検討を求めて、賛成といたします。
議 長	修正案に賛成。 次に、原案、町提出原案に賛成の方の討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	原案及び修正案ともに反対の討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	修正案に賛成の討論ありませんか。
5 番 坂本議員	修正案に対して賛成の立場で討論いたします。 私も本質的にはエアコンが要らないのではないかというふうな思いもありますが、間仕切りができるということによって寝室のほうが少し暑くなるということで、なるべくお金のかからない範囲でエアコンを導入ということでありますので、この修正案に賛成といたします。
議 長	次に、原案に賛成の討論ありませんか。
8 番 堀内議員	原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。 いろいろと話はありましたけれども、今はエアコンの基盤等も値段が上がってきている状態で、今は幾らになるか、どれぐらいの納期になるかっていうのは分からない状態でございます。その中で、10 万円ほどの予算を組んでおいて、その金額で——できるだけ安くってところは私も賛同するところはございますので、しっかりそこを組んでいただくというところと、また管理棟の一部はなっているんですけども、そのあたりも多分計画とずれているところもあると思いますので、そういうあたりはしっかり議会にも説明をしていただくというところも大事なかと、またプログラムのなかなか進んでいないってところで、しっかりそこら辺も進めていただくという期待を込めて、賛成とさせていただきます。
議 長	そのほかに討論ございませんか。 伊藤秀明議員、賛成か、明確に趣旨をおっしゃった上で、どうぞ。

10 番

伊藤議員

原案に対して賛成の立場で話します。

エアコンは必要という私は意見であります。それこそ年々地球温暖化で暑くなっております。高いところでも必要になってくると思います。もう来年になれば、またどういう状況になるか分かりません。

前も言ったように、千畳敷ホテルも昔は虫が入ってこなかった、それが今はもう暑くなって虫が入るんで網戸を設置したという状況であります。

なので、エアコン設置は必要であるということで、もし今回エアコンを設置しなくて、また住民やら来た人からエアコンが欲しいっていうことになれば、何で今このときに入れておかなかったんだっていう意見が出てくると思うんで、今入れるべきだと思います。

以上です。

議 長

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 13 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案に対する特別委員会委員長の報告は可決です。

続いて、浜田稔議員から修正案が提出をされております。

よって、議事の整理上、まず浜田稔議員から提出された修正案についてを議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

第 13 号議案について浜田議員提出の修正案のとおり決定することに賛成の方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議 長

ありがとうございました。御着席ください。（起立者着席）

起立少数、賛成少数です。したがって、第 13 号議案に対する修正案は否決をされました。

次に、町提出原案に対する採決を行います。

第 13 号議案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議 長

お座りください。（起立者着席）

起立多数です。したがって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 3 第 15 号議案 飯島町図書館移動図書館車購入に関する物品売買契約の締結について

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町 長	第 15 号議案 飯島町図書館移動図書館車購入に関する物品売買契約の締結について 提案理由の説明を申し上げます。 飯島町図書館移動図書館車を購入するための物品売買契約を締結するため、地方自治法及び飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。 細部につきましては教育次長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。 〔下平町長降壇〕
教育次長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
5 番	
坂本議員	指名競争入札に係る経緯を説明していただきたいと思います。どういう形の中でこの会社が決まったのか、そこら辺を詳しくお願いいたします。
教育次長	こちらのほうになりますけれども、物品になりますので指名競争入札ということになります。 こちらは、業者選定委員会で当町に登録されている特別自動車ってということで3者を指名いたしました。3者のうち当該業者1者が落札をしたところであります。 以上です。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 関連ですか。
5 番	
坂本議員	はい、関連です。 3者のうちこの1者ということですが、それはプレゼンテーションをしたとか、例えばこの契約内容においてほかの他者2者より有益な点があったとか、その点はどういう結果になったんでしょうか。
教育次長	ちょっと先ほどの説明が足りなくて申し訳ありません。 3者を指名いたしまして、こちらの仕様書によりまして入札をいたしております。 2者につきましては、工期に間に合わないということで辞退をされております。 ですので、この1者のみが応札されたという形になります。
8 番	
堀内議員	この前の全協のときにお話をいただいた中でマニュアル車をオートマの車にしないのかという話をさせていただいたと思うんですけども、そのときの話ではオートマ車がなかなかないという話を、たしか説明を受けたと思うんです。 ただ、その中で、ちょっと一部の業者に話を聞きました、この関係の図書館車の。そうしましたら、今はむしろマニュアル車のほうがほぼないという話を聞きまして、いろんな業者を当たってみたんですけど、オートマ車なら幾らでも出てくると、ただ、マニュアル車はなかなか出てこないという話をいただきました。

教育次長	そのあたりについて町側としてしっかり一回調査をしたのかどうかお聞きいたします。
議 長	こちらで指名をするのは登録されている３者のみであります。その会社において２者は工期に間に合わないということでありまして、１者についてはオートマ車ではなくマニュアル車であれば工期までに間に合うということで調査をいたしました。
8 番 堀内議員	堀内議員、よろしいですか。
堀内議員	質問の内容としては、オートマ車っていうのなら今は市販で結構出回っているという中で、マニュアル車が少ないという現状があるという状態のところをしっかりと調査をできたのか、多分オートマ車であれば間に合うかもっていう話も聞いたりはしていたので、そのあたりはどうかお尋ねいたします。
教育次長	こちらで調査をした段階では、オートマ車は間に合わないということで、マニュアル車であれば——工期は３月 20 日までということでありますので、オートマ車ではなくマニュアル車であれば間に合うという、調査をした結果、回答をいただいております。
8 番 堀内議員	ありがとうございます。
堀内議員	その中で、多分、移動図書館車っていうのはこれからずっと使っていくものでありますので、３月ぎりぎりまでに絶対に間に合わせなきゃいけないのかどうかっていうところもちょっと疑問が残ります。
堀内議員	これから長年続くものですので、オートマ車のほうがいろんな従業員の方が使いやすいような仕様になると思うんですね。
堀内議員	そのあたりの必ず３月末までに入れなきゃいけないのかっていうところも理由をお聞かせください。
議 長	今ちょっと堀内議員は３回で、これが最後の質問になりますので、今の質問に明確にお答えいただきたいんですが、納期を繰り越すことの可否についての今は照会がありました。
教育次長	こちらは宝くじの助成事業であります。こちらの担当でも宝くじの助成事業のところへ確認をいたしました。宝くじの助成事業につきましては年度繰越しはできないという回答でありましたので、本図書館車を購入するに当たり年度内に行う必要がございました。
議 長	ここで暫時休憩とします。
休 憩	午前 9 時 5 0 分
再 開	午前 9 時 5 4 分
議 長	休憩を解き会議を再開いたします。
議 長	ほかに質疑ございませんか。
議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。

	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに原案に反対討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長 1 番 浜田議員	次に、原案に賛成討論ございませんか。 相変わらずコロナがどうなるか分からないような環境の中で、それぞれの地域の子どもたちのために十分に準備された移動図書館車が充実するということは極めて大事なことでと思っています。 ただいま納期のことがいろいろ問題になりましたけれども、私の記憶している限りでは、実はコロナの地方創生臨時交付金のときに教育委員会は移動図書館車を要求していたはずで。なんだけれども、実はワーケーションのほうが優先されて、後回しになって現在に至っている。この事情について心を及ぼさずに現在の納車の問題だけを議論するっていうのは、いかにも片手落ちだというふうに思います。そのことを付け加えて賛成といたします。
議 長	ほかに討論ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 15 号議案 飯島町図書館移動図書館車購入に関する物品売買契約の締結についてを採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 4 第 16 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号） を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長	第 16 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号）について提案理由の説明を申し上げます。 補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 484 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 55 億 2,604 万円とするものであります。 今回の補正予算につきましては、令和 4 年 4 月 28 日に閣議決定されたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において真に生活に困っている方々への支援を強化するため実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業につきまして予算措置を行うものでございます。

	主な歳出予算の内容ですが、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業におよそ 480 万円を計上し予備費で調整するとともに、特定財源となる国庫支出金により歳入予算を増額補正いたしました。 その他細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。 〔下平町長降壇〕
企画政策課長	補足説明
住民税務課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑はございませんか。
7 番	
三浦議員	それでは質問したいと思います。 説明資料の中にもありましたが、独り親世帯以外ということで、この点についてはどのような状況のために独り親世帯以外ということになっているのかお聞きをしたいと思います。
住民税務課長	今回の補正予算につきましては、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯分になりますので、それ以外の部分につきましては別建てになっております。 補足説明は健康福祉課のほうでいたします。
健康福祉課長	ただいまの低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の独り親世帯の給付事業につきましては、こちらは、飯島町は福祉事務所を設置されておりませんので県のほうの事業で対応することとなっておりますので、お願いいたします。
議 長	ほかに質疑ございませんか。
5 番	
坂本議員	ただいまの県の事業ということは、国の事業が終わり次第、早急に県のほうは実施するようなことになっているのでしょうか。
健康福祉課長	県のほうでも実施するような形で今進んでおります。
議 長	ほかに質疑ございませんか。
9 番	
坂井議員	7 ページの役務費についてお聞きしたいんですけども、役務費っていうのは、これは町で負担するのでしょうか。後ほど返ってくるとか、そういったことじゃなくて町独自で負担するということでしょうか。お答えください。
住民税務課長	一旦予算計上はいたしますが、国のほうから 100%、こちらのほうは補助対象になっております。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

議 長	初めに、原案に反対する討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
	次に、原案に賛成する討論はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 16 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号）について採決します。
議 長	お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
	異議なしと認めます。したがって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 5 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。 去る 6 月 3 日の本会議におきまして各常任委員会へ審査を付託しました案件 5 件について、お手元に配付のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。 各請願、陳情等の審議につきましては、一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、案件ごとに討論、採決を行ってまいります。 これから委員長報告を求めます。 吉川総務産業委員長。 〔吉川総務産業委員長登壇〕
総務産業委員長	それでは、本委員会に付託されました事件について審査の結果、非常に多く 4 件という形でございまして、審査を行いました。会議規則第 74 条の規定によりまして報告をいたします。 まず 1 番目、4 陳情第 5 号 水田活用の直接支払交付金見直しに関する陳情について。 そこには書いてありませんが、出席参考人、営農経済担当常務理事 白鳥健一氏、営農経済部営農企画課課長 栗林秀成氏、J A 上伊那飯島支所長 吉川英樹氏、以上 3 名が参考人でございます。 参考人に対する質疑。 お手元の資料の陳情書を見ていただきたいと思います。陳情書の記の 2 番のところに「再生産価格」という文字がございます。質疑の中で「この表現は弱いのではないか」という質問でございます。 答え「価格が幾らというものはない。地域の算定基準をつくってほしいため、このような記述になっている」という答えでございます。 問い「麦、大豆は米と同じ交付金をもらえないのか。もっと米と同じという要望を出せばよいのでは」。 答え「麦は 10 アール 3 万 5,000 円、米は交付金が出ておりません。水田に麦、大豆、ソバを作付した場合、固定払いと数量払いが出ております」。

町としてのものが出ておりますので、若干ここで私も説明しておきますが、農業再生協議会が飯島町にあります。その中で、畑作物の直接支払交付金、ゲタ対策ということで国から直接支払いがされております。六条大麦を作っておりますので、ここは令和2年から4年の3か年の直接払いの参考までですが、50キログラム当たり5,970円～4,350円のお支払いを国からいただいております。それプラス水田活用直接支払交付金、水田において転作した作物に助成をしておりますが、これも国より直接助成です。10アール当たり、先ほど言いました麦、大豆、飼料作物等は3万5,000円という形でございます。

なお、ソバにつきましては、産地交付金ということで、これは独自でありますけど、飯島町の再生協議会についてはソバの基幹作10アール当たり2万円をお支払いしてあるということで、付け加えておきたいと思えます。

問い、記述の先ほどの2番のところの最初のところに「交付対象要件の見直しを進めるならば、」という記述がございますけれども、「この記述は不要ではないか」ということで「直接「麦・そば・大豆等、国内で需要のある農産物に対する積極的な支援を目的として、再生産価格を考慮した新たな公的助成を設けること。」としたらどうか」という形がありました。

「もし意見書を出していただければ、精査していただき、修正は可能」という答えでございました。

最後の問い「やめさせる方向で動くべきである」ということで、「とにかくこの表現がJAとしては弱い」ということで「農家が承知していない。やはりJAの怠慢ではないか」という、そういった御意見がございました。

答え「弱いと言われれば、そのとおり」ということで、思いは同じという話でありました。「国の説明は、平成29年にルール化し、5年もたっているため、全廃は難しい」というお答えでございました。

質疑を終わりました、討論です。

採択に賛成——最初に、申し訳ないです。すみません。趣旨採択が出ましたので、最初に趣旨採択をちょっと優先させてもらって行いました。

趣旨採択に賛成という意見がございました。その理由は、町の基幹産業を守るべきである、先ほどありました麦、ソバ、大豆に交付金を出すことも含めて——先ほど弱い要望書ということがありましたが——強い要望書を出すことに対して趣旨採択に賛成という理由でございます。

次に討論の中でも採択に賛成、「このぐらいの内容が精いっぱいであるため、政治的配慮の観点、ルールを守るほうがすっきりしておる」という内容であります。

本案採択に反対はありませんでした。

次に採決に入りました。

採決については、全協で決めましたとおり、趣旨採択が出ましたので、最初に趣旨採択の採決を行いました。お手元の資料のように趣旨採択に賛成は1名、それ以外は4名ということで、賛成者が少ないので採決に入りました。

採決につきましては、採択に賛成が4名、それ以外は1名でございます。したがいま

して、この陳情につきましては採択すべきものということで決定をいたしました。

次に、4陳情第6号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める陳情について。

出席参考人は先ほどと同人でございます。

質疑。

問「直売所出荷業者がインボイス発行できる体制はあるのか。課税事業者になるメリット、デメリットは何なのか」という問いでございます。

答「インボイスは請求書発行の形態なので書式があり、手書きでもオーケーだが、発行するには課税事業者になり番号をもらわないといけません。発行自体はそれほど負担ではありません。売上げ1,000万円以下は消費税免除だが、課税事業者になれば、その分そっくり納付することになります」という答えであります。

問「1,000万円以下の方は得をしているのであって、損はしておりません。本来であれば支払ってもしようがない」。

答「そのとおりだが、小さい農業者は慣れていないし、手間もかかる。このことから辞めてしまうことも考えられる。農業者を守りたいという意味で継続してほしい」。

問、陳情書を見ていただいて、「記の1番に「一定の要件を満たせばインボイス（適格請求書）を発行できる」という項目があります」。

答「はっきりしたものはない」ということであります。「第1次産業は価格が決められないので、農産物価格は厳しい。例えば税制の研修を受けているのであれば発行可能などがあります。現時点では具体的なものではありません」。

問、記の3番に「条件は無条件委託方式かつ共同計算方式」ということがあります。無条件委託されていないのが数%あり、区分が煩雑ということがあるわけでありましてけれども、そのことに対してどうかということでありました。「JAは大きい母体のためシステム対応ができるのではないか」という質問でございます。

「JAは、システムはありますが販売精算が複雑、施設利用している出荷者で組合員でない人は除外すると独占禁止法に触れる」という形になります。「共同計算方式で、例えば2人だけに分ける場合はルールづけが難しい、管内1人だけの品目の場合もあり、それは共同とは言えないところもあります。実行する場合は高いコストがかかり、それが生産者に跳ね返ってしまう」という理由でございます。

問「消費税法の趣旨から免税事業者がインボイス発行して受け取った消費税はどのように扱うのか。消費者から預かっている税を納付者が納めないのはどのように考えるのか」という質問でございます。

答「農業という産業は再生産するための金額を得られる産業ではない」という形でございます。

以上、質疑を終わりました。

討論に入ります。討論。

採択に賛成「地域の産業を守る立場で賛成します。小さな農家を守るためには、この方向でよいと思う」。

次に、採択に反対「もう少し仕組みづくりをしてから考えたほうがよいのではないか」という反対意見でございます。

採決、採択に賛成4名、それ以外1名。以上、採択すべきものと決定いたしました。

3つ目、4陳情第7号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める陳情について。

出席参考人は、上伊那地区労働組合会議 北原和雄氏でございます。

参考人に対する質疑。

問い「ミャンマーは軍が企業を経営していると聞いた。ここでは複数の問題があり、経済支援を自制すべきではないかという内容を盛り込むべきではないか」という御質問であります。

答え「今回は国軍がクーデターを起こしてお金を全て持っていった。日本は世界からも指摘されております。趣旨には入れてはございません」という形でございます。

討論に入りました。討論。

採択に賛成「国際ルール、人権は守られるべきである」という形でございます。

採択に反対なし。

採決、採択の賛成5名、それ以外ゼロ、採択すべきものに決定をいたしました。

最後に4陳情第8号——これも先ほどのJAと同じような内容であります——若干違いますが——4陳情第8号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情について。

出席参考人、上伊那農民組合代表者 竹上一彦氏でございます。

参考人に対する質疑。

これも陳情書を見ていただきたいと思います。3行目の終わりのあたり「畦や水路がなく水張りができない水田」の記述は平成29年に出されたと聞いておりますが、それも含めたいのか」という御質問でございます。

答え「そうした思いがあり、そう記述しました」。

問い「提出先の記載がないが」ということでありますが、答え「総理大臣、両院議長、農林水産大臣、財務大臣」であります。

問い「麦などの金額等々、単価の明記はないが」という質問でございます。

答え「増額という表示で書いてあります」。

以上、質疑を終わります。

討論に入ります。討論。

採択に賛成「全くこのとおり。現場を知らない国の施策。1次産業を守る、経営が成り立つ補償を行うべきである」という形であります。「畑を水田にすると水持ちが悪くなってしまう。四、五回の代かきが必要である。転作で水路を使っていないと復旧に経費がかかる。見直しを中止すべきであり、自給率向上に必要として賛成をする」

反対意見はございませんでした。

採決、採択に賛成5名、それ以外ゼロ、採択すべきものに決定をいたしました。

以上、4陳情を報告申し上げます。

議 長	以上であります。 これから委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。
9 番 坂井議員	陳情第 7 号についてお聞きします。 飯島町にミャンマー人がいるのかどうかということは質問で出ましたでしょうか。
総務産業委員長 議 長	質問は出ませんでした。 そのほかに質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 吉川委員長、自席へお戻りください。 〔吉川総務産業委員長復席〕
議 長	次に、社会文教委員長からの報告を求めます。 星野社会文教委員長。 〔星野社会文教委員長登壇〕
社会文教委員長	それでは、社会文教委員会の審査案件を読ませていただきます。 請願第 1 号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について。 長野県教職員組合 田畑英二氏を参考人に迎え審査を行いました。 参考人に対する質疑。 問い「飯島中学校では既に 40 人が 34 人になっているので、この文は消してほしい」。 答え「町は 34 人だが、県全体から考えると 40 人のところがあるので残したい」。 問い「コロナ禍の記載があるが、コロナ禍が終息したらこの文言はなくすのか」、「コロナ禍で多様な仕事も増えているから」。 問い「負担金が引き下げられてどのような影響があったか」。 答え「ＩＣＴ教育に対応したり、多様性が持たれ人的対応が増えているので、ゆとりある指導ができない」。 問い「いじめや不登校の生徒への対応は」。 答え「その問題が家庭にあるか学校にあるか、実態を把握して対応している。いじめもＳＮＳなど複雑化している。不登校に関しても放課後に対応することがあるので、先生の数は減らさないでほしい」。 その他としまして、正規職員の負担は増え、責任がのしかかる等の話もありました。 討論に入りました。 採択に反対「飯島中学校は既に 34 人になっているので、文章が合わないので反対」。 採択に賛成「教育費を減らすことは日本の将来を背負う子どもたちのためによくないので、予算を与え、教師も減らすことのないようお願いしたい」「自治体単位ではなく、全国的な問題。国庫負担金を 3 分の 1 から 2 分の 1 に戻すことに賛成」。

		採決、採択すべきもの、採択に賛成が4名、反対が1名でございました。 以上、報告します。
議	長	これから委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 星野委員長、自席へお戻りください。 〔星野社会文教委員長復席〕
議	長	以上で請願、陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに関する質疑を終わります。 これから案件ごとに順次討論、採決を行ってまいります。 最初に、4陳情第5号 水田活用の直接支払交付金見直しに関する陳情について討論を行います。 本陳情についての委員会審査報告は採択です。 初めに、原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に、賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから4陳情第5号 水田活用の直接支払交付金見直しに関する陳情について採決します。 お諮りします。 本陳情に対する委員長の報告は採択です。 本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、4陳情第5号は採択することに決定をいたしました。 次に、4陳情第6号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める陳情について討論を行います。 本陳情についての委員会審査報告は採択です。 初めに、原案に反対する討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に、賛成する討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから4陳情第6号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村にお

	ける影響を緩和する措置を求める陳情について採決します。 お諮りします。 本陳情に対する委員長の報告は採択です。 本陳情を委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、4陳情第6号は採択することに決定をいたしました。 次に、4陳情第7号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める陳情について討論を行います。 本陳情についての委員会審査報告は採択です。 初めに、原案に反対討論はありませんか。
9 番 坂井議員	先ほど質問させていただきましたけど、飯島町にミャンマー人がいるのかということで、それは不明ということで、よく分からないというか、実際に分からないということで、その上で陳情の記載を見たんですけども、この記載からはどう飯島町に関係するのかということが私にはちょっと分かりません。 議会決議で行うようでしたらいいんですけども、地方自治法第99条に基づくということに関して私は反対の意見です。 以上です。
議 長 1 番 浜田議員	次に、原案に賛成する討論はありませんか。 この陳情に賛成する立場から討論いたします。 私どもは、既に議会でウクライナに対する侵略に対しての抗議を上げております。それから、ミャンマーについては、これは国会、それから県議会等々も上げています。少なくとも人類の共通の原理である人権あるいは国家主権、これに対しての侵害があった場合には、我々はその一部を担う地方自治体の構成員として当然主張する権利がありますし、そのことは地方自治法第99条で認められている権利だと思います。そういう意味で、この陳情に賛成することを表明いたします。
議 長	次に、反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に、賛成討論ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから4陳情第7号 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める陳情について採決いたします。 この採決は起立によって行います。 本陳情に対する委員長の報告は採択です。

議長

本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

お座りください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、4陳情第7号は採択することに決定をいたしました。

次に、4陳情第8号「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情について討論を行います。

本陳情についての委員会審査報告は採択です。

初めに、原案に反対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

次に、原案に賛成する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから4陳情第8号「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情について採決します。

お諮りします。

本陳情についての委員会審査報告は採択です。

本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。したがって、4陳情第8号は採択することに決定をいたしました。

次に、4請願第1号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制の堅持・拡充」を求める請願書について討論を行います。

本請願に対する委員長報告は採択です。

初めに、原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

次に、原案に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから4請願第1号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制の堅持・拡充」を求める請願書について採決します。

お諮りします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

本請願を委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。したがって、4請願第1号は採択することに決定をいたしました。

議 長	日程第6 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。 会議規則第 72 条の規定によりお手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。 お諮りします。 申出の件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長から申出のとおり継続調査といたします。 ここで休憩を取ります。再開を 10 時 45 分とします。休憩。
休 憩 再 開	午前 1 0 時 3 0 分 午前 1 0 時 4 5 分
議 長	会議を再開いたします。 ただいまお手元へお配りしましたとおり、宮協議員、久保島議員、浜田議員、坂本議員からそれぞれ 1 件ずつ計 4 件の議案が提出されました。 お諮りします。 本案を日程に追加し、追加日程第 1 から第 4 として議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案 4 件を日程に追加して議題とすることに決定をいたしました。
議 長	追加日程第 1 発議第 4 号 「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書」の提出について を議題といたします。 事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	議案朗読
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 11 番 宮協寛行議員。 〔宮協議員登壇〕
11 番 宮協議員	それでは、発議第 4 号の意見書について説明いたします。 農業者の大多数が免税業者、そういう中で、特にこの地域は小規模農業者が非常に多いわけで、小規模農業者を守るためにもどうしても必要という陳情でございますので、意見書として提出いたします。

議 長	以上。
	これから質疑を行います。
議 長	質疑ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終わります。
議 長	提出者は自席へお戻りください。
	〔宮協議員復席〕
議 長	これから討論を行います。
	討論ありませんか。
議 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
	討論なしと認めます。
議 長	これで討論を終わります。
	これから発議第4号 「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書」の提出について採決いたします。
議 長	お諮りします。
	本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
議 長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
	異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第2 発議第5号 「ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書」の提出について
	を議題といたします。
事務局長	事務局長に議案を朗読させます。
	議案朗読
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
	2番 久保島巖議員。
2番 久保島議員	〔久保島議員登壇〕
	それでは趣旨説明を行います。
2番 久保島議員	私も当初、これは内政干渉に当たるんじゃないかということを心配しておりましたけれども、政府では、政府開発援助、ODAを通じて民主化や経済発展のために全面的に支援をしてきたところでございます。そのミャンマーで発生しました国軍によるクーデターっていうのが、国民の民主化、それから経済発展を阻害しているんじゃないかということでございますので、ぜひともこれを回避してもらいたい、このことを政府に強く働きかけてもらいたいという意見書でございます。
	記のところを御覧いただきたいと思いますと思いますが、自らの自由と人権、それから民主主義を取り戻すために声を上げているミャンマーの国民とともにあるんだということを表明

		してもらいたい。
		2 番目としまして、民間人、それから国内外の人たちが拘束されているということでございますので、そこは速やかに開放していただきたい。
		それから3 番目として、国際社会が批判をしているわけでございますので、そこと連携し、救援、支援の提供、それからミャンマーの国軍に対する武器の輸出禁止、これに向けてしっかり取り組んでももらいたいという意見書でございます。
		議員各位の御賛同を得ますように、よろしく願いをいたします。
議	長	これから質疑を行います。
		質疑はございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		提出者は自席へお戻りください。
		〔久保島議員復席〕
議	長	これから討論を行います。
		討論はございませんか。
9 番 坂井議員		反対の立場で討論いたします。
		陳情の討論で述べたとおりですけれども、飯島町にミャンマー人がいるのかは不明ということであり、飯島町に関係するかどうかというのは、私にはこの記載からは読み取れません。したがって、議会の議会決議であるならば別ですけれども、地方自治法第 99 条に基づくことには反対いたします。
		以上です。
議	長	次に、賛成討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから発議第 5 号 「ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書」の提出について採決いたします。
		この採決は起立によって行います。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。
		〔賛成者起立〕
議	長	御着席ください。（起立者着席）
		起立多数です。したがって、発議第 5 号は原案のとおり可決されました。
議	長	追加日程第 3 発議第 6 号 「水田活用の直接支払交付金の見直しをやめ、農家経営支援強化を求める意見書」の提出について
		を議題といたします。

事務局長	事務局長に議案を朗読させます。
議 長	議案朗読
	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
	1 番 浜田稔議員。
	〔浜田議員登壇〕
1 番	
浜田議員	発議第 6 号の提案趣旨の説明をいたします。
	今回の議会には、陳情として 5 号 8 号、J A と、それから農民組合、2 つの陳情書が
	出ておりました。
	特に 5 号のほうは、先ほど委員長報告があったとおり、非常に内容が弱いのではない
	かということで、弱いがゆえに否決されそうなぐらいの議論になりました。
	最終的に確認したところ、本心としてはやはり強く反対したいということで、議会が
	意見書を上げるに当たってはそういった趣旨を盛り込むことについては異議がないとい
	う了解をいただいております。
	ということで、どちらかといえば非常にストレートに反対の意思表示した農民組合の
	文案の中のやや無駄なところを削除して意見書に仕立てたということでもあります。
	また、町長からは開会冒頭に非常に強い意思表示もあったことを付け加えておきたい
	と思います。
	趣旨は先ほどの委員長報告の中で非常に詳しく述べられましたので、ここでは詳しく
	申し上げませんけれども、少なくとも農業に関わって我々が転作のためどれだけ水田を
	活用するために苦勞してきたかということを体験しておられる農家であれば、もう説明
	の余地がないぐらい現場を知らない、しかも農民に対して負担を負わせ、しかも経済性
	を失わせるような政策になると思います。
	これには強く反対して、この制度の見直しを行って、むしろ強い支援を行うように求
	める趣旨でありますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。
議 長	これから質疑を行います。
	質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終わります。
	提出者は自席へお戻りください。
	〔浜田議員復席〕
議 長	これから討論を行います。
	討論はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。
	これで討論を終わります。
	これから発議第 6 号 「水田活用の直接支払交付金の見直しをやめ、農家経営支援強

	化を求める意見書」の提出について採決いたします。
	お諮りします。
	本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第 6 号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第 4 発議第 7 号 「「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書」の提出について
	を議題といたします。
	事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	議案朗読
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
	5 番 坂本紀子議員。
	〔坂本議員登壇〕
5 番 坂本議員	それでは、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の趣旨説明をいたします。 この内容は、日本国憲法の第 26 条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」また「2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」といった憲法の規定が戦後に政治体制や国の財政状況で悪化してきているのが現状であります。 昭和 28 年に義務教育費国庫負担法ができ、その中で教職員の給与費等の実支出額の 2 分の 1 を国庫が負担することとなりました。 その後、様々な形の中で改善されてきたわけですが、2006 年、聖域なき構造改革で時の小泉内閣により教育費の国庫負担が 3 分の 1 となりました。 国の財政も大変ではありますが、地方交付税に頼っている自治体にとっては独自の財源により人的措置等が取れない自治体は数多く、自治体間の教育格差が生じています。 全国のどこに住んでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。 また、少人数学級推進は 2021 年度から 5 年計画で小学校では 35 人学級が実現することになりましたが、中学校では現在 35 人以上学級が全体の生徒数の 23.4%——2017 年度調べになりますけれども、あります。 現在、教育の現場は、新学習指導要領への対応、貧困、いじめ、不登校など、抱える問題が山積しており、またコロナ禍でこれらの課題はますます大きくなってきております。 教員の働き方改革を実現し、中学校、高校も見据えたさらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。よって、この意見書を国会

		へ届けたいと望むものであります。
		多くの議員の賛同をお願いいたし、趣旨説明といたします。
議	長	これから質疑を行います。
		質疑はございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		提出者は自席へお戻りください。
		〔坂本議員復席〕
議	長	これから討論を行います。
		討論はございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから発議第7号 「「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書」の提出について採決いたします。
		お諮りします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。
		以上で本日の日程は全部終了しました。
		本日の会議を閉じます。
		ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。
		〔下平町長登壇〕
町	長	6月議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。
		今月3日から本日まで13日間の会期をもちまして開催されました6月議会定例会ですが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、追加議案を含めて上程いたしました各案件の全てを原案のとおり議決、承認をいただきまして、誠にありがとうございました。
		また、今議会の議案審議や一般質問を通じて数々の貴重な御意見や御提案をいただきました。いずれも重く受け止め、今後の町政運営に生かしてまいりたいと思っております。これまで同様、議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。
		さて、政府は、先週、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針を閣議決定いたしました。
		その概要は、新しい資本主義に向けた改革として、人、科学技術・技術革新、スタートアップ、脱炭素、デジタル化の5つの分野に重点的な投資を行うとしています。
		具体的には、最低賃金の引上げ、AIやバイオテクノロジー・医療分野への官民連携

による投資の抜本拡充、5年10倍増を視野にスタートアップ育成5か年計画の策定、脱炭素に向けたロードマップの策定などが盛り込まれております。

新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ問題、気候変動等々の国を取り巻く環境変化や物価高騰、人口減少、少子高齢化等の課題がある中で、町としましては国の動向に注視しながら町政の推進と重要課題への取組を進めてまいります。

新型コロナウイルスの感染者は全国的に減少傾向にありますが、上伊那圏域でも6月9日に感染警戒レベルが2に引き下げられました。最低限の感染対策は必要ではありますが、同時にアフターコロナ、ウィズコロナを見据えた元の生活を取り戻す対策をしていかなければなりません。町内の疲弊した暮らしや経済の活性化を図ってまいりたいと思っております。

その1つとして、この11日に飯島町くらし復興券の販売を始めました。1セット1万円分の復興券を5,000円で御購入いただくものとなっております。今回は、そのうち2,000円を特に影響を受けている飲食、交通、宿泊、観光のお店でのみ使用ができる店舗限定券といたしました。

さらに、ウクライナ関連や円安関連による諸物価高騰の折、この復興券を有効に利用いただき、町民の皆様の委縮した気持ちや事業者様の活性化の後押しの一翼を担えればと思っております。

また、国や県からマスク着用の目安について示されたところでございます。屋外では基本的にはマスクの必要はない、マスクは外してもよいとされております。距離が確保できない会話や人混みなど、気をつけなければならない場面もありますけれども、状況により、着用の判断をしていただきたいと思います。これからの時期は熱中症も心配されますので、個人個人の都合や判断でマスクの利用を考えていただきたいと思います。

感染防止対策につきましては、引き続き県と連携をして行ってまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆様には引き続きの御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、議会中に関東甲信地方は梅雨入りいたしました。これからは、本格的な梅雨時期となり、長雨となることも予想されます。

先日、三六災害60年シンポジウムに参加してまいりました。

災害に巻き込まれないようにするには、いつもと違う異常に早く気づくことが大切だと思っております。そして、いち早く逃げやすいところに避難する。それには、ふだんから御家族で避難場所あるいは避難経路を話し合っておくことが重要なことだと感じております。

防災用品の備品など、災害への備えを御確認いただくようお願いするところでございます。

終わりに、議員各位におかれましては、時節柄、健康には十分御留意いただき、一層の御活躍を心からお祈り申し上げまして、6月議会定例会の閉会に当たりましての挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

御苦勞さまでございました。

		〔下平町長降壇〕
議 長		以上で令和４年６月飯島町議会定例会を閉会といたします。 お疲れさまでした。
事務局長		御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）
閉 会		午前１１時１０分

上記の議事録は事務局長 林潤の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員